

青森県版

外国につながる 子どもへの教育支援 ガイドブック

—多文化共生の学校づくりに向けて—



弘前大学教育学部多文化リソースルーム
(ひろだい多文化リソースルーム)

2023年3月

はじめに

このガイドブックは、青森県で外国につながる子どもの教育支援にあたって必要な情報を1冊にまとめたものです。

日本には、外国籍の人や、外国にルーツを持つ人々が確実に増えてきています。これまで外国人住民が少なかった青森県も、その例外ではありません。人口減少傾向が続く中で、青森県の社会経済を支える存在として、ますます多くの外国出身の方々が暮らす社会になるでしょう。

その中には、子どもたちもいます。成長の途中で来日したり外国人保護者のもとで成長したりして、外国語を母語としたり母国の文化を継承したりしている子どもたちです。外国籍の子どもが多いですが、日本国籍でも、日本語を母語としない子どもや母国の文化にアイデンティティを感じている子どももいます。そこで、このガイドブックでは、少なくとも一方の親が外国出身である子どもを「外国につながる子ども」としてとらえ、こうした子どもたちを受け入れるにあたって、学校に求められる日本語指導や多文化共生の取組を支える制度や情報をまとめることにしました。

特に「青森県版」としたのは、地域によって、子どもたちの在籍状況は異なり、使える支援資源や制度にも違いがあるからです。このガイドブックは、外国人が散在している青森県の現状を踏まえて、実際に役立つ情報で構成しました。

教育制度や学校の在り方、宗教、文化、社会の仕組みなどは、国によってさまざまです。しかし、子どもは世界のどこにいても、教育を受ける権利を有しています。このガイドブックは、異なる言語や背景をもった子どもと保護者を母語・母文化を尊重しながら受け入れ、子どもの学びを保障すること、そして、ともに学ぶ日本人の子どもたちが多様性を感じながら育つことができる多文化共生の教室づくりを目指しています。

学校現場にとってみれば、受け入れは「日本語が通じない子どもが来た、どうしよう…」という戸惑いから始まるかもしれません。しかし、子どももまた、言葉だけでなく、さまざまな意味で未知の世界に入っていく大きな変化を経験しています。異なる文化との出会いは、お互いにとって時に大変なこともあります。それが豊かなものとなるためには、互いに相手の視点に立っていくことがとても大切です。ぜひ、子どもの視点から、どのような支援や取組が必要か、考えてみてください。

外国につながる子どもが学校に入ってくることは、周囲の子どもにとっても大きな意味を持ちます。異なる言語や文化と出会い、違いを尊重しながらコミュニケーションをとっていく体験は、これからの多様化する世界を生きていく上で、必須の、そして貴重な経験となるからです。外国につながる子どもたちは「日本語ができない」だけの存在ではありません。教室での学習に参加できるよう日本語指導を充実させることはとても大切なことですが、もうひとつ忘れてはならないのが、外国につながる子どもたちの母語や母文化を尊重し、彼らが確かなアイデンティティと自己肯定感を育むこと、そして、周囲の子どもたちも含めて多様に満ちた多文化共生の空間を経験できるようにしていくことです。「この子がいてくれてよかった」と言える学級や学校をつくっていきましょう。

これからの社会は、ますますグローバルに人とモノと情報が行きかう社会になっていきます。そうした社会においては、多様性や包摂性がきわめて重要な価値となります。外国につながる子どもの存在があるがままに尊重される学校は、多様性と包摂性を実現し、SDGsを目指す日本社会の方向性にも合致しています。

このガイドブックは、文部科学省委託「多文化共生に向けた日本語指導の充実に関する調査研究」事業の成果のひとつとして、弘前大学教育学部多文化リソースルームが作成しました。関わってくださったすべての皆様に感謝申し上げます。

2023年3月

弘前大学大学院教育学研究科教授
NPO法人ひろだい多文化リソースルーム代表
吉田 美穂

目次

はじめに	1
I章 青森県に住む外国につながる子どもたちの状況	3
II章 日本語指導が必要な子どもを受け入れることになったら…	
(1) 青森県内の支援機関とそのネットワーク	6
(2) 青森県教育委員会及び県内市町村教育委員会の日本語支援体制と連携先	12
(3) Q&A 日本語指導が必要な子どもを受け入れることになったら…	14
III章 受け入れの実際	
(1) 日本語0パッケージ：支援体制の構築から実施までを含む日本語指導プログラム	18
(2) 指導時間や方法のめやすとなる日本語指導計画	19
(3) 日本語0パッケージ実施にあたっての学校側の準備	22
(4) 多文化スーパーバイザーと支援員の派遣	24
(5) 効果的な支援のためのケース会議	25
(6) 【多文化版】個別の教育支援計画・個別の指導計画作成	27
(7) 子ども・保護者との意思疎通のために	32
(8) 「特別の教育課程」及び学校設定科目による日本語指導	33
(9) 日本語指導が必要な児童生徒の指導要録及び通知表の作成について	35
(10) 教員と支援員の連携による日本語指導の実際	36
取り出し指導／入り込み指導／一斉指導における支援と補充学習／	
さまざまな場面でのICT活用／オンラインによる日本語指導	
IV章 各学校での教育支援の充実のために	
(1) 子どもの母語・母文化の尊重と多文化共生への取組	40
(2) 生活言語と学習言語の違いと学習内容・方法の差異を踏まえた指導	46
(3) 青森県内の子どもの日本語指導で使われている教材	47
(4) 青森県内で実施可能な研修プログラム	52
コラム日本語指導が必要な子どもと「個別最適な学び」	55
(5) 学校の壁を超えた交流で子どもたちを支える	56
(6) 日本語0パッケージや交流事業を体験した子どもたちの声	62
(7) 日本語0パッケージを経験した学校の声	66
(8) 日本語0パッケージで連携した教育委員会の声	74
V章 キャリア支援の充実に向けて	
(1) 国によって異なる教育制度や就職慣行	78
(2) 外国につながる子どもと保護者のための高校進学ガイダンス	80
(3) 外国につながる先輩とのオンライン交流によるキャリア支援	82
(4) 大学等への進学のためのキャリア情報	83
VI章 子どもの日本語支援に携わりたい方へ	84
VII章 巻末資料	
(1) 関係機関のホームページ、連絡先一覧	85
(2) AOMORI多文化共生推進事業実施要領	86
(3) 青森県観光国際交流機構による日本語学習教材給付事業・日本語能力試験助成事業	92
(4) 主要な参考資料を閲覧できるホームページ等	94

I 章

青森県に住む外国につながる子どもたちの状況

青森県内には、外国につながる子どもたちがどのくらいいるのでしょうか。

2020年に県内すべての小中学校を対象に行った調査（回収率80.2%）では、少なくとも一方の親が外国人である子どもは、青森県内に497人いることがわかりました。どの地域にどのくらい住んでいるかを地図にしてみると、次のようになります。

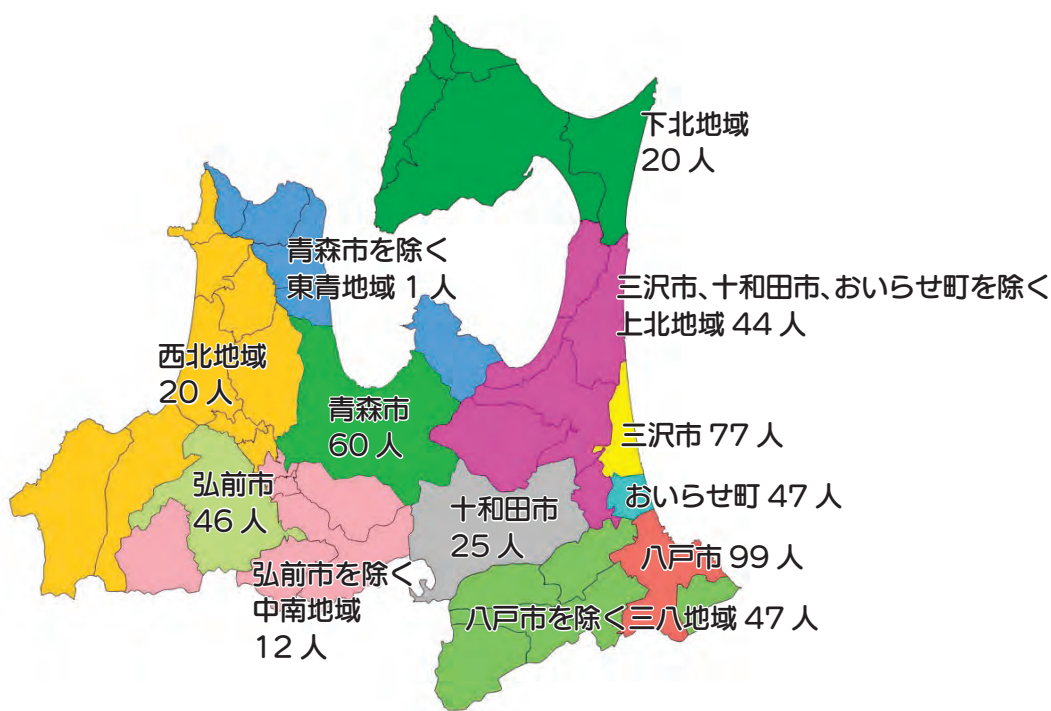


図1-1 地域別の外国につながる子どもの在籍人数

この子どもたち一人ひとりについて尋ねた結果、両親とも外国人の子どもは11%、母親のみ外国人の子どもは44%、父親のみ外国人の子どもは33%でした（残りは不明）。両親とも外国人の場合の国籍は、中国、アフガニスタン、アメリカ、ネパール、フィリピン、韓国などとなっています。母親のみ外国人の場合はフィリピン、中国、インドネシア、台湾、タイなどアジアの国々が大半を占めますが、父親のみ外国人の場合はアメリカが約半数を占めています。

子どもたちの約半数は、日本で生まれていますが、一方、いつ日本に来たのかわからない子どもが128人、5年以内に来日した子どもは72人でした。第二言語習得の研究では、生活場面で使う生活言語は1～2年で身につくものの、学習に用いる学習言語の習得には、少なくとも5～7年かかると言われています。滞日年数からも、少なくない子どもたちが、何らかの日本語学習支援を必要としている可能性が高いことがうかがえます。

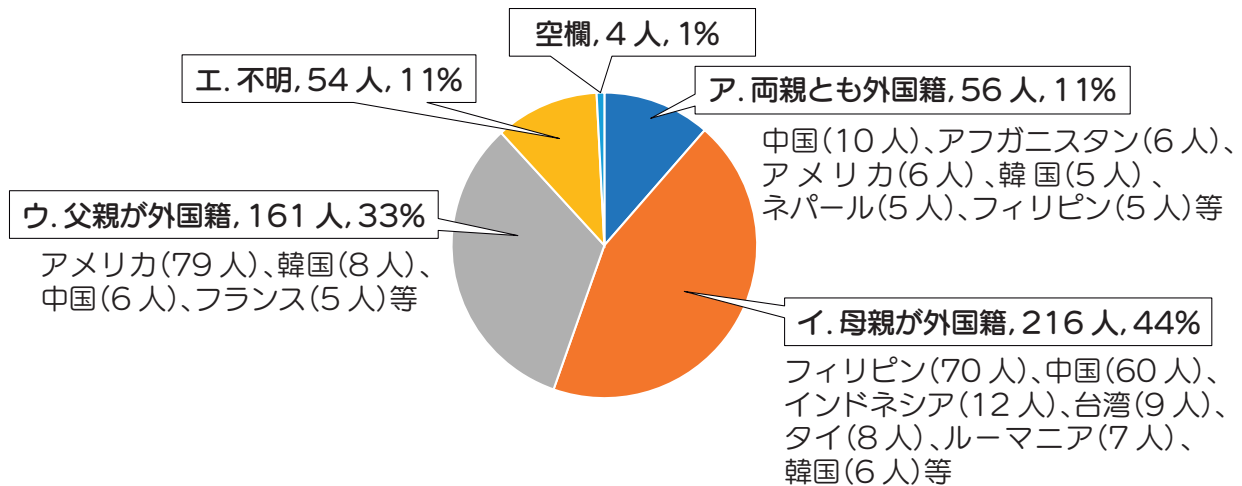


図1-2 外国につながる子どもの親の国籍

実際に、一人ひとりの子どもの「書き能力」と「教科学習能力」をみると、109人（約22%）の子どもが学年相当の書く力を持っておらず、104人（約21%）が学習内容を理解して思考したり判断したりすることが難しい状態だと把握されています。しかし、こうした子どもたちのうち、支援員などによって日本語指導を受けている子どもたちは、4分の1程度に過ぎませんでした。日本語指導の実施が、市町村によって大きく異なっているためだと考えられます。

日本語習得が壁となって、学ぶ権利が十分保障されていない子どもたちが青森県内にいる状態は、今後、改善されていかなければならないといえるでしょう。

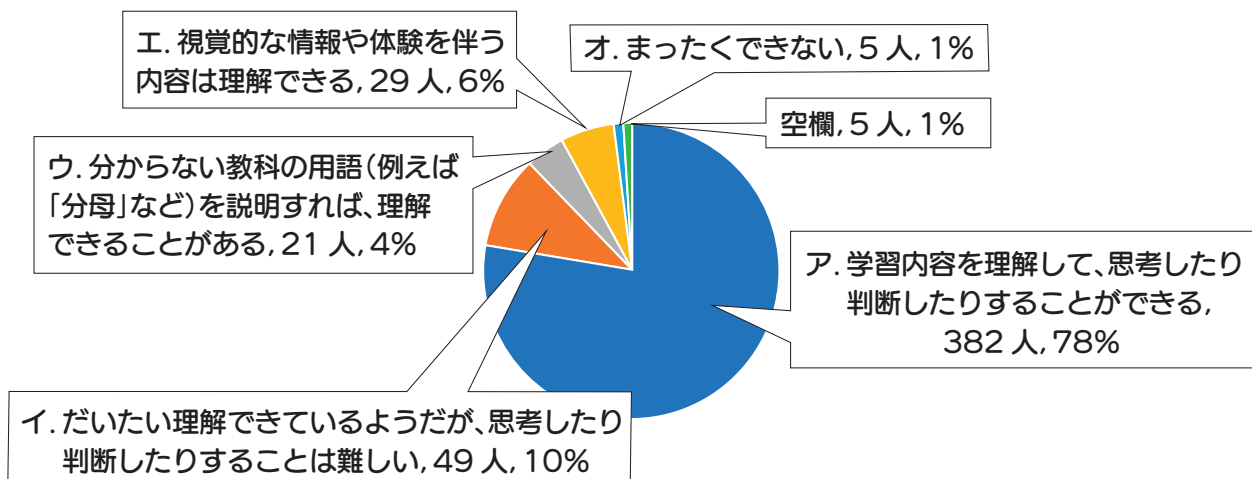


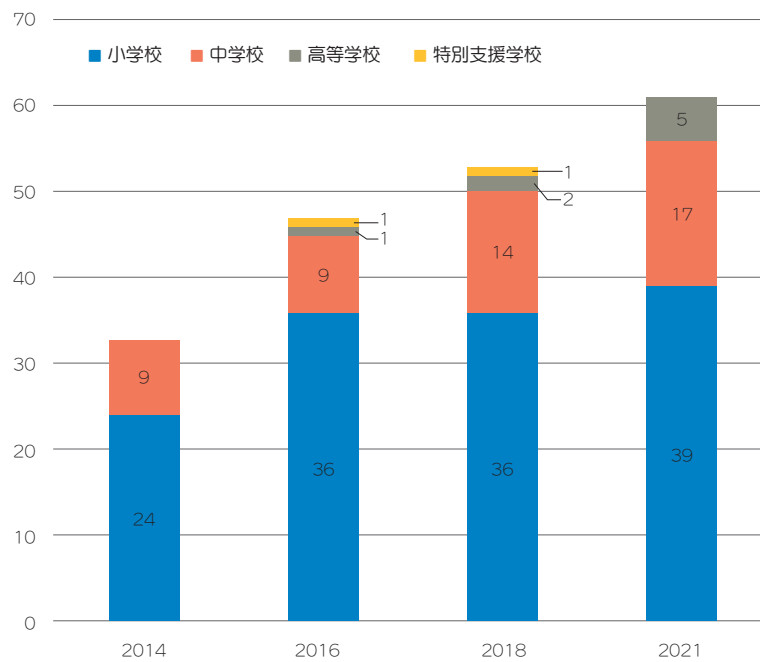
図1-3 青森県内の外国につながる子どもの教科学習能力

ここまで紹介したのは、2020年の弘前大学による調査です。

これとは別に、文部科学省による「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」が2～3年に一度行われています。この調査で把握される「日本語指導が必要な子ども」は、学習言語レベルの日本語の習得に課題のある子どもが十分捉えられていない可能性はあ

りますが、推移をみることができます。2021年度は、コロナ下で国際的な人流がかなり抑えられていた時期ですが、それにもかかわらず、日本語指導を必要とする子どもたちは増加してきています。コロナへの水際対策が緩められて以降は、さらに多くの日本語指導を必要とする子どもが青森県に新たに居住する傾向にあります。

では、増えつつある日本語指導が必要な子どもたちを支援するにあたって、青森県内のどこにどのような支援機関があり、支援のしくみがあるのでしょうか。動き始めている青森県での支援について、第II章でみていきます。



文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」より作成

図1-4 青森県の日本語指導が必要な児童生徒数の推移



II 章

日本語指導が必要な子どもを受け入れることになったら…

日本国内では、どの地域においても、文部科学省の方針に従って、義務教育である小学校及び中学校への受け入れが行われています（文部科学省 2019『外国人児童生徒受入れの手引き 改訂版』）。また、高校についても 2020 年 7 月に受け入れ促進を求める通知が出され、2023 年 3 月には『高等学校における外国人生徒等の受入の手引き』『高等学校の日本語指導・学習支援のためのガイドライン』が公表される予定です。現行の学習指導要領には、小学校・中学校・高等学校のいずれにおいても、「日本語の習得に困難のある児童（生徒）については、個々の児童（生徒）の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする」と記載されており、2020 年に成立した日本語教育推進法でも、学校での日本語教育の充実が期待されています。青森県も、当然、こうした大きな法的枠組や方針の下にあります。

しかし、具体的にどのように受け入れ、支援できるのかを考える上では、地域の実情を踏まえて検討していく必要があります。

青森県は、散在地域と言われ、これまであまり外国人が多くない地域でした。このため、学校や市町村教育委員会の中には、受け入れた経験を有していないところが少なくありません。学校での日本語指導ができる人材も限られています。また、多文化共生の学級・学校づくりを考えた際には、その実現の在り方は外国につながる子どもがたくさん住んでいる地域とは条件が異なるでしょう。例えば、青森県では、日本語指導を受けているのは学校では自分ひとりといった環境に置かれている子どもがほとんどです。冬になれば、雪のため遠距離の移動が難しいといった条件もあります。

実際に支援をすすめる上では、次のような問いに答えを見いだしていかなければなりません。日本語指導ができる人材はどこでどう探せばいいのか。実際の日本語支援はどう展開すればいいのか。多文化共生の教室づくりのために、どのような取組が行えるのか。どのような配慮が必要か。支援のための諸計画の作成やケース会議はどう開けばいいのか。これらの問いにできるだけ答えられるガイドブックを目指しました。この章では、入り口として、(1) 青森県における支援機関とそのネットワーク、(2) 各教育委員会の取組状況のまとめ、そして受け入れ初期に生じる疑問に答えるための Q & A を (3) に掲載します。

(1) 青森県内の支援機関とそのネットワーク

日本語指導が必要な子どもが急に編入することになった場合、いったいどこに相談し、どのように支援資源を確保していけばいいのでしょうか。ここでは、青森県内の支援機関とその間のネットワークについて紹介します。

次のページの図のように、外国につながる子ども支援のために、青森県内では、各関係機関が活動し、相互に連携しています。

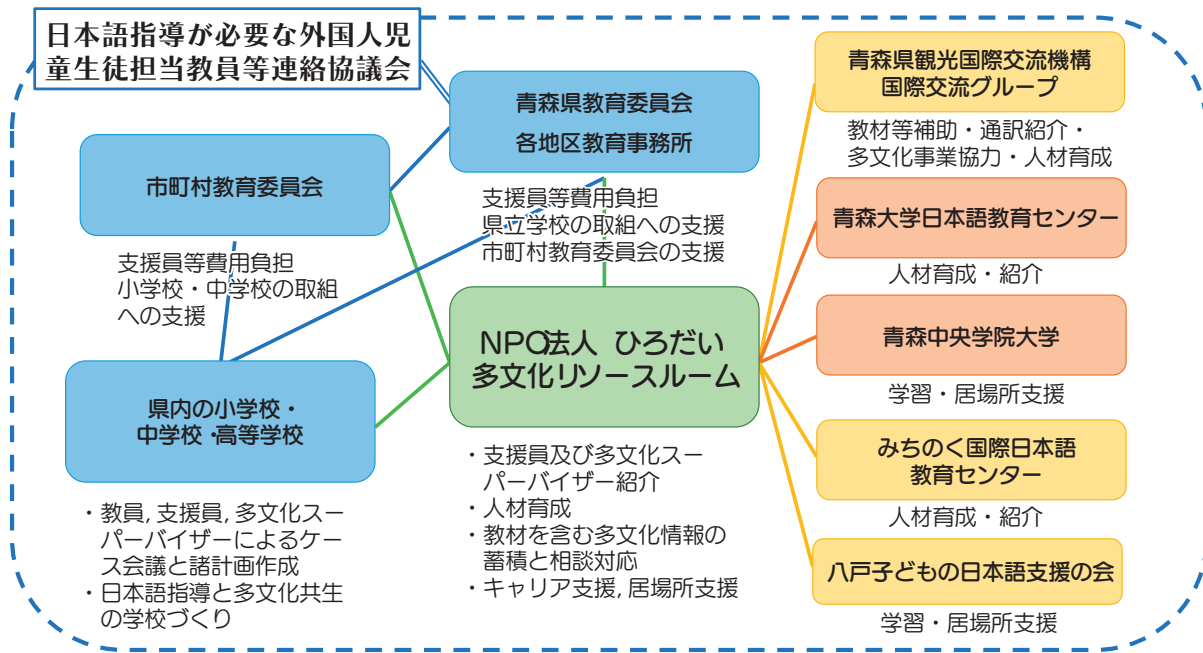


図2-1 青森県内の支援に関わる機関とそのネットワーク

NPO法人ひろだい多文化リソースルーム

図の中心に描かれ県内の各機関と連携しているのが、ひろだい多文化リソースルームです。弘前大学教育学部と連携協定を結んで大学内に拠点を置くNPO法人です。令和2～4年度の文部科学省の委託事業「多文化共生に向けた日本語指導の充実に関する調査研究」の研究成果を生かし、教育委員会や県内の他の支援機関と連携して、さまざまな支援を行います。多文化スーパーバイザー及び日本語支援員・母語支援員の派遣、青森県教育委員会の共催による高校進学ガイダンス、多文化キッズ交流会やキャンプ、学校外での日本語支援、支援人材の育成などです。

学校や教育委員会が受け入れにあたって必要な情報を得たい場合、ひろだい多文化リソースルームに連絡を入れれば、県内のどのエリアの場合も、地域の支援資源の紹介も含めて、対応します。弘前大学教育学部に拠点があり、スタッフも弘前大学の教員や教職大学院生などが多く、教育委員会との連携経験が豊富なのが特徴です。

【対応している内容】

- ・外国につながる子どもの受け入れにあたっての具体的なアドバイス
- ・多文化スーパーバイザーや日本語支援員、母語支援員の紹介
- ・オンライン対応も含む多言語通訳の紹介
- ・校内研修講師の紹介
- ・放課後や長期休暇中あるいは学校に在籍していない子どもの日本語学習の相談
- ・日本語指導支援に関わる資料及び教材の収集と閲覧・貸出
- ・母語通訳を入れた高校進学ガイダンス
- ・高校や大学進学などに関するキャリア相談

- ・多文化キッズ交流会や多文化キッズ・キャンプの開催
- ・支援人材の研修講座の開催
- ・他の関係機関の紹介

【ホームページ・連絡先】

- ・ホームページ：<https://home.hirosaki-u.ac.jp/tabunka/>
- ・連絡先 TEL：0172-30-9145 メールアドレス：hiro dai.tabunka@gmail.com（事務局）
m-yoshida@hirosaki-u.ac.jp（理事長）



青森県教育委員会・市町村教育委員会

青森県教育委員会は、青森県全体の日本語指導の充実に向けて年2回、「日本語指導が必要な外国人児童生徒担当教員等連絡協議会」を開催しています。ネットワーク図の関係機関は、この連絡協議会に参加し、支援の充実に向けて情報共有や意見交換を行っています。

さらに、青森県教育委員会は、高等学校や特別支援学校といった県立学校における日本語指導等を担当し、各学校で円滑に支援が実施できるようにしています。そのための事業として、2022（令和4）年度から始まったのがAOMORI多文化共生推進事業（p.12～13参照）です。この事業では、青森県教育委員会がひろだい多文化リソースルームと連携して、高等学校や特別支援学校などの県立学校での日本語指導体制を構築するだけでなく、県内小中学校への日本語指導が必要な子どもの急な編入等に際して、その設置者である市町村教育委員会での受け入れを、短期間バックアップする役割も担っています。問い合わせの窓口は、青森県教育庁学校教育課です。

また、青森県教育委員会の各地区の教育事務所も、翻訳機の貸し出し等をはじめ市町村教育委員会を支援する体制を取っています。なお、県立学校が翻訳機を必要とする場合は、学校教育課に問い合わせてください。

市町村教育委員会は、小学校及び中学校の設置者として、日本語指導が必要な子どもの受け入れや日本語指導の体制づくりを行っています。日本語指導体制や連携先は、市町村によって違いがありますので、(2)で一覧にしています。そちらを参照してください。

【対応している内容】

- ・それぞれの教育委員会が管轄している学校における日本語指導が必要な子どもの編入について
- ・それぞれの教育委員会が管轄している学校で受けられる日本語指導や多文化共生への配慮について
- ・AOMORI多文化共生推進事業について（p.12-13, 巻末資料p.86-91参照）
- ・青森県立高等学校入学者選抜について

【連絡先】

- ・青森県教育庁学校教育課小中学校指導グループ 電話 017-734-9895
- ・青森県教育庁学校教育課高等学校指導グループ 電話 017-734-9883
- ・各市町村教育委員会の学務課及び指導課等

公益社団法人青森県観光国際交流機構 国際交流グループ

県内に住む外国人住民へのさまざまな情報提供や相談事業などを行ってきた青森県国際交流協会が前身です。令和4年10月に公益社団法人青森県観光国際交流機構に統合され、その国際交流グループとして活動しています。

在住外国人からのさまざまな相談に対して、来所や電話、SNSで対応しています。中国語、ベトナム語、英語、フィリピン語での相談は、曜日によって直接、通訳相談員が対応します。また、それ以外の言語についても、民間通訳サービス等の活用により18言語で相談に対応しています。

また、相談者・関係機関・国際交流グループ（青森県外国人相談窓口）の通訳をつなぐ3者間通話サービスも行っています。学校の先生方が、保護者や子どもと母語で話したいというような場合に、活用することができるでしょう。

また、青森大学と提携して開催する「日本語指導サポーター養成講座」で県内の日本語指導人材の養成を行うとともに、日本語指導が必要な児童生徒への支援も行っています。日本語を学ぶ子どもが教材を必要としたり、日本語能力試験を受験したい際には、日本語学習教材の費用を助成する事業や日本語能力試験受験料を助成する事業をぜひ活用してください（詳細は巻末p.92.93 資料参照）。

【対応している内容】

- ・ 在住外国人の方からの教育を含むさまざまな生活相談
- ・ 3者間通話サービス
- ・ 専門機関への初回の通訳同行
- ・ 日本語指導サポーター養成講座と日本語支援人材の紹介
- ・ 児童生徒への日本語学習教材の購入助成
- ・ 児童生徒への日本語能力試験受験料の助成

【ホームページ・連絡先】

- ・ ホームページ <https://www.kokusai-koryu.jp/>
- ・ 外国人相談窓口 TEL：017-718-5147

NPO法人みちのく国際日本語教育センター（MIJEC）

八戸市に拠点を置くNPO法人みちのく国際日本語教育センターは、八戸市周辺エリアで、日本語支援を行っています。この章の（2）で紹介するように、八戸市・階上町・南部町とは直接契約を結んで、学校に日本語支援員を派遣しています。対面及びオンラインで日本語教室なども運営しているので、三八エリアであれば、直接連絡を取ってみるとよいでしょう。

【対応している内容】

- ・ 八戸市・階上町・南部町の学校への日本語支援員派遣
- ・ 一般向け日本語教室（対面・オンライン） 児童生徒等も参加可能

【連絡先】

- ・ホームページ https://peraichi.com/landing_pages/view/mijec
- ・問合せ先 michinokunihongo@gmail.com



八戸子どもの日本語支援の会

八戸子ども日本語支援の会は、八戸市内で、子どもの日本語教室を開催している任意団体です。土曜日の午後に、小学生から高校生までの子どもたちが集まり、スタッフの指導を受けながら、それぞれの日本語のレベルや学校での学習状況に応じて学んでいます。外国につながる子どもたちが交流する場としても、大切な場となっています。

【対応する内容】

- ・土曜子ども日本語教室（対面・土曜日） 八戸市内
- ・子どもの日本語支援に関する相談

【連絡先】

- ・メールアドレス mt.akebi@gmail.com

青森大学日本語教育センター

青森大学日本語教育センターは、青森県観光国際交流機構と連携して、「日本語指導サポーター」の養成に取り組んでいます。このため、日本語支援人材についての情報を有しており、ひろだい多文化リソースルームと連携して、多文化スーパーバイザーや日本語支援員を紹介しています。

【対応する内容】

- ・青森大学日本語教師養成プログラムの提供
- ・青森県観光国際交流機構国際交流グループと連携した「日本語指導サポーター養成講座」
- ・日本語教育人材についての相談

【連絡先】

- ・TEL：017-738-2001（内線 321） 〒 030-0943 青森県青森市幸畑 2 - 3 - 1

青森中央学院大学多文化週末交流／勉強会（新町キャンパス）

青森中央学院大学は、サテライトキャンパス「FRIENDLY WINDOW」（新町キャンパス）で、土曜日に無料の学習支援ボランティア教室を運営しています。青森市内の日本語指導が必要な子どもは、希望すれば学習支援を受けることができます。（p.57 参照）

【対応する内容】

- ・サテライトキャンパス「FRIENDLY WINDOW」での無料の学習支援
〒 030-0801 青森市新町 2 - 7 - 13 TEL/FAX 017-752-8660

【連絡先】

・青森中央学院大学 田中 真寿美 Email: masumi-tanaka@aomoricgu.ac.jp
TEL: 017-757-8430 FAX(代): 017-738-8333

弘前大学教育学部多文化リソースルーム



多文化リソースルームの教材棚と学習スペース



学習支援を受ける子どもたち

(2) 青森県教育委員会及び県内市町村教育委員会の日本語支援体制と連携先

青森県内には、市町村立学校を設置している 40 の市町村教育委員会と、県立学校を設置している青森県教育委員会があります。それぞれの教育委員会の日本語指導に関わる予算編成実績と、日本語支援のための連携等の体制、2022 年度に始まった青森県の支援のしくみを紹介します。

①日本語指導に関わる予算

日本語指導の予算を編成した実績のある自治体	青森県 青森市 八戸市 弘前市 平川市 五所川原市 十和田町 南部町 階上町
日本語指導の予算を編成した実績のない自治体	他 32 市町村

②市町村立の小学校及び中学校への人員配置と連携

日本語支援員を直接雇用している市 (弘前大学教育学部多文化リソースルームとも連携)	弘前市
弘前大学多文化リソースルームから日本語支援員及び多文化スーパーバイザーを派遣した実績のある市町	青森市・五所川原市・平川市・三沢市・おいらせ町
NPO 法人みちのく国際日本語教育センターと契約し、日本語支援員を派遣した実績のある市町	八戸市・南部町・階上町
県費負担教員の加配がある学校のある市町	三沢市・六戸町
地域の国際交流協会と連携して支援員を派遣している市	十和田市
これまで日本語支援員の派遣や教員加配等がない市町村	他 29 市町村

③青森県立学校における人員配置と連携

弘前大学多文化リソースルームから、日本語支援員・母語支援員及び多文化スーパーバイザーを派遣した実績のある学校	尾上総合高等学校、田名部高等学校、八戸中央高等学校、北斗高等学校
--	----------------------------------

④AOMORI 多文化共生推進事業

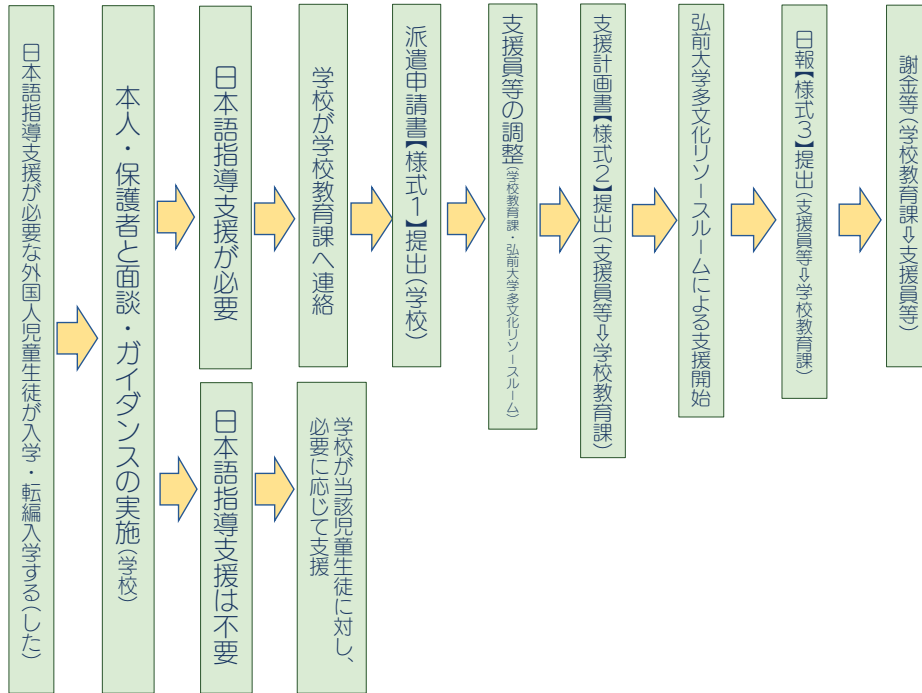
2022 年度から始まった青森県教育委員会の事業です。

日本語指導支援が必要な児童生徒が入学する場合に、NPO 法人ひろだい多文化リソースルームと連携して、多文化スーパーバイザーや日本語支援員・母語支援員などの派遣を行うもので、学校教育課が窓口です。

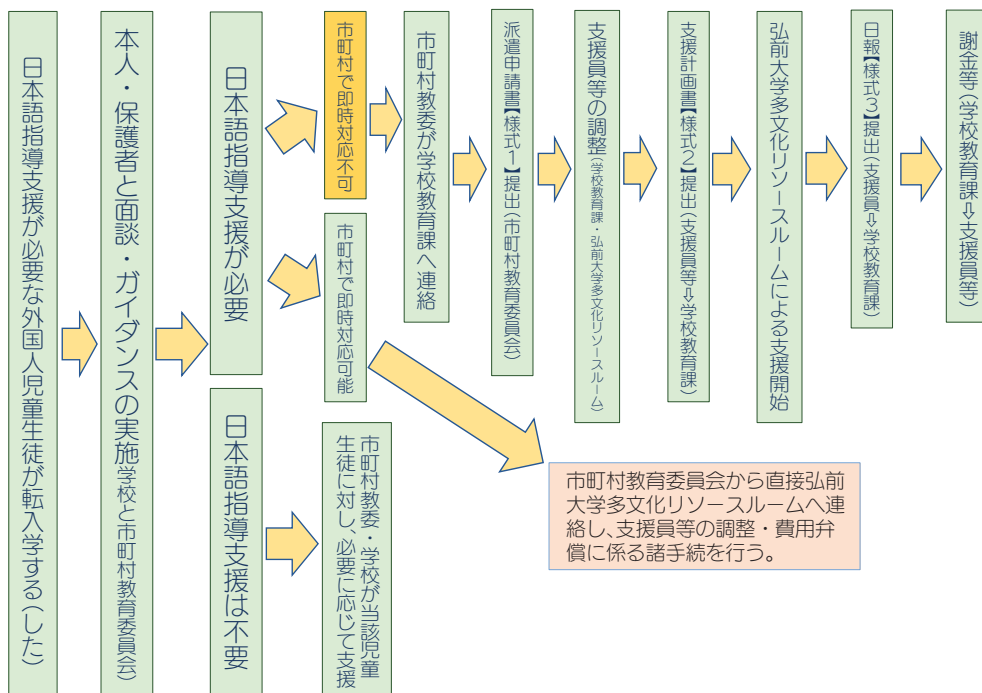
基本的には、高等学校などの県立学校に対応していますが、一部、市町村立の学校にも対応しています。散在地域の市町村においては、日本語指導が必要な児童生徒が継続的に在籍しておらず、恒常的な予算措置がされていないことが多い実態を考慮して考えられた制度です。受け入れ当初が、子どもにとっても学校にとっても最も困難を感じるにもかかわらず、

即時の対応ができない事態を避けるためという趣旨なので、市町村立の学校に対しては、12週間に限定して支援を実施します。この12週間の間に、それぞれの市町村で補正予算等を組む等の対応を検討していくことが期待されます。

日本語指導支援に係るフローチャート【県立学校】



日本語指導支援に係るフローチャート【公立小・中学校】



※私立学校で日本語指導を行っている学校は、2023年1月現在、把握されていません。問合せは各学校法人となります。

(3) Q&A 日本語指導が必要な子どもを受け入れることになったら…

Q1 市町村教育委員会として、急に日本語指導が必要な児童生徒を受け入れることになったが、これまで経験がない。どうすればいいか？

学校としてどのような準備が必要か、日本語支援員等の人材を紹介してほしい等の相談は、ひろだい多文化リソースルームにお問い合わせください。

保護者や本人との面談に通訳が必要な場合は、青森県観光国際交流機構国際交流グループやひろだい多文化リソースルームに相談してください。

Q2 編入にあたって、学齢より下げて受け入れてほしいという保護者の要望があった。学校として、どう判断するのがよいか？

編入にあたっては、日本語力や学習保障の観点から、学齢相当の学年から下げた学年等に入れることも考えられます。保護者と相談して、これまでの学習歴や日本語力、高校入試までの期間などから総合的に判断しましょう。後日、学齢相当の学年に戻ることが想定される場合は、学籍は学齢相当にして、しばらくの間、下の学年で学ぶなど柔軟な対応も考えられます。

Q3 学齢を超えた子どもの保護者から市町村教育委員会に、中学校を卒業していないので、ぜひ中学校に入れたいと相談があり、困っている。どのように考えればよいか？

日本では、外国籍の子どもも保護者が希望する場合、日本人の子どもと同様に教育を受ける機会を保障しています。不就学は、子どもの学ぶ権利の侵害となります。すみやかな就学に向けて、準備していきましょう。外国又は日本において様々な事情から実質的に義務教育を修了しないまま学齢を経過した場合には、各教育委員会の判断により、本人の学習歴や希望等を踏まえつつ、学校の収容能力や他の学齢生徒との関係等必要な配慮をした上で、公立の中学校での受け入れが可能です。

Q4 外国人の知人から、母国で9年間の教育課程を終えた後、高校に在籍していたという子どもが来日したので、日本の高校に入れたいと相談を受けた。どうすればよいか？

日本の高校への出願資格があると考えられます。母国で高校を1年以上修了し単位を取得している場合などは、編入試験を受けることにより、編入が認められる可能性もあります。いずれにしても、9年間及び高等学校で教育を受けた履歴を証明する書類をもとに高校への出願資格を確認してもらう必要がありますので、母国での学校の記録をそろえて、青森県教育委員会学校教育課高等学校指導グループに相談しましょう。

Q5 2年前に来日した子どもがいるが、日常会話には問題がないようなので、日本語指導は必要ないと考えてよいだろうか？

第二言語習得の理論では、「生活言語」と「学習言語」は分けてとらえられています。日

常会話で用いられる「生活言語」で使う語彙は限られており、また、その場面にあった単語や短い文で意思疎通することが可能ですが、教室での学習で用いられている「学習言語」には、抽象的な概念を示す語彙が多く含まれ、複雑な文章を読み解いたり表現したりする力が求められます。子どもの場合、「生活言語」は1～2年で身につくとされますが、「学習言語」は少なくとも5～7年かかるとされます。新しい内容を母語でない言語で学ぶため、日本語の基礎だけでなく、教科学習につながる日本語の指導が欠かせません。

文部科学省の「日本語指導が必要な児童生徒」の定義は、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒、もしくは、日常会話ができていても学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている児童生徒」です（文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」。「学年相当の学習言語が不足している」場合は、何らかの日本語指導が必要であると捉える必要があります。生活言語、学習言語については、p.46に詳しく解説しているので、参照してください。

Q6 受け入れにあたっては支援員等が必要だが、教育委員会として当該年度には支援予算を組んでいない。どうしたらいいか？

過去に受け入れ経験のある教育委員会の場合は、過去の事例を踏まえて予算を確保する方策を検討するとよいでしょう。すぐには予算が確保できない場合や、これまでまったく受け入れ経験がない市町村の場合は、短期的には、AOMORI多文化共生推進事業の利用が可能か、青森県教育委員会学校教育課に問い合わせてみましょう。ただし、AOMORI多文化共生推進事業は12週間のみ対応なので、並行して、すでに予算を組んだ経験のある他の市町村教育委員会に問い合わせて、予算確保のための方策や活用できる国の補助などについて情報を収集しましょう。

Q7 日本語指導が必要だが、予算がないので、特別支援教育の支援員に対応してもらおう方向で考えたいが、どうだろうか？

発達障害などの障害がある子どもと、母語が異なる子どもでは、支援に求められる内容が異なります。第二言語として日本語を学ばせるにあたっては、教材や指導法などについての知識や技能が求められます。関係機関に相談して日本語支援の知識・技能をもった人材を紹介してもらいましょう。また、やむをえず他分野の支援員で対応せざるを得ない場合も、ひろだい多文化リソースルームなどに相談して、受け入れにあたって注意する事項を確認し、指導内容や教材の工夫などの助言を受けるとよいでしょう。

Q8 受け入れにあたっては、母語ができる支援員を配置できればいいのではないですか？

母語や母文化を尊重する意味で母語支援員の存在は貴重であり、特に受け入れの初期にあつては、子どもが安心して学校生活に入っていく上で、重要な役割を果たすといえます。

しかし、母語での支援とは別に、日本語指導ができる人材を配置することが極めて重要で

す。子どもが学級での学習に参加できるように、また、周囲の子どもたちと関係を築けるようにするためには、日本語指導が欠かせないからです。母語支援員が日本語を教えずに通訳している状態では、子どもはいつまでも学級に参加できず、「お客さま」の状態に置かれてしまいます。

母語支援をすることとは別に、日本語指導ができる体制をつくっていく必要があります。

Q9 どの時期にどの程度の日本語指導時間が必要ですか？

ひろだい多文化リソースルームでは、日本語0パッケージで示す日本語指導計画において、フェーズごとの指導時間の目安を示しています（p.20-21 参照）。とはいえ、実際には、年齢、母語の特徴、母国での学習歴、家庭での言語環境など様々な要素があり、日本語能力の伸長や適切な支援時間については、個人差が大きい実態があります。目安となる時間を参照しながら、DLA（文部科学省作成の対話型アセスメント、巻末資料p.96を参照）で日本語の力をはかるなどして、調整していくとよいでしょう。

Q10 日本語を母語としない子ども・保護者と話が通じない（通じにくい）。どうしたらいいか？

通訳が必要な場合は、青森県観光国際交流機構国際交流グループやひろだい多文化リソースルームに通訳紹介や三者通話サービスなどについて、相談してみましょう。通訳費用が必要なときは、AOMORI多文化共生推進事業でも対応してもらえる場合があります。問い合わせてみましょう。

通訳が確保できない場合、自動翻訳機を使うことも検討しましょう。小中学校については、各地区の教育事務所が、県立高校については、県教育庁学校教育課が貸し出しています。また、ひろだい多文化リソースルームの0パッケージを導入している場合は、そちらからも貸与を受けられます。ただし、自動翻訳機は万能ではないので、できるだけ正しく翻訳されるよう、簡潔で明瞭な表現を使うなど気をつけましょう。学習言語レベルの語彙や表現については正確な翻訳がされないことが多いので、その点は特に注意が必要です。

通訳がいなくても対応できそうな場合であっても、次のことには留意しましょう。

① 「やさしい日本語」を使う。

日常的に使う語彙を選ぶ／伝える情報を精選する／ゆっくり話す／主語と述語がひとつずつの単文で話す／大事な情報は、文の前の方に持ってくる

② 背景となる社会や文化が異なることを意識する。

日本の学校では当たり前と感じていることも、外国では当たり前ではない可能性があります。例えば、子どもが給食当番や清掃などを行わない国は多いです。給食当番の話が通じないのは、言語の問題ではなく、異なる学校文化に原因があるのかもしれませんが。当該の国の教育事情などを知りたいなどの相談も、ひろだい多文化リソースルームに相談してみてください。

Q11 日本語指導が必要な子どもの指導要録や通知表は、どうすればいいですか？

小学校・中学校・高等学校のそれぞれの校種で定められた様式を用いて、指導要録を作成します。指導要録は、指導のための資料とするとともに、外部に対する証明書等に役立たせるための原簿としての性格を有するものなので、氏名の正確な表記に留意しましょう。また、取り出しなどの別室指導を行っている場合は、「特別の教育課程」として扱い、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、「特別の教育課程」による指導を受けた授業時数、指導期間、指導の内容及び結果等を記入します。

通知表は、各学校の判断となりますが、他の児童生徒のものを基本として、「特別の教育課程」部分は文言で書くなど工夫しましょう。保護者が日本語の読み書きができない場合などは、読みやすいようやさしい日本語を使ったり、母語支援者に入ってもらったりして、十分に意図が伝わるようにしましょう。

詳しくは、第III章（9）p.35-36を参照してください。

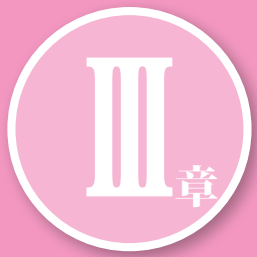
Q12 高校入試など進路やキャリアに関わる情報を伝えたいが、言語や文化が異なる中でうまく伝えられるか心配な面がある。どうしたらいいだろうか？

ひろだい多文化リソースルームでは、日本語を母語としない子ども・保護者のための高校進学ガイダンスをオンラインで行っています（p.80参照）。毎年度、秋頃の実施となりますので、問い合わせてください。また、前年度の資料の多言語版も、ホームページに掲載しているので、参照してください。

このほか、ひろだい多文化リソースルームの支援の中では、必要に応じて、同じルーツの先輩とのオンラインのキャリア交流会などを組み込むこともできます。相談してください。（p.82参照）

Q13 多文化共生の教室・学校づくりに取り組んではいるが、日本語指導を受けている子どもは学校に一人で、どうしても孤立感を覚えているように感じる時がある。どうしたらいいだろうか？

青森県のような外国人の散在地域では、同じ境遇の子ども同士が会うことが少なく、どうしても孤立しがちです。ひろだい多文化リソースルームは、多文化キッズ交流会や、多文化キッズ・キャンプなどを実施しています（p.56, p.58-61参照）。小学生から高校生まで、多くの子どもたちが参加し、生き生きとした姿や笑顔を見せてくれます。さまざまな母語の子どもが参加しますが、同じ母語同士でリラックスして話したり、みなで話すときは日本語が共通語なので頑張って日本語で交流したり、さまざまな効果があります。また、異年齢での交流なので、少し年上の先輩が高校進学している姿から、身近な将来の目標やイメージにつながる面もあります。それぞれの時期にホームページに掲載するほか、学校宛に案内をしますので、ぜひ参加を検討してください。



受け入れの実際

(1) 日本語0パッケージー支援体制の構築から実施までを含む日本語指導プログラム

日本語指導が必要な子どもの受け入れにあたって重要なのは、どのような支援体制を整え、どのような人員で、どのような支援内容を、どれくらいの期間で提供するか、という点で見直しをもつことでしょう。

ここでは、それを包括的に示すパッケージを紹介します。文部科学省委託事業「多文化共生に向けた日本語指導の充実に向けた調査研究」によって、青森県の子どもたちのために開発された日本語指導プログラムです。実際に転入する子どもの日本語力は様々ですが、指導計画としては、日本語未習の状態、つまり日本語力が0（ゼロ）の状態から受け入れたと想定したものをベースにしていることから、「日本語0パッケージ」と呼んでいます。

弘前大学多文化リソースルームでは、日本語^{ゼロ}0パッケージに準拠した支援を、研究拠点校となった青森市立小中学校（7校）、平川市立小学校（2校）、五所川原市立小学校（1校）、三沢市立小学校（1校）、青森県立高校（4校）等で展開し、学校現場の先生方や支援員の評価を踏まえ、その効果を確認しながら、内容を整備してきました。

「日本語0パッケージ」には、次の内容が含まれています。

- ①指導時間や方法のめやすとなる日本語指導計画
- ②日本語0パッケージ実施にあたっての学校側の準備
- ③多文化スーパーバイザーと日本語支援員、母語支援員の派遣
- ④効果的な支援のためのケース会議と【多文化版】個別の教育支援計画・個別の指導計画の策定
- ⑤多文化共生の学校づくりのための教職員向け研修の実施

この「日本語0パッケージ」は、学校の先生方と外部から入る支援者との適切な連携こそが、効果的な日本語学習支援の実施につながるという認識のもと、全体の枠組が考えられています。外国につながる子どもの受け入れに関しては、文部科学省作成の『外国人児童生徒受入れの手引き』が既にあります。が、「日本語0パッケージ」は、必ずしも支援のための人材や資源が豊富とはいえない散在地域の現状を踏まえた支援体制づくりのために、②の支援に際しての細かな準備や③の人材の派遣など、実際の支援に直結するところまでを含んでいるのが特徴です。①～⑤の内容は、第三章（2）以降で詳しく紹介していきます。

今後もひろだい多文化リソースルームは、青森県教育委員会、青森市教育委員会、平川市教育委員会等と、日本語0パッケージによる支援を継続して展開していきます。

0パッケージをそのまま導入しない他の市町村においても、0パッケージの中で示された支援の在り方や具体的な方法などは、支援において大きな参考となるでしょう。

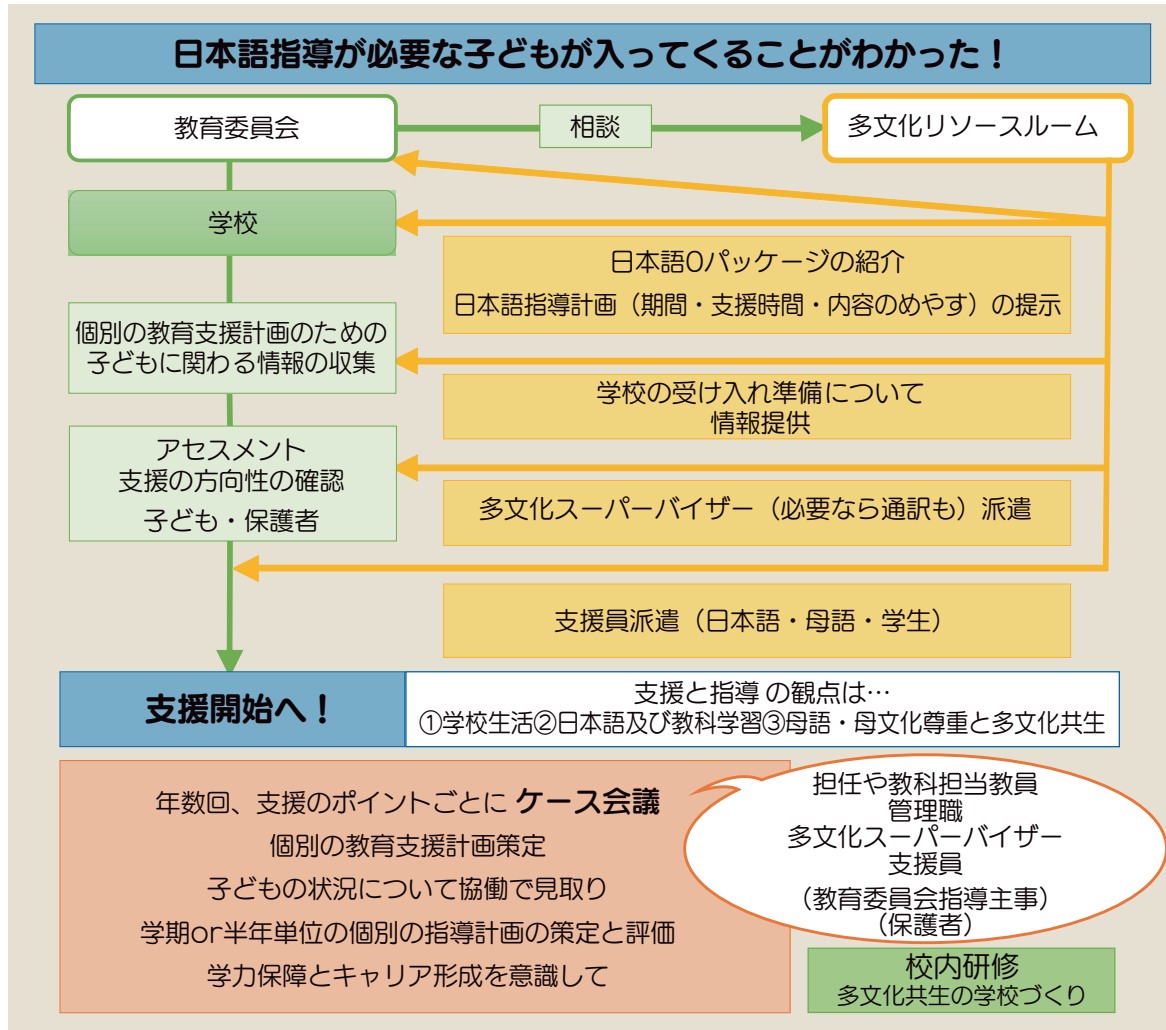


図3-1 日本語Oパッケージによる支援の展開

(2) 指導時間や方法のめやすとなる日本語指導計画

受け入れにあたっての予算や人的配置等を考慮しながら、今後の指導の見通しを持つ上で重要になってくるのが、日本語学習支援を、どの程度の期間、どの程度の週当たり指導時間数で、どのような内容で進めるのが適切か、という判断でしょう。

文部科学省委託事業「多文化共生に向けた日本語指導の充実に関する調査研究」では、日本語教育の研究者が中心となり、実践にあっている先生方・支援員の声を聴きながら、日本語Oパッケージの「想定される日本語指導計画」を作成しました。この「計画」は、日本語支援員、学校でその子どもを担当する先生、自治体の教育委員会や予算措置に関わる人など、様々な人々に参照してもらうことを前提に考えられています。

p.20～p.21 の日本語指導計画をみてください。

小学校低学年、小学校高学年、中学生の3レベルで、日本語学習の進展が大まかに把握できるように、発達／指導段階ごとの期間の目安や特徴的な学習目標を示しました。また、段階ごとに学校、支援員、教育委員会、多文化スーパーバイザー（表では「スーパーバイザー」と表記）が対応すべき事柄も示されています。

「計画」では、受け入れ決定～準備期」であるフェーズ0から、「学習参加のための日本語指導中心 支援なしでの学級参加の増加」としたフェーズ5まで、6つの指導／発達段階（フェーズ）を設定しました。基礎的日本語指導から学習参加のための日本語指導へと移っていきませんが、週当たり4～6時間という比較的恵まれた支援時間数で、フェーズ5に到るまでに2～3年かかることを想定しています。なお、この指導時間は日本語指導についての目安で、教科指導での支援時間は含んでいません。特に学習内容の専門性が高まる中学・高校では、これ以外に教科学習上の支援を検討する必要があります。

この幅のある、そして長期の指導期間の想定は、子どもの日本語力の伸びは個人差が非常に大きいことを考慮した結果です。実際の支援においても、この想定通りには進まないかもしれません。学校、支援者などがチームになって、子どもの日本語力を慎重に観察し、見守り、適切に支援することが大切でしょう。

日本語指導計画（期間の目安と内容）

学習環境作り（対応すべき事柄）	日本語指導の内容、目標
フェーズ0 受け入れ決定～準備期	
<ul style="list-style-type: none"> ●教育委員会の役割 <ul style="list-style-type: none"> ①チーム結成と会議コーディネート <ul style="list-style-type: none"> ・学校、スーパーバイザー、支援員、通訳（+母語支援員）、保護者などに連絡 ・チームと児童生徒・保護者との顔合わせの日程調整、通訳、翻訳者の手配、多言語資料の用意 ・顔合わせの際に個人調書（調査票）の作成と保護者の日本語力の確認 ・次回以降のチーム会議日程計画 ②学校と支援員へのコンサル（知識提供） <ul style="list-style-type: none"> ・多言語多文化環境を生かした学校の事例の紹介 ・翻訳を依頼する場合の手続きの説明 ・支援開始後、支援員が何を誰に確認/報告すべきかの明確化 ③保護者支援 <ul style="list-style-type: none"> ・支援員、通訳者と連携して保護者の手続き支援 ●教育委員会と学校の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・チーム内で学年の協議、決定 ●学校の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・支援員を全教職員に紹介 ・外国につながる子どもを受け入れるクラスの雰囲気づくり ●スーパーバイザーの役割 <ul style="list-style-type: none"> ・多言語環境を生かした学校づくりやクラスの雰囲気づくりについて、学校に資料やアイデア提供 ●日本語支援員の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・教材や支援場所、必要な情報など学校への要望のリスト化 ●学校と支援員とスーパーバイザーの役割 <ul style="list-style-type: none"> ・情報交換を密にし、支援内容や児童生徒の状況を共有 ・ケース会議の開催、次回以降の日程調整 ・【多文化版】個別の支援計画の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者と児童生徒への説明、指導 <ul style="list-style-type: none"> ・必要ならば多言語資料やウェブも活用し、日本の学校文化、流れなどについて説明 ・特に、給食時や掃除で求められる行動（並ぶ、片付けるなど）を指導 ・トラブル時の対応について、フローチャートなどを用いて説明（当該児童生徒が被害者や加害者になった場合等。必要に応じた親の謝罪などを含む）
フェーズ1 学校生活への適応のための初期指導開始 【日本語指導の頻度・期間の目安】 低学年：受入1日目から毎日、2週間程度 高学年：受入1日目から毎日、1～2週間程度 中学生：受入1日目から毎日、3日～1週間程度	
<ul style="list-style-type: none"> ●学校と支援員、スーパーバイザーの役割 <ul style="list-style-type: none"> ・情報交換を密にし、支援内容や児童生徒の状況を共有 ・【多文化版】個別の指導計画を作成し、フェーズ2以降の指導の頻度、教科などを決定 ●学校の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、母語支援員、翻訳機の手配 ●スーパーバイザー、支援員の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・初期指導に必要な教材の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の1日の流れが理解できる ・身の回りの物や人の名前が理解できる ・簡単な挨拶や日常よく使われる定型表現（例「待って」）を理解できる、使用できる ・健康や安全に関する簡単な指示（例「あぶない」）を聞いて理解できる

学習環境作り（対応すべき事柄）	日本語指導の内容、目標
フェーズ2 基礎的な日本語指導の開始 支援付きで部分的な学級参加 【日本語指導の頻度・期間の目安】 週6～15時間 ここまでで2週間～3か月程度	
<ul style="list-style-type: none"> ●学校と支援員、スーパーバイザーの役割 <ul style="list-style-type: none"> ・情報交換を密にし、支援内容や児童生徒の状況を共有 ●スーパーバイザーの役割 <ul style="list-style-type: none"> ・DLAの実施（はじめの一歩）、教材・指導法の助言 ※DLA＝外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA 日常会話はできるが教科学習に困難を感じている児童生徒に、「導入会話」と「語彙力チェック」、「話す」「読む」「書く」「聴く」といった言語技能を、会話の流暢度、音韻や文字や文法などの言語能力、教科学習言語能力の面から測定し、児童生徒の言語能力と必要な学習支援を把握するために行う対話型の評価方法。 巻末資料p.96 参照	<ul style="list-style-type: none"> ●基礎的な日本語指導 ●学習参加のための日本語指導 <ul style="list-style-type: none"> ・ひらがな、カタカナが読める、書ける ・基本動作や2語程度の用言で、簡単な意思確認ができる
フェーズ3 学習参加のための日本語指導の開始 支援付きで部分的学級参加 【日本語指導の頻度・期間の目安】 週6～15時間 ここまでで1～8か月程度	
<ul style="list-style-type: none"> ●学校と支援員、スーパーバイザーの役割 <ul style="list-style-type: none"> ・情報交換を密にし、支援内容や児童生徒の状況を共有 ●スーパーバイザーの役割 <ul style="list-style-type: none"> ・DLAの実施（話す） ●支援員の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・リライト教材の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ●基礎的な/技能別日本語指導 <ul style="list-style-type: none"> ・感情表現や、「わざとじゃないよ」「もうやめて」などトラブル時の表現、自分の気持ちが言える ●学習参加のための日本語指導 <ul style="list-style-type: none"> ・漢字が少し読めて書ける ・身近なことや自分について、モデル文に従って単文を話したり、書いたりできる ・リライト教材が読めて、補助があれば内容も理解できる ・理解した内容について、簡単な感想を言える
フェーズ4 学習参加のための日本語指導の本格化（支援付での）学級参加の程度深化 【日本語指導の頻度・期間の目安】 低学年：～週6時間 ここまでで3か月～1年程度 高学年/中学生：～週6時間 ここまでで4か月～1.5年程度	
<ul style="list-style-type: none"> ●学校と支援員、スーパーバイザーの役割 <ul style="list-style-type: none"> ・情報交換を密にし、支援内容や児童生徒の状況を共有 ●スーパーバイザーの役割 <ul style="list-style-type: none"> ・DLAの実施（読む） ※可能ならばDLA（聴くA）実施	<ul style="list-style-type: none"> ●学習参加のための日本語指導 <ul style="list-style-type: none"> ・学年相当より下の漢字が読める ・補助があれば授業の言葉が聞き取れる ・補助があれば教科書の内容が理解できる ・視聴覚的資料や支援員の言語的援助、ジェスチャーなどがあれば、ペアワークやグループワークの中で自分の意見を話したり、ある程度決められた内容をみんなの前で話したりできる ●基礎的な/技能別日本語指導 <ul style="list-style-type: none"> ・身近なことについて、短い文章を書くことができる
フェーズ5 学習参加のための日本語指導中心 支援なしでの学級参加の増加 【日本語指導の頻度・期間の目安】 低学年：週2～4時間程度 ここまでで1～2年程度 高学年/中学生：週2～4時間程度 ここまでで1～3年程度	
<ul style="list-style-type: none"> ●学校と支援員、スーパーバイザーの役割 <ul style="list-style-type: none"> ・情報交換を密にし、支援内容や児童生徒の状況を共有 ●スーパーバイザーの役割 <ul style="list-style-type: none"> ・DLAの実施（書く/聴く） 	<ul style="list-style-type: none"> ●学習参加のための日本語指導 <ul style="list-style-type: none"> ・学年相当の漢字が読める ・学年相応の授業内容がおおよそ理解できる ・授業の内容について、簡単に要約して話すことができる ・自分の意見をみんなの前で話せる ●基礎的な/技能別日本語指導 <ul style="list-style-type: none"> ・幅広い生活場面で日本語を使用することができる ・自分の体験などについて、短い作文を書くことができる

※「計画」の作成にあたっては、田中薫『学習力を育てる日本語指導』（2015、くろしお出版）の「日本語能力判定基準表」（p52-53）を主に参考にしました。

(3) 日本語0パッケージ実施にあたっての学校側の準備

① ケース会議の設置

当該児童の日本語指導や学校生活について検討するケース会議を設置してください。ケース会議には、日本語0パッケージで派遣される多文化スーパーバイザー、日本語支援員、母語支援員が参加しますが、学校側のメンバーについても、あらかじめ検討しておきましょう。大切なことは、担任だけに負担が集中しないよう、小学校であれば、学年主任や教務主任、管理職の先生などが加わることが考えられます。中学校以上では、それに加えて、主な教科担当の先生の参加も検討されるとよいでしょう。ケース会議は、年3～4回程度の開催を想定されます。詳しくは、第Ⅲ章（5）をご覧ください。

なお、その学校を管轄する教育委員会の担当指導主事も、ケース会議に参加することによって、支援の情報を共有することが可能になりますので、可能であれば参加していただくとうよいと思います。

② 【多文化版】個別の教育支援計画の基本情報の収集

受け入れにあたっては、児童生徒に関わる情報をあらかじめ把握しておくことが大変重要です。教育委員会への相談から学校での最初の面談などの間に、第Ⅲ章（6）の【多文化版】個別の教育支援計画様式（p.27-28）の左側から右上の項目を把握しておくことで、今後の支援計画が立てやすくなります。

③ 支援員着任に向けた準備

1) 当該児童生徒の教育活動に関わる文書

- ・年間行事予定
- ・時間割
- ・学校便りや学級通信のような学校の活動がわかる文書

文書を、支援員に渡せるようご準備ください。支援員は、子どもに関わる様々な情報を踏まえて日本語を指導します。行事予定等の情報を得ることによって、指導計画のスケジュールを検討するだけでなく、子どもがどのような行事や授業を体験するのかを踏まえて、それに関連した語彙や話題を取り入れるなど、指導に生かすことができます。支援が始まってからも、随時お渡しください。

2) 指導のためのスペースや設備

- ・別室指導スペース
- ・（オンライン指導が想定される場合）インターネット接続可能なPC、マイク、スピーカー等

落ち着いた環境で学べるよう、取り出しのための別室をご用意ください。また、オンラインでの指導を予定している場合は、その場所でインターネットに接続できるPC、マイク、スピーカー等をご準備ください。なお、手元を映すことができる書画カ

メラは、多文化リソースルームが所有しているものを貸し出すことができます。

3) 支援員の教育活動を支える設備

- ・職員室等に寄った際に利用できる机
- ・下駄箱

支援員に机を用意していただく理由は、ふたつあります。ひとつは、様々な教材を準備したり、それを保管したりするスペースとして活用できること、もうひとつは、職員室に居場所があることで、先生方との情報交換や相談がしやすくなることです。支援員の机の上に、上記1)の書類の配布ボックスを置いたり、担任の先生と支援員の連絡帳を置いたりすることもできますし、連絡のための付箋を机上スペース等を使ってやりとりすることもできます。

多文化リソースルームの支援員は、支援日報をメール添付で学校、教育委員会に提出しますが、担任や教科担当の先生との直接の応答も効果的な支援のためには大切なので、忙しい先生と、非常勤で学校に入る支援員が適切に連携できるよう、学校ごとに工夫していただけるとよいでしょう。

4) 全職員への紹介の機会

支援員は、日常的に学校に出入りすることになりますので、ぜひ、全職員のご紹介ください。また、特に中学校以上では、担任以外の教科担当の先生方も、日本語指導が必要な生徒を指導されるため、教科担当の先生方と支援員の意思疎通が大切になりますので、派遣当初にご紹介いただくと、その後の連携が円滑になります。

④多文化共生の学校づくりに向けた取組や校内研修実施の検討

学校の先生方は、支援員と連携しながら、教科学習での日本語支援を進めるとともに、外国につながる子どもの母語・母文化を尊重した多文化共生の学級・学校づくりに取り組むこととなりますが、これまで、そうした経験のある学校や先生は、青森県内には極めて少ないのが実態です。そこで、ぜひ、校内研修の実施を検討してみてください。どのような研修が可能かについては、第IV章（4）（p.52-54）をご覧ください。

(4) 多文化スーパーバイザーと支援員の派遣

日本語0パッケージでは多文化スーパーバイザーと支援員が派遣されますが、特徴的なのは多文化スーパーバイザーの派遣です。これは、外国人散在地域である青森県の現状を踏まえて構想され、多くの研究拠点校で成果を挙げてきました。青森県内では、学校に入って実際に日本語支援をしたことのある人材は少なく、支援人材の育成も同時に進めなければならない状況があります。学校もまた、受け入れ経験が少なく、日本語指導や多文化共生の学校づくりへの取組に困難を感じていることが少なくありません。そこで、支援状況を確認し、教材や教授方法等の工夫等よりよい支援に向けて支援員に助言するとともに、学校としての取組もサポートできるよう、日本語教育や多文化共生教育を専門とする大学教員を、多文化スーパーバイザーとして派遣することになっています。派遣はケースによりますが、年3～5回程度です。

日本語0パッケージによって派遣される支援員は、日本語支援員、母語支援員、学校生活支援員です。支援員の養成研修については、多文化リソースルームが責任をもって行います。

多文化スーパーバイザー

【多文化版】個別の教育支援計画・個別の指導計画作成の取りまとめ
ケース会議の運営
支援員による支援状況の観察と助言
DLA等のアセスメントの実施
校内研修講師等

日本語支援員

第二言語としての日本語を指導する専門の資格を保有している人材です。

特に、子どもの場合、生活言語は1～2年で身につけていきますが、第二言語である日本語で教科を学習できる学習言語を身に付けさせることを意識して指導していきます。

母語支援員

対象児童生徒の母語ができて、かつ、日本語への通訳・翻訳ができる人材として母語支援員を派遣します。県内で子どもの母語と日本語の両言語が堪能で平日の日中に定期的に支援に入れる人材が見つからない場合は、年数回、通訳を入れての聞き取りを実施いたします。

多文化リソースルームから派遣する場合は、できるだけ、日本の学校生活や教育制度等についての知識も有している方をお願いしています。

日本語がほとんどできない児童生徒が学校に適應する時期に集中して入り、その後は、保護者との連絡や面談などにポイント的に対応します。

学校生活支援員

日本語指導の資格は有していませんが、子どもへの日本語指導に関心を有する学生等の人材です。

日本の学校文化について教えたり、先生の指示をやさしい日本語に言い換えたりするなどして、学校生活への適応を支援します。

(5) 効果的な支援のためのケース会議

日本語指導が必要な子どもへの効果的な支援のためには、学校の先生方と支援員の共通理解と連携が極めて重要です。また、学習指導要領が求めるように、「個々の児童（生徒）の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行う」ためには、それを実現する組織体制が欠かせません。そのための組織がケース会議です。

ケース会議は、学校側のメンバーと、多文化スーパーバイザー、支援員によって構成され、教育委員会指導主事が入ることも考えられます。学校側のメンバーは、第III章（3）に書いたとおり、必ず担任以外の複数のメンバーで構成しましょう（p.22）。このケース会議メンバーが、外国につながる子どもの支援を支える「チーム学校」の基本となります。また、受け入れ当初のケース会議には、子ども本人や保護者も同席してもらうことも考えられます。

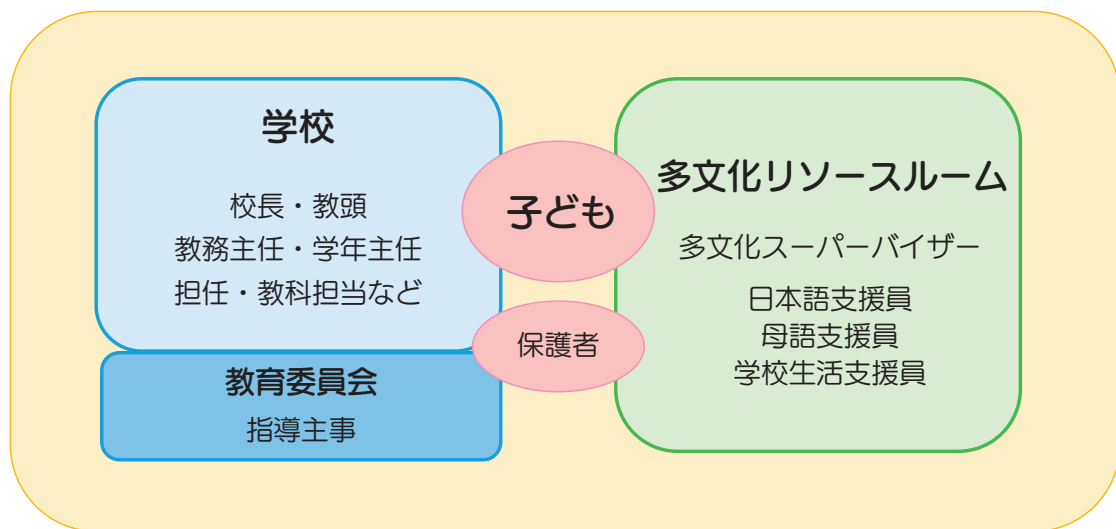


図3-2 ケース会議の構成

ケース会議は、多文化スーパーバイザーが中心となって進めます。受入当初は、【多文化版】個別の教育支援計画の策定、その後は【多文化版】個別の指導計画を策定することを中心に進めていきましょう。これらの様式等は、ケース会議の進め方とも連動して作られています。

具体的には、事前に学校と支援員が、それぞれ可能な範囲で上記の計画に簡単に記入したメモをもとに、多文化スーパーバイザーが参加メンバーの意見を引き出しつつ、まとめながら進めるイメージです。最終的な【多文化版】個別の教育支援計画・指導計画の文案等も、

多文化スーパーバイザーが調整して策定します。このようにすることで、忙しい学校の先生方の負担を減らしつつ、短時間で実質的に充実した協議を行うことができます。

例えば、【多文化版】個別の教育支援計画であれば、あらかじめ記入されている基本的な情報を一緒に確認しながら、長期目標を話し合い、実際に学校で行う「言語・文化的配慮」として展開される支援内容を話し合っていきます。また、【多文化版】個別の指導計画であれば、「学校での様子」を担当の視点から記入したものと、支援員の視点から記入したものを見合わせて、現状と課題について共通理解した上で、学期単位の「短期的な目標」とその実現のための「手立て」を話し合います。

2回目以降のケース会議では、【多文化版】個別の指導計画の「評価」の欄を一緒に入れることからスタートし、次の指導計画の策定へと進みます。

ケース会議には計画策定だけでなく、支援をする上での様々な困難を調整するなどの機能もあります。参加メンバーが感じている困難や課題を率直に出し合う場にしましょう。

ケース会議の頻度は、年間3～5回程度です。最もシンプルな形は、年度当初→半年過ぎた時点で1回→年度末に1回です。しかし、受入当初は、指導内容や方法の調整をこまめにする場合もあり、学期ごとなどの開催が望ましい場合もあります。実態に合わせて、多文化スーパーバイザー、支援者、学校で相談して、開催の回数や時期を検討してください。

1回のケース会議の時間は、40分～1時間程度を想定するとよいでしょう。受け入れ初期やフェーズが変更される時期には、協議すべき内容が多いため、所要時間が長くなることが考えられます。

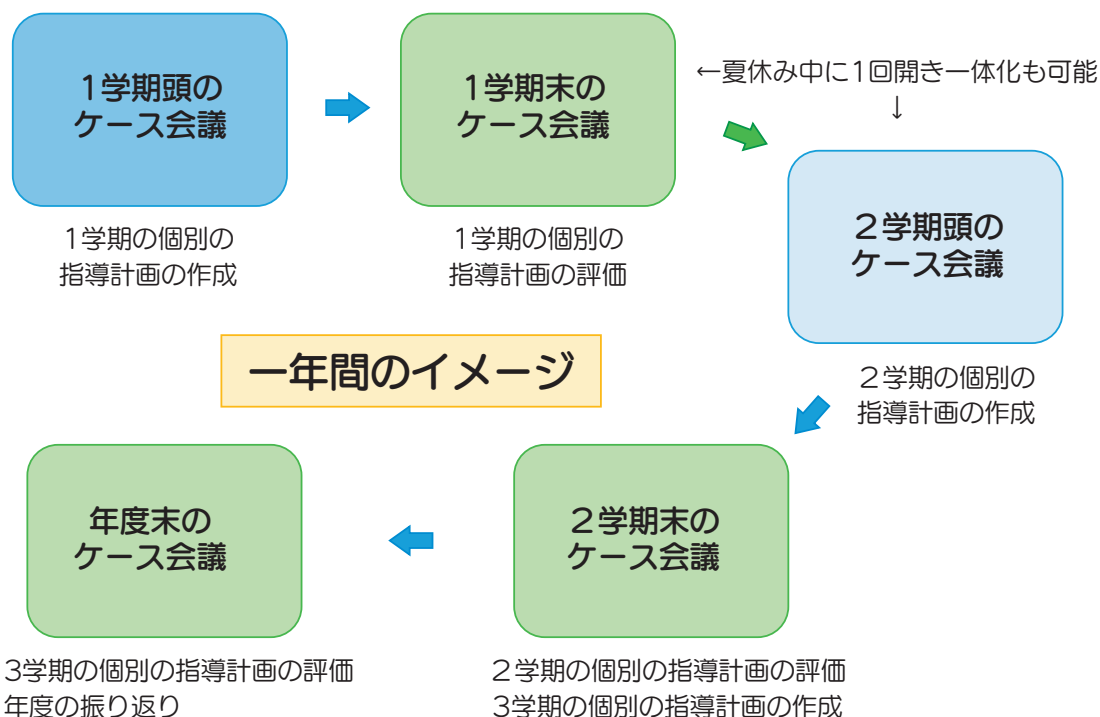


図3-3 ケース会議と個別の指導計画作成の流れの一例

(6) 【多文化版】個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成

受け入れにあたっては、支援のための基礎的な情報と3年程度の長期的な指導方針等を記入する「個別の教育支援計画」、それに基づいて学期や半年ごとに記入する「個別の指導計画」の作成が望ましいと言えます。ここでは、日本語0パッケージで用いている【多文化版】の様式例を紹介します（ひろだい多文化リソースルームのホームページからダウンロード可能です）。0パッケージを導入しない場合も、指導計画等の作成は重要です。進学にあたっては、これらの記録を伝えることで、進学先でも適切な指導や配慮を受けることができるでしょう。

左面は受け入れにあたって、把握しておくとい情報は構成されています。名前は、住民基本台帳または在留カードで表記を確認して記入しましょう。

作成日	令和 年 月 日
評価日	令和 年 月 日

【多文化版】個別の教育支援計画

〔 学校〕

氏名		性別		国籍			
フリガナ		生年月日					
学校での表記		母語 使用言語					
住所		連絡先					
家族構成	続柄	氏名	国籍	本人との言語	日本語使用状況・備考		
保護者への通知	<input type="checkbox"/> 日本語の通知文書で対応可能 <input type="checkbox"/> やさしい日本語で作成した通知が必要 <input type="checkbox"/> フリガナ付きの通知文書が必要 <input type="checkbox"/> 大切な連絡等は翻訳文書が必要						
保護者面談説明会等	<input type="checkbox"/> 日本語で可能 <input type="checkbox"/> やさしい日本語で対応するなど配慮が必要 <input type="checkbox"/> 通訳が必要						
来日時期		滞日予定					
将来の進路希望		在留資格					
年齢	学年	居住国・市町村	就学前の状況、在籍学校、不就学などの状況	担任	支援員	支援時間	備考
0-1							
1-2							
2-3							
3-4							
4-5							
5-6							
6-7							
7-8							
8-9							
9-10							
10-11							
11-12							
12-13							
13-14							
14-15							
15-16							
16-17							

言語に関わる詳しい情報は、家庭との連携や、日本語指導を進める上で重要な情報です。

在留資格は、特に進路支援において欠かせない情報です（「家族滞在」などの場合は、そのままでは正規の就職ができず、日本学生支援機構の奨学金が使えない等の状況が生じます）。

各年度の支援時間は、各年度末に記入していきます。

学校内の名簿などで使う表記を記載します。

こうした諸計画作成はその業務負担も気になるところですが、0パッケージの場合は多文化スーパーバイザーが中心になってまとめ、先生方の負担は少なく作成可能です。

「個別の教育支援計画」の様式は、A3判です。左から右上の欄までは、受け入れにあたって把握しておくといよい情報となっています。それらをもとに、初期のケース会議で、「長期的な目標」、「言語・文化的配慮」、「関係機関の連携」について話し合い、記入します。右下の「日本語0プログラムのフェーズ」、「DLA」については、フェーズの見直す際や、年度に一度程度のアセスメントの結果を記入し、日本語力の変化を把握できるようにします。

受け入れにあたっての面談等で、「生活の様子」や「保護者・本人の願い」などを聞き取るとよいでしょう。

長期目標から、関係機関との連携までは、ケース会議を経て、相談して書き入れていきます。多文化スーパーバイザーが派遣されている場合は、多文化スーパーバイザーが中心となってまとめます。

日本語0プログラムのフェーズ、DLAの結果を書き入れます。指導時間も合わせて記入します。

生活の様子	得意なこと 好きなこと						
	苦手なこと						
本人・保護者の願い	本人						
	保護者						
長期目標 (期間：)							
言語・文化的配慮	学校生活上の配慮(1)						
	日本語及び教科学習上の配慮(2)						
	母語・母文化尊重に向けた配慮、多文化共生の取組(3)						
関係機関との連携							
日本語0プログラム フェーズ	フェーズ	(年月)	(年月)	(年月)	(年月)		
	支援時間	週 時間	週 時間	週 時間	週 時間		
D L A まじりレポート	実施日(実施者)	語彙力 チェック	話す	読む	書く	聴く	
		年月日()	%				
		年月日()	%				
	全体評価 (ステージ)	実施日(実施者)	話す	読む	書く	聴く	詳細 <全体>
		年月日()					
年月日()							
備考							
作成者	担当教員：	多文化スーパーバイザー： 支援員：					

令和 年 月 日 保護者氏名 印

以下の2ページの資料は、「個別の教育支援計画」を記入する上で参考となる「言語・文化的配慮」と「支援体制 関係機関との連携」の項目や記入例と、「母語・母文化尊重」のヒントになる情報をまとめたものです。「個別の教育支援計画」の裏面に印刷するなどして、参照できるようにしておくといいでしょう。

言語・文化的配慮の観点・項目と具体例

観点(1) 学校生活上の配慮

- (1) - 1 日本語を母語としないことによる学校生活上の困難への配慮
 - (1) - 1 - 1 行動のめやすになる表示などのユニバーサルデザイン
 - 例) ピクトグラム等 特に災害時の対応 サバイバル日本語の修得支援
 - (1) - 1 - 2 児童生徒同士のコミュニケーションをとりやすくする配慮
 - 例) 翻訳機 電子辞書等
- (1) - 2 母文化が異なるための学校生活上の困難への配慮
 - (1) - 2 - 1 コミュニケーション上の配慮
 - 例) 身体接触 学校文化(清掃、持ち物、部活動、行事、行動規範等)
 - 例) ものの貸し借り、けんかなどをめぐる文化によるコミュニケーションの違い
 - (1) - 2 - 2 施設・設備面での配慮
 - 例) 給食 トイレ 宗教(お祈りの場所等)

観点(2) 日本語及び教科学習上の配慮

- (2) - 1 学習内容の変更・調整
 - (2) - 1 - 1 教育課程の違いへの配慮
 - 例) 学んだことのない科目や学習内容への配慮
 - (2) - 1 - 2 母語・母文化の違いから生じる困難度が高い科目の取り出し指導
 - 例) 国語科、社会科、家庭科等を別室で指導
- (2) - 2 教材や方法上の配慮
 - (2) - 2 - 1 教材の工夫
 - 例) 実物・模型・絵・写真・図の活用 学習の流れがわかるワークシートの活用
 - (2) - 2 - 2 体験的な活動の導入
 - 例) 実験やフィールドワーク
 - (2) - 2 - 3 デジタルツールの活用
 - 例) 翻訳機、タブレットの活用
 - (2) - 2 - 4 やさしい日本語による説明
 - 例) その授業内の重要事項をやさしい日本語でゆっくり説明する

観点(3) 母語・母文化の尊重と多文化共生の取組

- (3) - 1 本人の心理面を考慮した母語や母文化の尊重
 - 例) 日常的な尊重による、自尊心やアイデンティティ、保護者との関係への配慮
- (3) - 2 周囲との間での互いの文化の理解と多文化共生に向けた取組
 - 例) 社会科・家庭科・芸術科、総合的な学習の時間、行事等での相互理解の機会
- (3) - 3 国による教育制度等の違いに配慮した取組
 - 例) 日本の高校への進学に向けた母語での情報提供

支援体制 関係機関との連携

校内支援体制 ケース会議を設定し、定期的に個別の支援計画を見直し、協働して支援にあたる等
(担任、学年主任・教務主任・養護教諭等の関係職員、管理職、支援員、スーパーバイザー等)

関係機関との連携 所管教育委員会 弘前大学多文化リソースルーム 地域のNPOや国際交流協会等との連携の
具体的なあり方

母語・母文化の尊重は子どもの自己肯定感を育む上で大切です。また、母国と日本の様々な違いについて理解しておくことは、子どもが日本の学校生活に適應できるよう導く上で大切な情報だと言えます。下の内容は、国によって異なる可能性がある違いをまとめたものです。日本の学校における「当たり前」は、決して他国の「当たり前」ではないことに留意し、ひとつひとつ丁寧に伝えたり、調整したりしていくようにしましょう。

母語・母文化の尊重のために

【基本的な考え方】

日本の学校では当たり前と思っても、相手の母文化では当たり前でないことがたくさんあります。次の2つの姿勢を基本として対応していきましょう。

- ① 日本の学校教育の考え方や指導方針について、理由や背景も含めて丁寧に説明し、理解してもらおう。
- ② 宗教など相手にとって大切な価値観を尊重し、受け入れる。

配慮を必要とする可能性のある言語・文化的な違いの例

トイレ

- ・ジェンダーフリー（みんなのトイレ等）

宗教上の習慣

- ・礼拝室
- ・ウドゥ（シャワーコーナー。お祈り前に身を清めなければならないため）
- ・モスクへ行く（金曜午後）

食事への配慮

- ・宗教上禁止または嫌悪されている食材
- ・ラマダン（断食期間）日役後は食べられる
- ・弁当
 - 学校の食堂で朝・昼を食べる、
 - 昼食は帰宅して食べる、
 - 冷たい食事を食べない文化、
 - 「日本の弁当」のイメージと違うもの
- ・食器を持ち上げて食べない文化

宗教による禁止または嫌悪事項

- ・歌、踊り、楽器、自画像を描く、水泳など
- ・左手を使うことは避ける（ヒンドゥー教）
- ・頭をなでる

遅刻・欠席

- ・欠席するときに連絡をしない
- ・家事や下の子の面倒を見るのが優先されるため学校を休む／遅刻する

教具・教材

- ・教材・教具は購入する必要がない
- ・教育は無償の国もある
- ・制服（ある場合）、体操服、ジャージ、内履き、〇〇袋、〇〇セットなど

行事への参加

- ・児童生徒は参加することになっている（国によっては任意や修学旅行など宿泊を伴う活動がない／教育活動に入らない）
- ・保護者の参加の有無（PTA、運動会、授業参観など）

身だしなみ

- ・服装、化粧、香水、アクセサリ等（宗教的なものもある 例 ビアス（お守り））

部活動（特に体育系）

- ・中・韓では、部活動はほとんどない
- ・米では、スポーツ系の部活動は学校ではなくエリート（アスリート）養成

未習の可能性のある教科

- 国 全校、書写
- 社 地域学習、日本の歴史
- 理 植物の栽培、実験
- 算 九九、計算方法の違い
- 音 リコーダー、鍵盤ハーモニカ
- 体 跳び箱、マット運動、縄跳びなど
- ・学習内容も日本の学年とは違う場合もある。

ジェスチャーの違い

- ・OKサイン（親指と人差し指で○を作る）→国によっては「お金」の意味
- ・おいでおいでの手招き →国によっては「あっち行け」の意味

採点方法の違い

- ・赤ペンを使わない
- ・正答に○→正答に✓

「個別の指導計画」は、学期ごとあるいは半年に一度、子どもの状況を確認し指導の方針を練り直すケース会議ごとに作成するものです。負担にならないよう、ごく簡単に記入できるA4判1枚です。ひろだい多文化リソースルームの日本語Oパッケージでは、事前に、担任と支援員が簡単なメモを記入して、多文化スーパーバイザーがそれをまとめる形で作成していきます。下の評価欄は、次のケース会議で短期目標を振り返って評価を記入します。

		作成日 令和〇〇年〇月〇〇日
		評価日 令和〇〇年〇月〇〇日
【多文化版】個別の指導計画 [学校]		
学年・組		本人氏名
学校生活の様子	うまくいっているところ	
	つまづいているところ	
短期目標 (期間:)	学校生活	<p>学期単位の短期目標を確認し記入します。</p> <p>短期目標実現のための具体的な手立てを記入します。日本語・教科学習の欄には取り出しや入り込み、放課後学習の設定、指導の工夫や留意点を書きましょう。全体的に本人だけでなく学級への働きかけ等の手立ても含みます。</p>
	日本語・教科学習 (取り出し・入り込み・放課後補習等)	
	母語・母文化尊重への配慮と多文化共生の取組	
手立て	学校生活	<p>短期目標実現のための具体的な手立てを記入します。日本語・教科学習の欄には取り出しや入り込み、放課後学習の設定、指導の工夫や留意点を書きましょう。全体的に本人だけでなく学級への働きかけ等の手立ても含みます。</p>
	日本語・教科学習 (取り出し・入り込み・放課後補習等)	
	母語・母文化尊重への配慮と多文化共生の取組	
評価		
作成者	学級担任:	日本語支援員:

学校生活の様子は、担任や支援員がそれぞれの視点からメモを記入しておき、ケース会議で多文化スーパーバイザーを中心にまとめていきます。

(7) 子ども・保護者との意思疎通のために

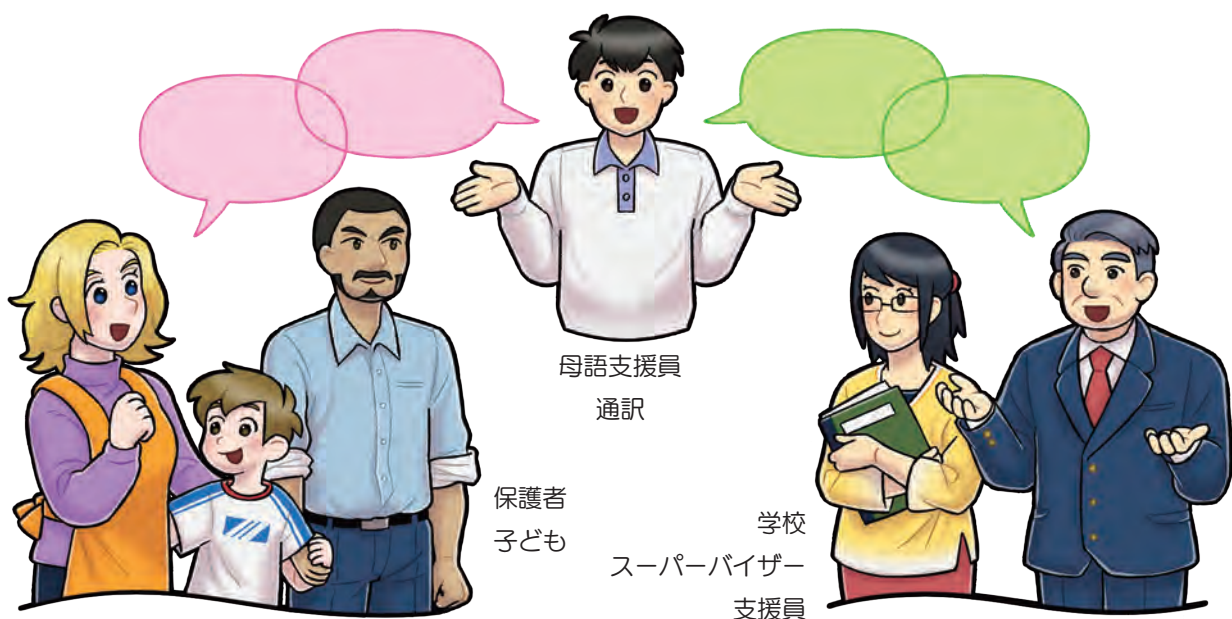
外国につながる子どもと保護者は、私たちの想像以上に日本での生活、地域との関わり方、学校のルール、生活、行事など様々な場面で戸惑うことが多く、孤立してしまうこともあります。

多文化リソースルームが提供する日本語0パッケージでは、外国につながる子どもの不安やストレスを取り除くため、また、保護者には支援の状況や様子の情報共有や困ったことや不安がないか、定期的に母語支援員を介してサポートをしています。学校側で保護者や子どもに詳しく話を聞きたいことがある時などにも、母語で聞き取りを実施します。

母語支援員が支援に入っていない場合は、多文化リソースルームが、必要に応じて通訳を手配します。対面での通訳者の手配が難しい場合は、オンラインで通訳に入っただけの通訳の方をご紹介します。通訳には、支援員とは別に謝金が発生します（金額等についてはお問い合わせください）。

多文化リソースルームから派遣する母語支援員及び通訳者は、日本文化や教育制度の知識を有し、外国につながる子どもとその保護者の母文化や教育制度についても精通している方をお願いしています。通訳にあたっては、それぞれの文化や背景を考えて、言い回しや言葉のニュアンスを変えて、相手に伝わるように通訳する必要があるため、高度な知識と臨機応変な対応が必要となるからです。

これまで対応した言語　母語支援員：中国語、タイ語、ベトナム語
通訳：ネパール語、タガログ語、モンゴル語、ウルドゥ語



(8) 「特別の教育課程」及び学校設定科目による日本語指導

ここまでは、ひろだい多文化リソースルームが提供する日本語0パッケージを中心に情報をお伝えしてきましたが、ここからは、受け入れにあたって必要な一般的な情報を紹介します。

① 小学校及び中学校における「特別の教育課程」

学校教育法施行規則の改正により、2014年度から、小学校及び中学校で、日本語指導が必要な児童生徒に対して「特別の教育課程」を編成・実施できるようになりました。「特別の教育課程」を編成することで、児童生徒が学校生活を送る上で必要な日本語だけでなく、教科等の授業を理解する上で必要な日本語について、在籍学級の教育課程の一部の時間に替えて在籍学級以外の教室で指導することができます（「取り出し指導」p.37参照）。日本の学校で学んでいくためには、生活言語だけでなく学習に必要な日本語を習得することが不可欠です。日本語を学ぶことと教科内容を学ぶことを一体化したJSLカリキュラムの考え方に立った指導や、教科の補充学習も実施することができます。

なお、別室で指導する場合、教員と日本語支援員等が連携して指導を担当することが多いと考えられますが、学校の教育課程の一部ですので、学校が作成した指導計画をもとに、教員が指導内容に責任を持つことが前提となります。教材や指導の在り方などについても、教員と支援員が十分連携して進めるようにしましょう（第Ⅲ章（10）p.36-39参照）。

別室での指導を実施している場合は、必ず「特別の教育課程」として実施計画書を作成し、教育委員会に届け出ます。様式は、各教育委員会が定めますが、文部科学省が参考様式を示しています。対象生徒の氏名、学年、指導内容、指導時間、指導形態、指導者等を表形式で簡潔に一覧にしたものとなります（巻末資料p.94参照）。

さらに、「特別の教育課程」の対象となる生徒一人ひとりについて、学校は、教育委員会が定める様式で「個別の指導計画」を作成しますが、まだ、個別の指導計画の様式を定めていない場合などは、すでに本ガイドブックで例として示した「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」等をそのまま活用することが考えられます。「個別の指導計画」等は、後述するように指導要録とともに保存し、指導の参考とするとともに、進学の際にはその写しを引き継ぐなどして、日本語を母語としない子どもが適切な指導や配慮を受けられるようにしましょう。

指導要録の作成については、次の第Ⅲ章（9）でもう少し詳しく説明します（p.35-36）。

② 高等学校への「特別の教育課程」導入と学校設定教科・科目等

高等学校についても、学校教育法施行規則の改正により、2023年度から「特別の教育課程」を編成・実施することができるようになりました。ただし、青森県の場合、要綱等の作成はこれからとなるため、2024年度以降の実施となる見通しです。

高等学校の「特別の教育課程」においては、21単位を超えない範囲で、卒業に必要な単位数のうちに加えることができます。ただし、必修科目、総合的な探究の時間、普通科以外

ですべての生徒に履修させる学校設定科目及び専門教科・科目、総合学科の「産業社会と人間」、特別活動は、「特別の教育課程」に替えることができません。このため、実際の「特別の教育課程」の編成にあたっては、選択科目の時間帯に設定する場合や、0時限目・7時限目あるいは長期休業中など、他の生徒は授業がない時間帯や時期に設定することが考えられます。

評価については、観点別学習状況の評価、評定は必要なく、生徒個人の日本語の力の変容を多面的に把握し評価して、要録等に文言で記載します。高等学校の「特別の教育課程」編成にあたっては、「個別の指導計画」の策定が必要となります。詳しくは、2023年3月発行の『高等学校における外国人生徒等の受入れの手引き』を参照してください。

また、高等学校の場合は、以前から、学校設定教科・科目として日本語を学ぶ科目を設定することや、一般教科における取り出し・入り込みによる支援も行われてきました。

学校設定教科・科目は、あらかじめ科目ごとに目標・内容を設定し、前年度の教育課程を届け出る際に、申請します。青森県内では、青森県立北斗高等学校定時制、尾上総合高等学校通信制などで、2023年度から日本語を学ぶための学校設定教科・科目が設定される見通しです。

また、高校では、一般教科についても、習熟度別指導などと同じ発想で授業を多展開して、日本語指導が必要な生徒を取り出して指導したり、支援員が入り込んで指導したりすることも行われています。特に必履修科目は、「特別の教育課程」に替えることができないので、こうした支援の形が重要になるでしょう（「取り出し授業」「入り込み授業」等については、第三章（10）（p.36）を参照して下さい。

以上のように一口に日本語指導といっても、高等学校においては、さまざまな形態が考えられます。個々の生徒の日本語習得状況に合わせて、「特別の教育課程」、学校設定教科・科目、一般教科の取り出し・入り込みを適切に組み合わせて指導できる体制を検討することが重要です。

高等学校における日本語指導の組み合わせの一例

日常会話はある程度通じるが、教科学習の日本語については支援が必要な生徒を想定

科目	指導形態・指導の工夫	設定に当たっての留意事項・評価等
現代の国語 公共 等	取り出し指導 （必履修科目・別室）。 別室で、本人の日本語のレベルに配慮したやさしい日本語への言い換え、ルビふり、視覚化等の工夫。	必履修科目なので「特別の教育課程」に替えることはできない。 教科の目標に照らして多面的・多角的に評価して、要録には観点別学習状況の評価、評定を記入。
数学Ⅰ 等	入り込み指導 （必履修科目・在籍学級） 生徒の隣につくなどして、数学の用語のやさしい言い換え、視覚化、母語訳等の支援。	同上。
英語コミュニケーションⅠ 等	一斉指導 （必履修科目・在籍学級）。 母国で第二言語としてある程度使っていたので支援不要。	同上。

科目	指導形態・指導の工夫	設定に当たっての留意事項・評価等
日本語基礎	学校設定教科・科目（選択科目）。必修選択に、日本語指導が必要な生徒が選択できる科目として設定。日本語の基礎的な内容を扱う。	前年度の教育課程を県教委に申請する際に学校が合わせて申請。選択科目として履修。学校設定教科・科目の目標に照らして評価し、要録に評定を記入。
「特別の教育課程」による日本語指導	生徒個人に合わせた日本語指導（「特別の教育課程」）。生徒個々に合わせて「個別の指導計画」を編成して実施。	選択科目の時間や、放課後・長期休暇中に設定、もしくは、他の生徒が必修科目を履修する時間に実施する場合は、次年度以降にその必修科目を履修できる見通しをもって設定。卒業単位になる。評定ではなく、文言での評価。指導要録には、修得単位数を記入するとともに「総合的な所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、授業時数及び指導期間、指導内容やその結果等を記載する。

（9）日本語指導が必要な児童生徒の指導要録及び通知表の作成について

① 指導要録の作成について

小学校・中学校・高等学校のそれぞれの校種で定められた様式を用いて、指導要録を作成します。「特別の教育課程」を受けている場合も同じです。なお、通常学級に所属している日本語指導が必要な子どもの指導要録を、特別支援学校の指導要録の様式で記載することは適切ではありませんので注意しましょう。

指導要録は、指導のための資料とするとともに、外部に対する証明書等に役立たせるための原簿としての性格を有するものです。このため、次の点に留意しましょう。

氏名の表記

氏名の表記は、住民基本台帳に記載されたとおりに記載します（本人が持っている在留カードでも確認することができます）。学校内で、カタカナ表記にしたり、ミドルネームを省略したりして通称を使用している場合は、その通称を（ ）書きで付記します。

本人の学習履歴を証明する書類の原本となるので、必ず本名を記載することが大切です。将来、外国の教育機関で学びたい、海外で仕事をしたいというときに、パスポートに記載される本名とは異なる名前では教育歴を証明する書類が発行されなければ、本人の不利になってしまう可能性があります。

日本語指導の記録

学習の記録を作成する上で、別室での指導など「特別の教育課程」を行っている場合は、「指導に関する記録」の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、「特別の教育課程」による指導を受けた授業時数、指導期間、指導の内容及び結果等を記入します。高等学校の場合は、加えて、指導要録参考様式1（学籍に関する記録）裏面の「各教科・科目等の修得単

位数の記録」及び様式2（指導に関する記録）の「各教科・科目等の学習の記録」の「総合的な探求の時間」の欄の次に「日本語指導」の欄を設けて修得単位数の計を記載してください。

また、「特別の教育課程」による指導を受けていなくても日本語指導が必要な児童生徒については、その後の指導に役立たせる観点から、入り込みや一斉指導の中で行って効果的だった指導方法や配慮事項を記載します（例：ルビふり、キーワードの母語訳、視覚化、リライト教材など）。

なお、個別の指導計画を作成していて、上記の内容が記載されている場合は、その写しを指導要録の様式に添付することで、指導要録への記入に替えることができます。

この点からも、別室指導を行っているような場合は、「特別の教育課程」として届け出て、個別の指導計画を作成し、要録等に添付できるようにするのが望ましいと言えます。

必要に応じて、上級学校への進学の際に、指導上参考になる情報を伝達できるようにすることが、重要です。

② 通知表の作成について

通知表は、法的に特に決まった形式が定められているものではないため、様式については、各学校で工夫されています。通知表は、家庭との情報共有のための重要な手段であり、児童生徒の学校での学習への取組や生活の様子を保護者に伝えるものですので、日本語指導を受けている子どもについても、他の子どもと同じような通知表を作成することが望ましいと言えます。

その際に、「特別の教育課程」を編成している場合などは、その部分の評価を要録と同じように文言で記載するなどして、本人の学習の状況が具体的に伝わるように工夫するとよいでしょう。

保護者が日本語の読み書きができない場合などは、やさしい日本語を使ったり、母語支援者に入ってもらったりして、十分に意図が伝わるようにしましょう。

（10）教員と支援員の連携による日本語指導の実際

学校における日本語指導では、日本語そのものを学ぶだけでなく、同時に日本語で新たな教科の内容を学べるようにしていく必要があります。そのためには、在籍学級の担任や教科担当の先生と日本語支援員や母語支援員が連携しながら支援計画を立てることが極めて重要です。

この項目では、指導形態のバリエーションと、オンラインの活用についてまとめて紹介します。

日本語指導が必要な子どもに対して教育課程内で行われる特別な授業形態としては、「取り出し指導」と「入り込み指導」があります。また、そうした特別な形態をとらず、教科担当による「一斉指導」が行われる場合にも支援や配慮が大切になります。さらに、教育課程外の放課後等の「補充学習」を実施したり、「家庭学習への支援」を意識した指導をしたりすることも重要でしょう。

近年では、こうした様々な指導・支援の場面で、ICTのツールを活用することができますし、一部の指導をオンラインで支援を展開することも考えられます。

① 取り出し指導

日本語指導が必要な児童生徒に対し、別室で日本語を指導したり「やさしい日本語」を活用したりして教科学習を行います。別室での指導は、支援員がT2としてかなりの部分を担うことも多いでしょう。別室での指導は、生徒に合わせた指導ができるので効果的だといえます。扱う内容は、生徒の日本語力に合わせて日本語の基礎的な内容が多くなる場合もありますが、いずれ教室での授業に移行することを意識しつつ、教科の学習内容も扱っていきます。JSLカリキュラムの考え方に立って、教科学習と日本語学習を統合した指導をしていきましょう。

取り出し授業の前には、現学級で教えているT1の教員とT2の支援員が、単元のねらいや教材について十分情報を共有した上で、別室でその児童生徒の日本語力に合わせた指導を展開していきます。教材にルビを振ったり、視聴覚教材を活用したり、リライト教材を用いるなどの工夫が考えられます。支援員がT2である場合は、出席や評価の責任を担うのは、教員となります。この点でも、十分な情報共有が欠かせません。

リライト教材とは…

日本語指導が必要な生徒が、教科学習に取り組めるよう、教科書等をやさしい日本語に書き換えた教材を、リライト教材といいます。既習の語彙に言い換える、難しい漢字をひらがなにする、文の構造をシンプルにする、意味の区切りで行を分ける、などの工夫を行って作成します。リライトのレベルは、子どもの日本語の力に合わせて調整します。

② 入り込み指導

ある程度日本語の力がついてきた場合、入り込み指導や、一斉指導へと移行していくことになります。①の別室での指導にはよさもありますが、子どもによっては、友達との関係が学ぶ意欲を大きく支える場合もあります。また、授業の中で支援員以外と日本語による応答を経験することも、日本語力の伸長に効果的な場合もあります。本人の様子をみながら、学級での学びへと転換していきましょう。

入り込み指導は、一斉授業の中で日本語指導が必要な子どもの状態を観察しながら、教員の発問や指示がわからないときにはわかりやすい言葉に言い換えたり、母語で内容が理解できる場合は、母語で説明したりします。支援員が一部を取り出しで、一部を入り込みで指導する場合、入り込みでわからなかった日本語や教科内容を取り出しの時間に指導することもできます。

入り込み指導の場合も、教材等の事前の打合せや、T2である支援員が把握した子どもの学びの状況をT1の教員に伝えて情報共有することが大切です。

なお、子どもの年齢や性格にもよりますが、学級で横に付き添われることで友達からの視線が気になったりする場合もあります。本人の気持ちも確認しながら進めていきましょう。

③ 一斉指導における支援と補充学習

日本語指導が必要な子どもが、支援員がつかない状態で、学級で一斉指導を受ける場合にはどうしたらいいでしょうか。一斉授業に参加できるようにするためには、教員による教材へのルビうちや、視覚的な情報を補う教材、リライト教材、やさしい日本語による説明などの配慮が行われる必要があります。

また、先行学習ができるような支援も効果的です。次の単元で使う重要語句についてあらかじめリストを作成したり、単元の概要をやさしい日本語で書いた教材を作成したりして渡しておくことで、子ども自身が授業前に重要語句を調べたり、ポイントを学んだりしてから授業参加できるようにするとよいでしょう。

さらに効果的なのは、放課後等に支援員による指導時間を設定し、教科学習の支援を行うことです。上記の先行学習や授業内で分からなかった部分などを支援員がサポートするとよいでしょう。

なお、「特別の教育課程」によらない教科の評価は、日本語指導が必要な生徒に対しても同じ評価規準（学習指導要領の目標や内容等を踏まえて各学校の実態を考慮し作成）で行われますが、日本語能力に配慮し、適切な評価が受けられるように評価方法を工夫することが必要です。なお、高校生の言語能力の評価方法や評価を活かした授業づくりの事例については、東京外国語大学が文部科学省の委託を受けて作成した「高等学校における日本語能力評価に関する予備的調査研究事業報告書」（巻末資料p.96）を参照してください。

④ さまざまな場面でのICT活用

近年、無料で利用できる、比較的精度の高い翻訳ソフトが出てきています。子どもが学校や家庭で1人1台端末を活用できる環境があれば、そうした翻訳ソフトを活用していくことも積極的に進めましょう。学術用語などにも対応しているDeepLという翻訳ソフトが、比較的、教科学習でも使いやすいでしょう。ただし、翻訳ソフトは万能ではないため、用途、目的に合わせて、適切なソフトを選ぶことが大切ですし、うまく翻訳されない可能性についても意識しておきましょう。

高校生くらいになると、学習する単元内容に関する母語の動画を探して内容を理解して、その後、日本語に置き換えて学ぶ姿もみられます。そうした工夫も積極的に促していきましょう。

この他、日本語指導における本人と支援員の応答を、一人一台端末を活用して録音・録画しておいて、家に帰ってからの復習に役立てるなどの使い方もできるでしょう。

オンラインで活用可能なサイトやアプリケーションについては、第IV章（3）「青森県内の子どもの日本語指導で使われている教材」のリストの最後に、青森県内の高校生の自習用に使ったサイトやアプリを紹介しています（p.51）。参考に見てみてください。

⑤ オンラインによる日本語指導（取り出し授業、放課後支援等）

外国人散在地域である青森県では、通える範囲に支援員がいない場合も考えられます。そ

うした場合は、オンラインで取り出し授業をしたり、放課後支援をしたりすることも考えられます（授業の場合は、必ず教員が児童生徒に付いていることが必要です）。実際に、弘前大学多文化リソースルームは、青森県立田名部高校の生徒の放課後支援を、オンラインで実施してきました。コロナ下で休校になった場合などに、小学生の自宅とつないで支援を行ったこともあります。

オンラインの指導は、子どもが書いている文字を確認したりすることが難しいという課題がありますが、書画カメラ等を使うことで補える部分もあります。ひろだい多文化リソースルームでは、書画カメラの貸し出しも行っています。

特に、中学生や高校生などは、放課後なども含め、積極的にオンラインを使っていくことを検討するとよいでしょう。小学生では、子どもの発達段階により難しい場合もありますが、横に保護者や教員が付くことができれば、活用することも可能でしょう。



書画カメラ…オンライン指導で子どもの手元を見ながら指導できます



(1) 子どもの母語・母文化の尊重と多文化共生への取組

二つの文化の狭間で育つ子どもたちにとって、母語や母文化を獲得することは、とても大切なことです。移動時の年齢や滞在期間、家庭での母語使用状況等によっても異なりますが、母語および第二言語である日本語の言語能力だけでなく、認知能力においても発達過程にあるため、教科学習はもちろん、交友関係の形成に困難を抱えることが多くなります。また、子どもが自分の母語・母文化をどのように捉え、自分が持つ複数の文化を周囲からどう認識されるかは、アイデンティティの確立に大きく関わるため、学校の内外を通じて適切な母語・母文化の教育を提供する必要があります。

カミンズ(1986)は「発達相互依存仮説」を提示し、母語と第二言語の関係について、子どもの第一言語や認知能力が発達するほど第二言語も発達し、第一言語が発達しないと第二言語やそれに伴う認知能力の発達も難しくなると説明しています。たとえば、第二言語である日本語の習得が不十分な状態で母語を喪失してしまうと、認知能力が十分に発達せず、抽象的なことを理解できなかったり、学年相応の教科学習が難しくなったりします。

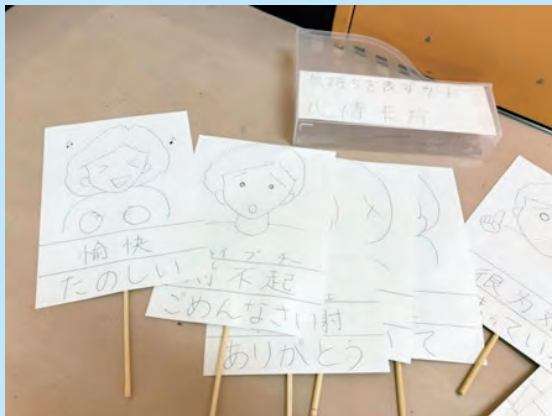
つまり、第二言語の能力の発達は母語の言語能力に依存し、学習言語能力を獲得するためには、母語と第二言語の両方の言語能力を発達させる必要があるということになります。実際に、日本で生まれ育った子どもが両親の話す母語がよくわからず、日本語でも深く考えることができないといった事例や、幼児期に来日した子どもが日本語も母語も話せるが、どちらの言語も中途半端で抽象的な表現を使った読み書きができないといった事例も少なくありません。

このような母語と第二言語の関係について、学校関係者や保護者が出会う周囲の人々が理解していれば、保護者は家庭の中で子どもの母語を育むことができます。しかし、早く日本語が上手になるように家庭でも子どもに日本語で話しかけることを周囲から勧められると、保護者はあまり得意でない日本語での子育てに励むことになり、子どもの母語喪失のリスクも高まってしまう。さらに、保護者の日本語レベルが低く、子どもの話す日本語が理解できないことで、子どもが成長するにつれて親子間の言語コミュニケーションや家族関係の形成に問題が生じ、心の居場所までなくしてしまう子も出てきます。

このように、母語、そしてアイデンティティの確立は子どもの将来を左右します。家庭はもちろん、学校でも母語、母文化の学びに対する支援に取り組むことで、子どもの自己肯定感を高め、将来への現実的な展望が持てるようキャリア支援も包括的に提供していくことが重要です。学校で子どもの母語、母文化に焦点を当てた活動を実施することで、自分の持つ複数の文化を自分の強みと捉え、世界に通用するグローバルな人材として活躍したいという希望を持つことができるようになります。また、日本人の子どもにとっても、多様な価値観に触れ、多文化共生を学ぶ機会となります。いくつか事例を紹介しておきます。

事例1 クラスメイトと気持ちを伝え合うカードづくり

日本語が全くできない中国籍の子どもが転入してきた小学校では、言葉が通じなくても鬼ごっこなどで楽しく一緒に遊んでいましたが、「いや」「やめて」という言葉が通じず相手を怒らせてしまったり、「ごめんね」という言葉が足りずに喧嘩になったりするトラブルが生じることが続きました。そこで、日本語支援員が感情やあいさつを表す札を子どもたちと一緒に作成しました。中国語も併記して、クラスメイトが色を塗り、だれでも利用できるように教室に設置しました。その結果、担任教員もこの札を授業中に活用して、楽しみながらトラブルを減らすことができました。



事例2 母語・母文化を尊重する教室掲示や文集づくり

また、同小学校では、子どもが母語・母文化に誇りを持てるよう、中国語で書いた漢詩を廊下に掲示したり、保護者の協力のもと中国語で詩を作り、それに日本語訳をつけて文集に掲載したりしました。また、中国と日本の給食の違いをグループで調べて参観日に発表したり、日本語支援員がやさしい日本語を使っていじめについてのポスターを作ったり、クラスメイトが中国語の発音を尋ねるなど周りが徐々に中国語に興味を持つようになり、特に意識をせずお互いに異文化を理解しようとする動きが出てきました。

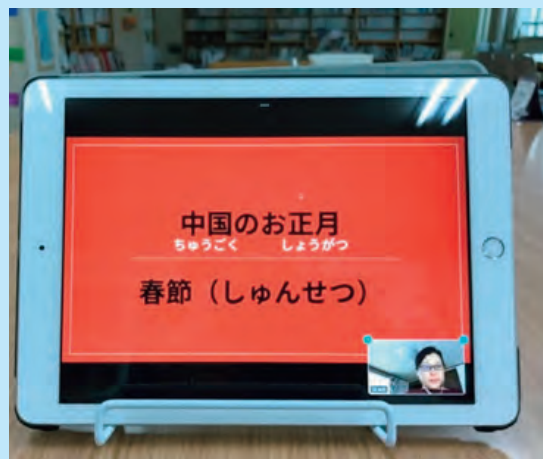


	中国	日本
おいしい	●	●
給食係	×	●
パン	×	●
ラーメン	●	●
おかわり	●	●
教室で食べる	×	●



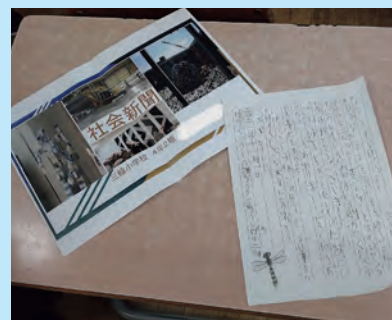
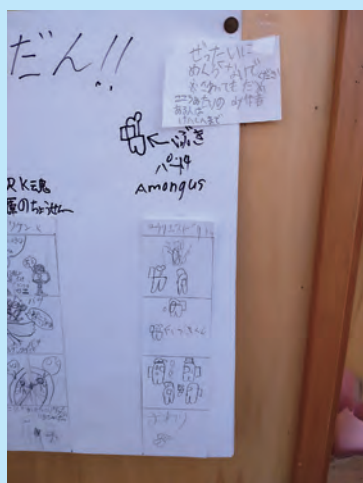
事例3 大学と連携した多文化図書コーナー

別の小学校では、市内の大学機関と連携して図書室に「多文化図書コーナー」を設置し、外国につながる絵本を多く展示し、すべての児童が校内で異文化の本に触れることができるようにしました。また、図書室の黒板を使用して、いろいろな国の文化を紹介したり、朝の会の時間を使ってオンラインでいろいろな国の文化を紹介したりと、コロナ禍でも校内全体で子どもたちが異文化に触れる機会を増やす取組をしました。



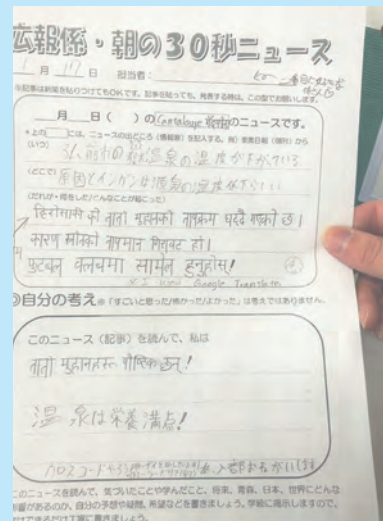
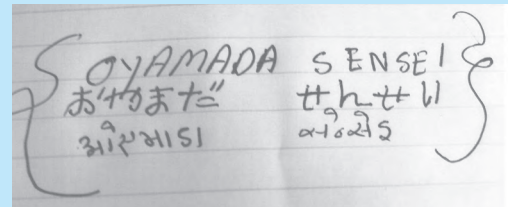
事例4 チーム学校で受け入れる — たくさんの先生方からの声かけ

子どもが学校に登校する前に、事前にクラス全員で子どもの母国について調べ、話しあう機会をつくり、受け入れ態勢を整えました。現在は、学校全体が「チーム学校」として子どもに声かけをしています。外国語（英語）の授業では、子どもが活躍できるように発言の機会を与えてくれています。係の仕事にもしっかり関わり、本人の持前の積極性から、クラスメイトの力を借りながら楽しく学校生活を送っています。



事例5 クラスの温かな雰囲気づくり — ツールを活用した友達との交流

来日したばかりの児童生徒が最初に直面するのが言葉の問題です。そのため、受け入れ当初はクラスの雰囲気作りが大切になります。来日して間もないネパール籍の生徒が編入して来た中学校では、指差で会話するカードやポケットク、タブレットなどを使ってクラスメイトと意思疎通ができるようにしました。また、学年集会でクイズを作ってネパールの文化について紹介したり、ネパール語を学べるコーナーを教室に設置したりと、生徒たちが異文化に接する機会を積極的に作りました。すると、学級でも、当該生徒が先生やクラスメイトの名前をネパール語で書いてプレゼントするなど周囲との関係を築く機会が作られ、クラスメイトも日本語とネパール語の両方で書いたニュースを朝の会で発表するなど、異文化に対する受容的な雰囲気が自然に作り出されていきました。



事例6 母語を話せる時間を保障する

ある小学校では、学級担任の発案で、日本語指導の中で「母語を発話させる時間の保障」を取り入れていました。日本語指導支援員は、翻訳機を介しながら母語を聞かせたり、支援員自身も子どもの母語を発話したりしてコミュニケーションを図ろうと試みました。支援員は、これによって対象児童との距離が一気に近づき、外国につながる子どもの笑顔を引き出すことができたと記録しています。

日本語指導をすることと同時に、母語・母文化の尊重の大切さが伝わってきます。母語を認められることが、子どもの内面の安定に大きく関わったといえる事例でしょう。

事例7 インクルーシブ教育の基礎的環境整備としての多文化共生

外国につながる子どもが転入したある小学校では、転入に際し、学級の黒板には、「ようこそ〇〇小学校へ」という意味の母語による飾りを掲示し、次に、教室等の掲示物には、この子の母語で最低限の注釈を表示しました。転入した子どもは、「この掲示を見て安心感を覚え、自分が学校に受け入れられてたことを実感した」と、あとで語っていました。

実は、この表示を書いたのは、同じ学級のクラスメイトでした。慣れない文字に悪戦苦闘しながら、なかには表記の誤りもあったようですが、「クラスメイトが書いてくれた」という事実が、外国につながる子どもにとって、自分を受け入れる学級風土を体感する経験となりました。

この学級の担任は、さらに、学習発表会の演劇の中で、この子が母語で発表する場面を設定し、学級全員でその活躍を応援し、賞賛しました。

転入した子どもは、異なる文化の学校生活の中で苦労することも多かったのですが、担任は、日本語の個別指導の時間に、学年及び学級の他の児童に向けて、度々、働きかけていました。この子どもの母国の習慣を教え、「給食のラーメンはフォークを使って食べること」、「漢字の習得数はみんなと一緒にではないので、その子の状況に合わせていること」、「文化やことばの違いからこんなことに困っているのでサポートしてあげてほしいこと」などを伝えて、周囲の子どもにも、必要な配慮の理解を求めています。こうした指導によって、外国につながる子どもへの配慮は、周囲の子どもたちにとっては、特別視ではなく、必要な配慮として理解されていきました。

以上のような取組は、インクルーシブ教育の基礎的環境整備としての意味も持つものだといえるでしょう。

事例8 高校の文化祭で伝統の踊りを披露する

高校の文化祭で母国ネパールの紹介パネルを作成しました。たくさんの生徒や先生方が見守る中、学校でできた友達と一緒に、ネパールの民族衣装とメイクに身を包み、たくさん練習したネパールの踊りを披露しました。他の生徒とも交流を持ちながら自由に楽しむ姿が見られました。



事例9 高校のクラスで、クラブ活動で — 自然に広がる交流の輪

ある県立高校では、先生たちが温かく見守る中、中国出身の生徒がクラスや部活動で周囲の友達といい関係を築き、自然に豊かな交流をしていました。クラスメイトに中国語や中国文化を教えたり、国際交流に関心のあるイングリッシュクラブの友達と交換日記をしたり、高校生活最後の文化祭では、軽音楽部の演奏で、中国語でボーカルを務めました。


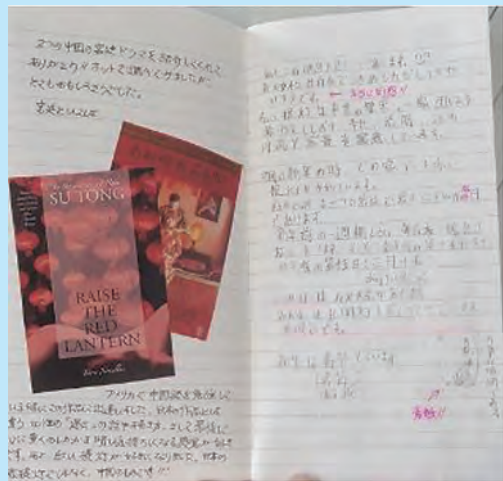
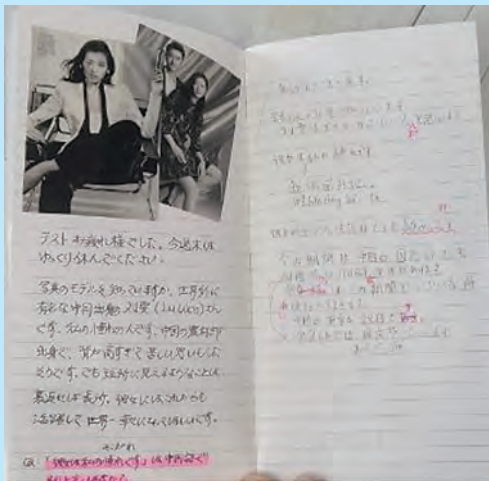
・中国のお粥は三種類あります。

- ・普通のお粥
- ・甘いお粥(台湾のは八宝粥 あまい豆)
- ・塩味の粥(肉が入っている 野菜が入っている)

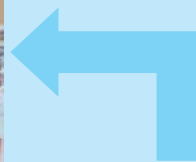


中国の火鍋は、私が大好きな食べ物の一つです。中国の火鍋には二種類あります。

中国の重慶火鍋です。中国の重慶火鍋は正統の火鍋です。鍋中で九つに分かれています。全部、辛いスープです。

イングリッシュクラブの先生や生徒との交換日記



文化祭の展示



(2) 生活言語と学習言語の違いと学習内容・方法の差異を踏まえた指導

外国につながる子どもは、学校生活や社会生活の中でたくさんの日本語を吸収していきます。毎日学校でたくさんの日本語のシャワーを浴び、友達や先生、支援員たちとのかかわりの中で日常会話は思ったよりも習得し始めるでしょう。しかし、日本語で日常会話がスラスラと話せるようになったから、学校の勉強も日本語で分かるようになっていたとは限りません。

外国につながる子どもの言語能力を捉える方法として、生活言語能力と学習言語能力の二つの側面があります。

生活言語能力：コミュニケーションのための言語能力で、場面への依存度が高い。
日常生活の中で獲得していき、具体的なことを表す言語能力。
習得までに約2～3年。

学習言語能力：学習活動や授業などにより獲得される言語能力で、認知的要求が高い。
抽象的、概念的なことを表す。
習得までに約5～7年、子どもによっては7～10年かかることもある。

学習言語能力は、子どもが置かれた環境の中で自然に獲得できるものではありません。外国につながる子どもの中には、日本で生まれ育ち日本語を母語としている場合もありますが、その場合であっても日本語の学習言語能力を獲得できない例も数多くあり、成長の途中で日本へ来た子どもにとっては、学習言語能力の獲得はさらに困難となっています。

そのため、日常の生活場面において、流暢に日本語を使い特別な指導は必要ではないと思われる子どもであっても、実際に学校の授業や試験では成績が伸び悩み、その原因が学習言語能力が獲得できていないことにある場合が少なくありません。学習言語能力が習得できるよう、意識的に支援していく必要があります。

また、言語能力以外にも、子どものつまずきの原因となるものがあります。子どもが学習の手を止めたら、子どもが何につまずいているのかを考えてみてください。例えば、

- ・母国で習った方法と日本で習う方法が異なる
例：ひき算やわり算などのし方（筆算の書き方、数の数え方等）
- ・学習内容が違っている
例：母国では勉強しない教科（書写、家庭科、体育等）
- ・未習内容と未定着内容
例：算数・数学 「円グラフ」日本：小5 ブラジル：7年生（中1）

など、さまざまな可能性があることを考える必要があります。「日本風に」説明する先生に対して、外国につながる子どもは、「母国風」に理解しようとしていることもあります。


(3) 青森県内の子どもの日本語指導でよく使われている教材



ここでは、青森県内の子どもの日本語指導でよく使われた教材を、学校段階別にリストにご紹介します。支援員がよく使っていますが、学校の先生方にもご活用いただけます。また、リストの最後には、高校生の自習用に活用したインターネットサイトやアプリケーションをリストにしました。併せて活用してみてください。





ただし、日本語教育教材は、新しいものも次々、出版されてきています。そうした新しいものも含めて、リスト以外の教材について知りたい場合にも、ひろだい多文化リソースルームにお問い合わせください。

ひろだい多文化リソースルームでは、教材や参考文献を収集し、閲覧、貸し出しにも対応しています。

子どもの日本語指導でよく使われた教材






対象	教材名	教材の特徴、活用場面
日本語を初めて学ぶ小学生～中学生	日本語学級Ⅰ・Ⅱ (凡人社)	Ⅰ：単語レベルのサバイバル日本語 Ⅱ：短文レベルの日本語初期の文型練習 まずは日本語でコミュニケーションが取れることを目指し、多くのイラストを見ながら言葉を理解し、発話できるような内容になっています。ひらがなとカタカナのページも充実しています。
小学生	外国人児童のための算数教材 ことばとまなぶ算数文章題 (愛知教育大学 外国人児童生徒支援リソースルーム)	簡単な日本語で書かれた文章題で、単位や助数詞もふんだんに使われています。 愛知教育大学のリソースルームにはその他言葉や漢字の教材もあります。
小学生	外国人・特別支援 児童・生徒を教えるためのリライト教材 (ふくろう出版)	レベル別に国語科の教科書本文がリライトされているので、子どもの日本語力に合わせて指導に活用することができます。平易な語彙で学年相当の内容を理解することを目指します。
小学生	作文天国小学低学年1・2・3年生一なぞりがきコース (こども作文研究会)	読む力、書く力を伸ばしたいときに使用する教材です。例文の真似をしながら、少しずつ長い文章に慣れ、自分でもうまく書けるようにしていく教材です。
小学生(低学年)	トピックによるかな練習帳 小学生 (JYLプロジェクト・Web教材)	https://www.kodomo-kotoba.info/booklet/basicsearch_booklet.html  日本語を初めて学ぶ子どもを対象とした、ひらがなとカタカナの練習教材です。「家族」、「学校」、「体」など、身近なトピックから意味のある語彙を使って楽しく練習できるような構成になっています。

対象	教材名	教材の特徴、活用場面
小学生 (低学年～ 中学年)	在日〇〇人児童のための漢字 教材 〇〇語/英語版 (東京外国語大学 多言語・多文化教育研究セン ター・Web教材)	http://www.tufs.ac.jp/blog/ts/g/cemmer/social.html  豊富なイラストや対訳など、漢字に興味を持って学習できるよ うな工夫がされています。漢字一つ一つの読み書きだけではなく、ま とまった文章を読んで内容を理解したり、短い文を書い たりと既習の漢字を使ったさまざまな発展練習でアウトプット ができます。タガログ語/英語版、タイ語版、ポルトガル語版、 ベトナム語版、スペイン語版もあります。
小学生～ 中学生	かんじだいすき 小1～小6 国語・算数篇 社会・理科編 (AJALT)	外国人児童向けに、イラストが多用されていて分かりやすいで す。 それぞれの課に読み練習・書き練習の問題があります。
小学生～ 中学生	レベル別日本語 多読ライブラリー にほんご多読ボックス (アスク出版)	レベル別に語彙や文章の長さがコントロールされています。内 容には日本の行事等盛り込まれている。幼児向けではないの で、高学年以上でも読むことができます。
小学生～ 中学生	カルタ 漢字はかせカードゲーム等 (幻冬舎、くもん出版等)	日本の生活が分かるようなカルタを使うと語彙の練習になる。 読み札を読むことで、読みの練習ができます。 漢字の偏と傍の構造に慣れることができます。 カードゲームは支援の隙間時間に使えます。
小学生～ 中学生	ことばのテーブル 100枚プリント (葛西ことばのテーブル)	言葉や活用、助詞と動詞、読解、作文等多くの種類の練習プリン トがあります。読解プリントはレベル別になっていて使いやす いです。 (サイトより 日本語母語の発達障害児の学習教材として作ったもの)
小学生～ 中学生	ちびむすドリル (Web教材)	https://happyililac.net/  ドリルの種類が豊富で、宿題・練習教材として活用できます。 「漢字練習プリント」は高校生まであり、学習ポスターや地図も あります。
小学生～ 高校生	イラストで覚える漢字 1000 (ナツメ社)	全ての漢字に、その成り立ちや字形がイメージできるようなイ ラストと英語による説明文が添えられており、記憶しやすいよ う工夫されています。ただし、ある程度の母語(英語)力がな いと理解することが難しいため、自学には向かないです。

対象	教材名	教材の特徴、活用場面
中学生	作文練習帳 (JYL Project こどもの日本語ライブラリー)	https://www.kodomo-kotoba.info/booklet/basicsearch_booklet.html  サイトより この作文練習帳は、日本語理解力が極めて限定的で、在籍学級での指導に自主的に参加できない生徒を対象としています。 生徒に関わりのある情報（自分のこと）を入れ込んで語彙や表現を増やすことで、対人関係の向上や自尊感情を高め、在籍学級でのキャリア教育に参加させることを目的としています。
中学生～高校生	外国人生徒のための教科につながる日本語 基礎編（スリーエーネットワーク）	https://www.3anet.co.jp/np/books/3934/  教科につながるさまざまなトピックの本文を読み解きながら、語彙、漢字、さらに文法も学ぶことができます。語彙カードや絵カード、学習アプリなどの補助教材も充実しています。
中学生～高校生	中学生のほんご 学校生活編・社会生活編・教科編 (スリーエーネットワーク)	https://www.3anet.co.jp/np/books/3940/  学校や日常生活に溶け込むための会話力を身につけるため初期指導から使用しています。練習シートや言葉リストはwebでダウンロードできます。
中学生～高校生	JSL 中学高校生のための教科につながる学習語彙・漢字ドリル (ココ出版)	教科学習の理解に必要な基本語彙と漢字をドリル形式で学習できます。訳語があるので宿題や自宅学習としても使え、日本語の文法や教科の重要ポイントを解説したページもあります。英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語版があります。
中学生～高校生	Quizlet クイズレット (アプリ)	漢字や語彙の暗記に役立つデジタル版単語帳。音声を聞くこともできます。有料版では指導する側が学習の進捗状況を把握することもできるので、復習テストや宿題などに活用することも可能です。
中学生～高校生	中学生のほんご (Web教材) (兵庫県立芦屋国際中等教育学校)	https://www.hyogo-c.ed.jp/~mc-center/nihongosidou/kyouzai/kyouzai.html  中学校で使う語彙や文法の、読み・書きの練習問題がたくさんあります。
中学生～高校生	渡日生のための 理科 英語ワーク (大阪教育センター)	総ルビ付きの教材 実際のテストに出る問題のパターンを練習するため、簡単な日本語で書かれていません。 (現在はwebサイト等の情報が検索できません。)

対象	教材名	教材の特徴、活用場面
高校生	にほんご語彙力アップトレーニング (アスク出版)	豊富なイラストと語彙、聞き取りやロールプレイなどの練習問題もあり、テキスト通りに進めるだけで4技能をバランス良く学ぶことができます。CD付きですがWebからも音声ダウンロードが可能です。
高校生	NHK NEWS WEB EASY (Webサイト)	https://www3.nhk.or.jp/news/easy/  <p>やさしい日本語でニュースを分かりやすく伝えられます。一般的な知識や時事問題を知ることで小論文や面接対策にもなります。漢字や語彙の学習にも使え、音声を聞くことで聴解の練習にもなる。オンライン支援でも有用です。</p>
高校生	みんなの日本語初級 やさしい作文 (スリーエーネットワーク)	基礎的な文法を学びながら、段階的に書く力をつけていくことができます。語彙や文法を学習した後、作文は宿題とすることもできます。構成がシンプルで分かりやすいので、オンライン支援でも有用です。
高校生 (JLPT対策)	Easy Japanese (アプリ)	https://easyjapanese.net/  <p>レベル別にニュースを見ることができ、記事から簡単に語彙を調べることができます。読むスピードや翻訳言語を変えることも可能です。JLPTに対応した問題も付いています。自学にも最適です。</p>
高校生 (JLPT対策)	日本語総まとめ 語彙 (アスク出版)	日常生活における身近な語彙がテーマごとに分類されており、練習問題の種類も豊富で学習しやすいです。英語、中国語、韓国語訳がついているので自学も可能です。
高校生 (JLPT対策)	日本語能力試験ベスト総合問題集 (ジャパントイムズ)	1冊でJLPT出題全科目の対策ができます。英語、中国語、ベトナム語、ロシア語の翻訳付き解答・解説と聴解音声ダウンロードできるので、自学も可能です。

高校生の自習用に使ったサイト、アプリ等

教材名	教材の特徴、活用場面	備考
Quizletクイズレット (アプリ)	漢字や語彙の暗記に役立つデジタル版単語帳。音声聞くこともできる。有料版では指導する側が学習の進捗状況を把握することもできるので、復習テストや宿題などに活用することも可能。	
NHK NEWS WEB EASY (Webサイト)	https://www3.nhk.or.jp/news/easy/  やさしい日本語でニュースを分かりやすく伝える。一般的な知識や時事問題を知ること小論文や面接対策にもなる。漢字や語彙の学習にも使え、音声を聞くことで聴解の練習にもなる。オンライン支援でも有用。	※
Easy Japanese (アプリ)	レベル別にニュースを見ることができ、記事から簡単に語彙を調べることができる。読むスピードや翻訳言語を変えることも可能。JLPTに対応した問題も付いている。自学にも最適。	
にほんごたどく (Webサイト)	https://tadoku.org/japanese/  自分で選んだ易しい読み物に触れながら、自然に語彙や表現を習得することを目指す。「読む」ことのハードルを下げ、また読む楽しさに気づいてもらえるように構成されている。	
エリンが挑戦！にほんごできます。 (Webサイト)	https://www.erin.jpf.go.jp/  学校生活のさまざまな場面で役に立つ表現を、動画を見ながら学ぶことができる。また、動画を見ることで日本の高校生の様子や日本文化なども知ることができ、さらにマンガを活用して分かりやすくオノマトペを学ぶこともできる。	※
J.TEST (Webサイト)	https://j-test.jp/  サイト内の「毎月の練習問題」で、読解、語彙、聴解などの問題に取り組むことができる。特に読解の本文には時事問題が取り上げられているので、小論文や面接対策などにもなる。	※
OJADオンライン日本語アクセント辞書	https://www.gavo.t.u-tokyo.ac.jp/ojad/  品詞別に日本語のアクセントを確認することができるオンライン辞書。	

※は、自習用としてだけでなく支援時間内にも活用したものの。

(4) 青森県内で実施可能な研修プログラム

学校における日本語指導や多文化共生の学級・学校づくりは、青森県の学校現場にとっては、新しい実践の分野です。このため、教員の研修や支援員の人材育成が極めて大切です。

ここでは、実際に青森県内で行われた複数のタイプの校内研修プログラムを紹介します。今後の研修実施にあたっては、これらのプログラムの要素を組み合わせることや、新しい内容を取り入れることも可能です。それぞれの学校現場や市町村教育委員会管内の状況に合わせてプログラムの選択や構成の工夫をしたい場合は、ひろだい多文化リソースルームに相談してください。プログラムの内容について協議し、適切な講師を派遣あるいは紹介します。

この他に、ひろだい多文化リソースルームでは、支援員研修として、教材や教授法、子どもへの対応、校内での適切な連携など、様々なテーマの研修を実施しています。

①外国につながる子どもの教育支援について基礎的な情報を得るプログラム

- ・日本語指導が必要な児童生徒数の推移と日本の政策
- ・日本語指導が必要な子どもへの対応についての基本的理解
 - 文部科学省の受け入れ方針（『外国人児童生徒受入れの手引き』等）
 - 現行学習指導要領における扱い 「特別の教育課程」
 - 日本語教育推進法、中教審答申、文部科学省調査等
- ・日本語指導が必要な子どもの背景
 - 親の仕事による一家で来日した子ども
 - 国際結婚などによって母国から呼び寄せられて来日する子ども
 - 日本生まれでも家では母語で育っている子ども など
- ・国籍及び在留資格（特に進路指導との関わりから）
 - 正規就職できない、日本学生支援機構の奨学金が使えない「家族滞在」
 - 国籍条項のある仕事
- ・青森県内の外国につながる子どもの状況
- ・青森県内の支援の仕組み
- ・第二言語の習得に向けて
 - 生活言語と学習言語 重要なアセスメント—DLAの活用
 - 生活言語ができて学習言語ができるとは限らない
 - 学習言語と教科学習の重要性
- ・支援員と教員の連携による子どもに合った学びの環境とカリキュラムづくり
- ・母語・母文化尊重の重要性と多文化共生の教室づくり いじめへの対応

②異文化の教室を体験し、多文化を生きる子どもの経験を考えるプログラム

- ・ 来日の背景や経緯と子どもの気持ちを想像する
- ・ 母語でない環境で1日を過ごす子どもの気持ちを知る
 - ➡外国語で行われる教科の授業を体験する
 - (例：タイ語、中国語などで、算数、歴史などの授業を体験する)
- ・ 日本語を母語としない子どもたちの学びやすさのための手立て
 - ➡やさしい日本語、ルビうち、視覚的な教材、リライト教材など
- ・ 国によって異なる学校文化（給食、掃除当番、部活動、学校行事など）
- ・ 国によって異なる学習内容・教え方
- ・ 異文化適応のU字カーブ —子ども同士のコミュニケーションを支える
 - ➡イベントでなく日常の中でのお互いの違いから生じる疑問を出発点に
- ・ 多文化共生に向けた教室環境の整備 実践事例
- ・ 母語や母文化を尊重する教室や行事での取組 実践事例

小学校での研修風景

外国につながる子どもの
現状について学ぶ



タイ語による算数の授業を体験

③多文化共生に向けたユニバーサルデザインを踏まえた環境づくりと授業の在り方を考える

- 授業のUD（ユニバーサルデザイン）化のねらい
「通常学級の授業を、本当に全員が分かる授業にするために、
特別支援教育の考え方も活かして、授業づくりを見直すこと」
- 学習性無力感を生み出さない
できない経験を繰り返す→がんばろうとしなくなる
わからない経験を繰り返す→理解しようとしなくなる
やってもらう経験を繰り返す→自分でやろうとしなくなる
- 授業UDの視点
授業の焦点化→「この時間はこれを指導する」、発問を吟味し絞る
授業の視角化→ICT機器、具体物の活用、動作化
授業の共有化（シェア）→ペアやグループを作り、確認し合う
児童生徒のモデル発言を教材化する
- ユニバーサルデザインの授業づくりの留意点
ユニバーサルデザインは目的ではなく手段／教科の本質を見失わない
指導内容の質的なレベルを下げない／必要に応じた個別の配慮 等
- 多様な表現方法を選択できるようにする
→自分の考えを表すことに自信を持たせる



コラム

日本語指導が必要な子どもと「個別最適な学び」

弘前大学 土岐 賢悟

令和3年1月26日に、中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」が出されました。この中で、「個別最適な学び」は「多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない」「すべての子どもたちの可能性を引き出す」学びとされ、学校の多様性と包摂性を高めるために実現させていくことが必要だと示されています。これには、日本語指導が必要な子どもも当然含まれるわけです。

「個別最適な学び」は、これまで教師の視点で「個に応じた指導」として整理されてきたものを、学習者の視点から「指導の個別化」「学習の個性化」という視点で整理し直したものです。教師が子ども一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うこともその一つです。

例えば、授業で学習課題が与えられたとき、「私は図書室から関連書籍を借りてきて調べたい」という子どももいれば、「私はインターネットで情報を収集したい」「私はグループを組んで友達と意見交換するところから始めたい」など、様々な解決方法があるはずです。また、調べたことを発表するとき、「私はノートに手書きでまとめて」「私は手書きではなくプレゼンテーションソフトにまとめて」「私はICレコーダーに録音して」など、それぞれの得意な方法を選択することなどが考えられます。日本語指導が必要な子どもは、「母語でまとめる」でもいいわけです。

このような例も含めて、多様な子どもたちが入り交じっている集団において、「個別最適な学び」を進めていくためには、教師に不断の授業改善が求められます。

アメリカのCASTという団体が提唱する、UDL（学びのユニバーサルデザイン）は、「子どもが学習に参加できない、わからない、できないというのは、子どもに問題があるのではなく、子どもに学びを提供する制度の側に問題がある、わかりやすく言うと、学校や教師の側に問題がある」としています。

「日本語がわからないその子どもに問題がある」と考えるのではなく、日本語の理解が難しい子どものために、日本語だけではなく視覚的な資料を合わせて提示したり、タブレット端末で日本語を母語に翻訳する機能を使えるようにしたり、ペアやグループでの学びを多く取り入れたりするなどして、学習に参加できないバリアに対応し、学習にアクセスしやすいオプションを本人と相談しながら準備することが大切です。

今まさに、学校が、教師が、授業が、これまでの在り方を見直し、変わらなければならないフェーズを迎えています。日本語指導が必要な子どもについても、この答申が提言しているように、「学校に十分な人的配置を実現し、1人1台のICT端末や先端技術を活用しつつ」、一人一人の子どもの実態に応じた「個別最適な学び」を進めていくことが求められています。

(5) 学校の壁を越えた交流で子どもたちを支える

外国人散在地域の青森県では、外国につながる子どもは学校に自分だけ、あるいは自分のきょうだいだけしか在籍していないという場合が多く、自分と同じ境遇の子どもと交流する機会がほとんどありません。また、保護者が自営業などで仕事に追われていることも多く、学校と家との往復の毎日を過ごしている子どもも多くいます。

そのため、多文化リソースルームでは、子どもたちの交流を深め、横のつながりを作る機会や、普段の生活の中で接することのない大学生や大学院生と交流するような居場所支援やイベントを企画実施しています。

多文化キッズ交流会

日 時：子どもたちの夏休み（8月上旬、一週間）9:00～14:00 出入り自由

対象者：外国につながる子ども、地域の子ども（友達同士での参加可）

場 所：弘前大学 多文化リソースルーム

内 容：勉強（日本語、夏休みの宿題、学校でつまづいているところの復習）

交流（折り紙、カルタ、ボッチャなど遊びを通じて友達を増やす）

交流会期間中は、多文化リソースルームで活躍する支援員もスタッフとして参加します。また、保護者の方の相談にも応じられるようにしています。地域の子どもの交流も兼ねているため、外国につながる子どもとその友達も一緒に来ることができます。また、交流会の時間設定も、子どもや保護者の都合に柔軟に対応できるよう9:00～14:00の間であれば、いつ来てもいつ帰ってもいい、自由な設定にしています。



パラスポーツのボッチャで交流しています。さまざまな年齢の子どもたちが一緒に楽しむことができます（参加者：日本人学生、外国につながる高校生・小学生）

青森中央学院大学「多文化週末交流/勉強会」(新町キャンパス)

日 時：土曜日 13:00-15:00 (大学の試験期間などを除く)

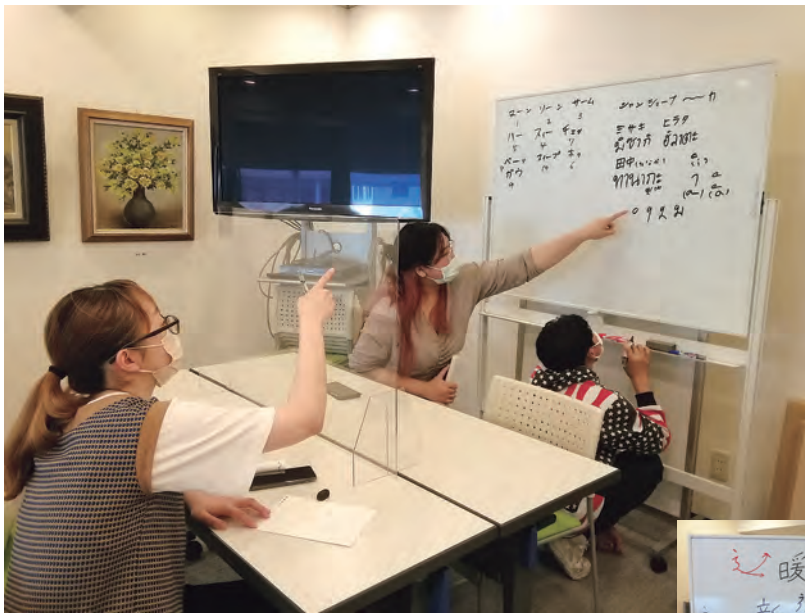
参加者：青森中央学院大学の学生、外国につながる子ども

場 所：青森中央学院大学サテライトキャンパス「フレンドリーウィンドウ」

内 容：勉強 (学校で学習した内容、苦手なところの復習)

交流 (母国語ミニレッスン、日本語でのおしゃべり)

青森中央学院大学の学生が、外国につながる子どもの勉強を見たり、一緒におしゃべりしたりしています (コロナ禍で大学が対面での課外活動を制限した時はZoomを利用)。勉強の内容は、本人及び、平日に学校で支援する支援員に相談して決めています。外国につながる子どもにとっては、学校の勉強を復習する機会である他、母国の言葉や文化を日本語で紹介する機会となっています (母国語ミニレッスンはとても盛り上がります)。また、外国につながる子どもと母語を同じくする留学生が参加することもあり、母語保持の機会、日本語という第二言語を使用して学び、生活するロールモデルとしての大学生と知り合う機会ともなっています。今後は、青森市外の外国につながる子どもにもZoomで参加してもらおうなどして参加者を増やし、子ども同士の交流を深められるようにしていきたいと考えています。



母国語ミニレッスンの様子 (参加者：日本人学生、留学生、外国につながる子どもつながる子ども)



漢字を書く練習中 (参加者：日本人学生、外国につながる子ども)

多文化キッズキャンプ

日 時：2022年9月23日（金・祝）、24日（土）1泊2日

対象者：県内在住の外国につながる子ども

参加費：2,500円

（食費、シーツ代、保険料）

場 所：青森県立梵珠少年自然の家

（むつ市（青森市経由）、弘前市、八戸市より送迎バスあり）

内 容：野外炊飯、勉強会、星空ウォッチング、交流レク

※ 2022年度の実施内容を掲載しております。

1泊2日という長い時間を過ごし、活動を共にすることにより、新しい友達を作ることほもとより、子どもたち同士の仲間意識の芽生えやお互いの情報交換などの様子が活発に見られました。帰り際には連絡先を交換する姿や別れを惜しむ姿も見られ、子どもたちの新しい世界が大きく広がりました。



オリエンテーション



みんなでピザづくり



勉強タイム 大学生に教えてもらいながら勉強しました



フリータイムにはそれぞれ身体を動かしていました



星空ウォッチングの説明



お別れ会でのレクリエーション

散在地域だからこそ、このような居場所支援や外国につながる子どもたちが主役になれるイベントを大事にし、継続していけるようにしていきたいと思います。



(6) 日本語Oパッケージや交流事業を体験した子どもたちの声

ここでは、日本語支援を受けた子どもたちの声を、子ども自身の作文と、文部科学省委託事業「多文化共生に向けた日本語指導の充実に関する調査研究」の中で実施した通訳を入れた聞き取りから紹介します。

① 子どもたちの作文から

小学生の声

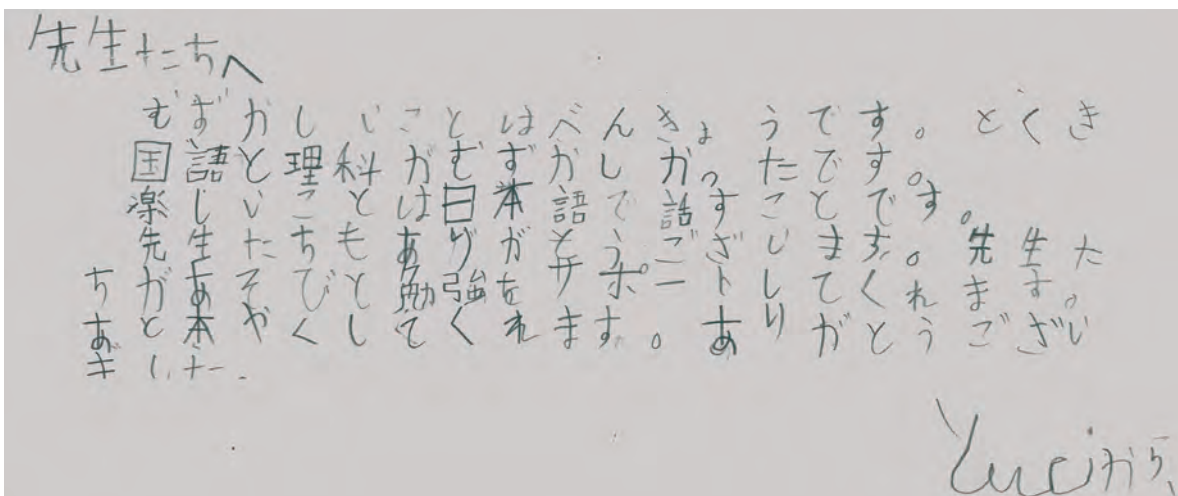
上坂聖来（かみさかせいら）（タイ） 再来日2年3か月 小学校3年生

9月23日と24日、日本語教室のみんなと、ぼんじゅ青少年の家へバスで行きました。バスの中ではお菓子や梅干しを食べながら行きました。

自然の家についてから、他の日本語教室のみんなと、お話ししながら作りました。水道のところ、だれかがザリガニを見つけ、池があったから、大学生がザリガニをつかんで戻しました。そして、体育館でボールで遊んだりしました。

夕食のカレーとわかめスープがとてもおいしかったです。お風呂に入って、ハミガキをして二だんベッドでねました。来年もキャンプに行きたいです。

エスピリトゥ ユウリ（フィリピン） 来日1年1か月 小学校4年生



中学生の声

テイ ズイエ（中国） 来日5年0か月 中学校3年生

梵珠山自然の家のキッズキャンプで、たくさんの友達を作ることができました。外国の子どもがたくさんいて、最初は緊張していましたが、自己紹介をして、だんだん慣れて、たくさんいい思い出を作ることができました。初めて自分たちでピザを作り、とてもおいしかったです。もし次回があったらまた行きたいと思います。

高校生の声

タパ ニシャン (ネパール)

来日1年3か月 高校1年生

02X02 58-4 60C

日本の生活

私は2021年10月に青森に来ました。このとき、私は日本語を全く知りませんでした。2ヶ月間、両親がムムムがなを習いました。その後、日本人の先生が一週間に一回、三ヶ月間教えてくれました。そして、私は日本の高校入試を受け、合格することになりました。日本の高校に入ってからが、数学、科学、国語、英語、保健、公共、情報などを勉強しています。しかし、私には大きな問題があります。私はすべて日本語で勉強しなければなりません。私は漢字を勉強することができません、日本語を話すことがないので、とてもたいへんでした。

今は高校に入った四月と比べると、たくさん人の日本語の単語と漢字を覚えたと思います。でもそれだけでは足りません。日本語を上達させるために日本人の友達を作りました。家の手

02X02 58-4 60C

部活は楽しいです。友だちとの関係は良好だと思います。

日本語を教える先生のことには、ありがとうございます。でも、教科の先生のことは、わかりやすいですが、教科の先生のことは、わかりやすいです。でも、私に教えてくれる先生のことには、ありがとうございます。

私の目標は、語学力を向上させて、卒業前にN2に合格することです。

高校生の声

温 馨（中国）

来日3年7か月 高校3年生

高校に入学したばかりのころ、日本語にまだ自信がなかった私は、言葉を間違ったり、言いたいことが伝わらなかつたりしたら相手が困ると思い、周りの人たちとあまり交流していませんでした。授業の内容や課題の意味が分からなくて困ったり、学校行事やあいさつなどの文化の違いに戸惑ったりすることもありましたが、そんな時に手助けしてくれたのはクラスメイトや先生たちでした。みんなはとても優しく、私のことを理解しようとしてくれたので、少しずつ仲のいい友達も増えていきました。

1年生の夏にオンラインの日本語支援が始まり、1週間に2回、放課後に日本語の勉強をするようになりました。日本語能力試験に合格するために、文法や単語などをたくさん勉強しました。勉強を続けるうちに少しずつ学校の授業が分かるようになり、友達とも積極的に交流できるようになりました。冬になると対面での日本語支援も始まり、先生との直接の対話を通してコミュニケーションがもっと取りやすくなりました。日本語の授業はとても楽しかったです。毎回、勉強だけではなく、日常生活や学校でのおもしろい出来事も先生たちと共有して、会話力もアップしていきました。そして、2年生の冬には日本語能力試験N2を取得することができました。

コロナの影響で学校行事は大幅に減りましたが、高校生活はとても充実していました。私は軽音楽サークルと写真部に所属し、そこでできた友達に中国語を教えることもありましたし、文化祭のステージではバンド演奏もしました。球技大会で私のクラスが優勝したことも、いい思い出です。また、田名部高校は異文化理解が進んでいるので、体育祭の玉入れでは中国語など5か国語で玉の数をカウントしました。その他にも、文化祭のクラス展示ではみんなで各国の民族衣装を着ることになり、私は中国の民族衣装を着て中国の有名な観光地などを紹介しました。また、家庭科の授業の中で中国の食べ物や食文化について発表する機会もありました。このように、高校生活を通して中国語や中国の文化についてたくさん知ってもらうことができたのは、私にとってとてもうれしいことでした。

3年生になると、大学進学に向けて最も重要な時期になりました。学校の先生たちは小論文の書き方や面接の受け答えなど、丁寧に指導してくださいました。日本語の先生たちとも何度も面接の練習をしました。そのおかげで、無事に大学に合格することができました。大学では、多文化共生など地域社会の問題とその解決方法について学びたいと思っています。また、私は将来日本語教師になりたいので、もっと日本語を勉強して日本語能力試験N1を取得するつもりです。これも、大学で一番勉強したいことのひとつです。

この三年間の日本語支援では、日本語だけではなく、日本の文化や社会問題など、いろいろなことを学びました。そして、日本語教師という仕事を知り、それが私の目標にもなりました。将来は、私がお世話になった先生たちのような日本語教師になり、青森県で暮らす外国人を手助けしたいと考えています。そのために、これからも勉強を頑張ります。

これまで、大変なこともいろいろありましたが、多くの良い友達ができ、幸せなこともたくさんありました。さまざまなことを学び、知識を得て、大きく成長することもできました。

私を支えてくれた全ての人に、心から感謝しています。

② 聞き取り調査からの声

文部科学省事業「多文化共生に向けた日本語指導の充実に関する調査研究」では、日本語0パッケージで支援を受けた子どもたちのうち、小学校4校、中学校1校、高校3校の子どもたちに話を聴いています。ここでは、そのポイントを紹介します。

●学校で嬉しかったことは？

- ・忘れ物をしないように、何を準備すればいいか、先生が隣に来て確認してくれた。例えば、明日は弁当を持って来るとか、今日は給食当番の服を持ち帰る、など。
- ・先生に学級の仕事を頼まれた。
- ・テストでいい点数を取った時、先生にほめられた。
- ・英語の時間などに先生に母国のことを教えてほしいと言われ、喜んで教えた。
- ・学園祭で母国紹介をし、みんなが自分の国や人のことを理解してくれて嬉しかった。

●日本語学習、日本語の支援員はどうだった？

- ・新しい言葉をたくさん習えてよかった。
- ・日本語支援があるのはいいが、学級のみんなと勉強したい。
- ・日本に来て、勉強、プリント、テストにびっくりしたが、困ったら支援員に相談できた。
- ・支援員に勉強だけでなく時間の上手な使い方をアドバイスしてもらい、家や試験のストレスが軽くなった。

●先生や学校に求める支援は？

- ・特に日本語が全然わからない段階では、先生や周りの生徒から、目を掛けてもらいたい。

(7) 日本語Oパッケージを経験した学校の声

ここでは、文部科学省「多文化共生に向けた日本語指導の充実に関する調査研究」事業で日本語Oパッケージを経験された、各学校の先生方の声をまとめてご紹介します。

① 報告書に寄せられた声から

2021年度報告書に各学校の先生方に執筆いただいた「成果と課題」から一部を抜粋しました。なお、補足情報がある場合は、下に※で注を付けています。

青森市立A小学校の教頭先生から

本校では、日本語支援を必要としている児童は、3名在籍（1・3・5学年）している。この3名に対して、週3～4日（授業時数5～6時間）日本語及び母語支援を行っている。これまで、それぞれの児童の発達段階や言語能力の実態を把握し、個々の能力に応じた支援を継続してきた。

その結果、次のような成果が得られた。

- 日本語指導の取り出し回数が減少してきた。漢字学習に意欲的に取り組めるようになった。
 - 表情が明るくなり、「勉強が楽しい」と前向きな姿勢が見られるようになった。
 - 昨年よりも、自らの意思表示を積極的にできるようになった。
 - 計算能力が高まったり、ルビ無し教科書も少しずつ読めるようになったりしてきた。
 - 板書をノートに書き写す作業に一生懸命に取り組んでいる。
 - 「できる喜び」を体感することにより学習意欲が向上したり、生活場面や遊びを通して友達との関わり合いが増えたり、よりよい人間関係づくりの構築に結びついた。
- 課題としては、

- ・ 児童への日本語支援は、国語科の教科学習と同様のものとしては扱えない分野であり、教科学習の中で、個々の児童に対応した日本語支援を行うことは教科担任にとって、負担は大きい。支援員との連携による体制整備が重要である。
- ・ きめ細かな日本語・母語指導には、個々の児童の変容や学習成果について、学担と支援員が情報共有するなど、連携することが重要である。しかし、日常の指導においては、その時間設定が難しい。

が挙げられる。今後は、日本語支援員と学担との連携の在り方について、具体的な方策をもとに、さらに指導の充実に努めていきたい。

青森市立B小学校の教頭先生から

本校の日本語支援対象の児童は4年生男子1名である。この児童に対し、週3日2～3時間の支援員による指導を行ってきた。

これまでの支援員の指導の下、日本語を使った口頭でのコミュニケーションがスムーズにできるようになってきた。反面、文字を読んだり、そこから自分なりの考えをもち

表現したりすることを苦手としていた。口頭でのコミュニケーションに不自由を感じなくなったことから、児童本人の、日本語習得の必要感が低下しているのではと考え、本人、保護者と面談を行った。

面談では、本人保護者とも日本の高等学校や大学に進学したいとの意思を確認した。さらに、日本と中国をつなぐ職種に進みたいとの希望も知ることができた。そこで、そのためには口頭だけではなく、文字を使ったコミュニケーションの力や、自分なりの考えをもち日本語で表現する力が必要になってくることを確認し、今後の方針とした。

※保護者との面談には、多文化リソースルームから派遣された母語支援員が入っていました。

青森市立C中学校の学年主任の先生から

1 支援の成果

・日本語支援について

1週間に2日、1日当たり2時間の支援を受けてきた。日本語支援のおかげで漢字を書くことに少しずつ慣れてきており、黒板の板書をノートに書き写す事ができるようになってきている。

また、日本語支援の中でも教科の内容についても少しずつ支援してくださっており、生徒も会話で自分の伝えたいことが伝えられるようになってきているので、授業が終わった後に、よく理解できなかったことを教師に質問するようになってきている。

・母語支援について

夏休みまでは1週間に2日、1日当たり2時間、夏休み終了後からは1週間に1日、2時間の支援を受けてきた。社会や理科など、日本語でなかなか理解が難しい教科特有の用語や学習内容について、母語で説明してくださるので、本人の学習内容の理解に役立っている。特に、教科担当の教師と今後の授業の進度等について連携を密にしながら、生徒がつまずきやすいところ、少しずつ理解が進んでいるところなどを情報交換しながら支援を行ってくださるので、本校職員としてもとても助かっている。

・ケース会議について

半期に1度程度、本校で行っている。支援員からは日本語支援、母語支援の状況について説明があり、主に学級担任から学校内での生活の状況について説明するなど、本校職員と支援員との情報共有の場として役に立っている。また、11月に行われたケース会議では、ご両親にも参加していただき、家庭での過ごし方や中学校卒業後の進路についての考えも直接お話を聞くことができ、とても有意義な会議になった。

2 支援の課題

・日本語・母語支援について

夏休みまでは、1週間に4日、1日あたり2時間ずつ学校の時間割内に支援の時間を設定してきた。しかし、毎週同じ時間に支援の時間を設定しているので、同じ教科の授業から抜けることになり、授業から遅れていくことになる。そこで、夏休み後から放課後の時間に支援を行うようにしたが、支援が終わる夕方6時頃は冬期間だと完全に日が暮れており、保護者に迎えに来てもらうなどの対応をとってもらっているが、保護者の負担もなかなか大変だと感じている。

- ・ケース会議について

前述のようにとても有意義な会議なのだが、学年職員と支援員の方との会議日程の調整が難しい。

- ・その他学校として感じている課題

進路指導についても、まず私たちがどのように支援していけばいいのか、生徒、保護者の意向をよく聞きながら検討していかなければならないと感じている。

青森市立D中学校の校長先生から

1 成果

当該生徒の入学にあたり、入学式から1週間程度のオリエンテーション期間中は、学級での活動やテストなど、日常の授業とは異なる場面が多く、与える情報量も多いことから、母語支援員（通訳）に教室に入っただき、直接支援していただきました。その間、学級担任とのやりとりや学級の生徒とのやりとりに慣れることができ、その後は、母語支援員の支援は減らすことができました。日本語支援については、国語、社会の時間に取り出し支援をしていただきました。本人の意欲が高く、端から見ても日本語能力の向上がわかるほどでした。おかげで、日本語支援については、1学期で完了することができました。夏季休業中は、大学生の生活支援員が、2学期以降、国語や社会の授業内容が理解できるよう、基礎基本から支援していただいたおかげで、2学期からは国語、社会の授業にもスムーズに入ることができました。また、スーパーバイザーについては、各種支援員の派遣にかかるスケジュール調整やケース会議の設定にも尽力していただき、校内での共通理解を円滑に行うことができました。

2 課題

課題としては3点挙げられます。1点目は、情報の少なさです。スーパーバイザーや支援員からは、学校で行うべき支援についての情報が提供されますが、本県での事例も少なく、なかなか本校の実態に合致した事例を探すことができず、学年、学級担任が苦勞することが多かったようです。2点目は、共通理解の頻度です。定期的にケース会議を実施していただきましたが、頻度を増やすことで、その都度タイムリーな支援について共通理解を深めることができるのではないかと感じました。3点目は、本校での支援を「多文化共生」まで深めることができなかったことです。当該生徒の特性にもよりますが、毎日の授業だけでなく、行事を通して、学校が意識的に「多文化共生」について働きかける必要性を感じました。

青森県立E高等学校（全日制）の担任の先生から

1 支援の実際

高校2年生のために日本語支援員と多文化スーパーバイザーの派遣を受けて、連携して日本語支援に当たっている。月曜日は対面指導で、火曜日・木曜日はZoomを活用し、オンラインによって日本語支援を受けている。普段の学校生活は、日本人と同じように

授業を受けており、本人や保護者の要望もあり、取り出し指導は行っていない。授業や学校生活の中で、本人が理解できなかった内容や語句の意味について質問してくるので、その都度適宜対応している状態である。

また、オンラインでの支援後に理解が追いついていない部分についてフォローしている。

2 支援の成果

成果としては、本人が目標としていた日本語能力検定 N2 合格が挙げられる。合格したことで本人の意欲も高まり、自信をもって取り組むようになった様子が見えてくる。話すことや聞くことに関しては、語彙力の向上で日本語運用能力に自信がもてたこともあり、クラスの中でもより広い人間関係の中で、より積極的にコミュニケーションを図っている様子も目にするようになった。読み書きについては、依然として課題は多く残るが、書くことのできる文章量の増加、適切な助詞の使い方が少しずつ身につけてきている。

3 支援の課題

担任と教科担当者との連携を密にし、教科担当者本人とで面談しながら、普段の授業や考査を作ったり、評価を工夫したりしている。しかし、高等学校では、教科・科目が、より多様かつ専門的な内容となることや、それに伴い学習用語の難度が高くなること、また、近年の大学入試改革で国語や社会科目に限らず理数教科でも読解力が求められ、普段の授業や考査の中でも読解力が必要となることから、日本語能力の未熟さによる影響が少なからず出てきている点で課題があるといえる。また、オンラインでの指導での課題として書くことの支援が課題であった。2022 年に入ってから書画カメラを利用させていただき書くことの指導も少しずつしていただいている。書画カメラの導入で少しずつでも改善が図られることが望ましいと考えている。

高校生への指導として課題になってくるのは、進路指導についてである。日本の高校に通う外国人生徒向けの入試制度をもっている学校が多くはない。その中で、書く力がまだ身につけていないことや、小論文向けの書く力、面接向けの話す力の育成にまで追いついていないことが挙げられる。進路指導において私たちがノウハウを持っていないことも課題であるといえる。これまで外国人児童生徒が学校に在学していなかったこともあり、今回の事業で、日本語指導のための指導の方向性を考えられたことは、学校としていい機会となった。一方で、外国人生徒への対応について負担になることも大きい。

今後も日本語支援員と多文化スーパーバイザー と情報を共有しながら、学校としても指導のノウハウを蓄積し、支援・指導の充実に努めていきたい。

※この生徒は、学校による丁寧な進路指導と支援員のサポートを受けて、大学進学が決定しました。

青森県立F高等学校（通信制）の教頭先生から

今年度、本校に2名の外国人生徒が入学してきた。支援が必要な生徒はアフガニスタン国籍の生徒である。アフガニスタン生徒が日本の学校に通い始めたのは、中学2年生からであったため、日本語が上達できていないうえに、自学自習が基本である通信制のシステムについていけるか心配があった。

6月から月に3～4回程度、多文化リソースルームの日本語支援に生徒の支援を行っていただくことになった。初めは日本語指導がメインだったが、提出期限のあるレポート作成に困難を抱えていたため、学習に必要な漢字を中心に語彙を増やす指導をしていただき、レポート作成に役立てた。

生徒は内向的な性格であり自分から質問するタイプでない。その為、支援日程や持ち物の確認等、積極的に声掛けする必要がある。また、支援には保護者（父親）との連携が不可欠と考え、学校に来ていただいて面談したり、きめ細かな電話連絡等を行ったりして理解に繋げた。それから、父親は学校に対してとても協力的となり、学校の送迎についても時間が合えば引き受けてくれるようになった。生徒についても、支援当初は時間に遅刻したり、無連絡で欠席したりしたこともあった。しかし支援を続けていくうちに、そのような行為は無くなり、欠席する際は事前に電話連絡できるようになった。また、学習に対する姿勢にも変化が見られ、レポート作成やスクーリングの出席も積極的になった。さらに、遠足等の特別活動にも参加し、少しであるが日本人生徒との交流も図れるようになった。

青森県立G高等学校（通信制）の教頭先生から

2年生の生徒のために日本語支援員と多文化スーパーバイザーの派遣を受けて、連携して次のように取り組んだ。

① 日曜日

スクーリングでは履修科目を昨年同様 単位前後に絞り単位修得を優先させた。午前中、生徒と一緒に支援員に授業に参加して補佐をしていただき、また空き時間は別室で日本語支援をしていただいた。

② 月曜日

昨年から継続して、午前2時間本校において支援員による日本語の勉強をした。後半は会話すること、人前で話すことにも挑戦している。授業担当者によるレポート指導や授業の補充を1時間程度行っている。

成果

年度当初は初めての授業が多く、授業にもスムーズに参加できないこともあったが、支援員の補助があったおかげで授業に参加できるようになった。支援員との関係が良好でスクーリングの他に遠足、ボウリング教室、学校祭等の学校行事でも支援していただき、行動面での幅も広がった。

また、来年度、校内生徒生活体験発表大会に参加させたいと思っていたところ、人前で発表することの体験もさせていただいて効果が上がっていると思う。

課題

今後は国語を始め修得が厳しいと思われる科目も履修していかなければいけないので学習面での課題は多い。来年度から、新入生用の学校設定科目である「数学入門」、「英語入門」を開設するので、卒業に必要な74単位修得に向けて、特別に履修させる予定である。

※通信制高校については、学校に来る日が限られるため、多文化リソースルームの支援員やスーパーバイザーも日本語習得に向けた効果的な支援体制が取りにくいという課題を感じています。

② 聞き取り調査から

ここでは、文部科学省委託事業「多文化共生に向けた日本語指導の充実に関する調査研究」の中で、日本語0パッケージで支援員と連携して指導された小学校4校、中学校1校、高校3校の先生方12名を対象にインタビューした内容からポイントを紹介します。

●支援が始まってからの子どもの様子は？

- ・以前は、言葉も内容もわからない状態だったので、不安があったと思うが、支援員が側にいることで、多少安心して授業を受けられているようだ。
- ・日本語を教えてもらえる安心感がベースとなり、勉強で取り残されないで済むという気持ちがあるようだ。
- ・勉強をしようという気持ちの変化が出てきた。

●学校/先生として、外国につながる子どもにどう働きかけましたか？

- ・担任や教頭が積極的に声を掛けた。
- ・イスラム圏出身で、男性教員には女性教員よりやや抵抗があるようだったが、文科省のウェブサイトにある出身国の言語教材を使ってコミュニケーションを図ったら、男性である自分に話したり、あいさつしたりしてくれるようになった。
- ・スーパーバイザーから子どもが「活躍」できる機会をとわれ、支援員と相談し、「総合」の時間に母国のことを紹介してもらった。
- ・英語の発音の手本にしたり、外国のじゃんけんのし方を教えてもらったりした。
- ・学園祭で、子どもの母国について壁新聞を作り、発表させた。

●勉強面で、学校/先生として、どのような支援をしましたか？

- ・考査前に、範囲やポイントを確認するなど個別の対応を取った。
- ・各教科で、テストの文言をなるべくやさしい日本語にするように工夫してもらった。日本語の学習用語は難しく、そのような配慮をしてもわからない時もあるが、わかりやすくしてもらうことで理解度が上がり、解けた時は自己肯定感につながっているようだ。
- ・定期試験などで教科担当の先生に、その生徒に対応可能な問題を多少加えたり、逆に問題数を減らしたりして、その生徒独自の問題を作ってもらった。
- ・中学レベルの復習を兼ねた「数学入門」「英語入門」という科目を、過年度履修ではあるが、県と相談し、履修できるようにした。(高校)

●個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成はどうでしたか？

- ・教員の異動もあり得るので、計画があるのはいいことだ。
- ・支援員と支援目標などを共有できてよいが、学校として書く部分は、何を書いていいか迷う部分もある。
- ・作って終わりではなく、随時参照し、活用できるものになれば、なおよい。
- ・進学や帰国の希望、見通しなどが書いてあるとよい。

(※編者注 欄は用意されています)

●日本語支援員による支援はどう役立ちましたか？

- ・特に助詞の理解が深まり、現代文の文章が正しく理解できるようになったし、作文で正しく使えるようになった。また、語彙が豊かになった。
- ・家と学校以外の、外部の人と日本語でコミュニケーションを取るいい機会だった。(通信制高校)
- ・支援員が大学生、大学院生だと子どもと年が近く、話しやすさがあったようでよかった。
- ・支援が終わった後、職員室で発表、発言させ、1対1の会話だけではなく、緊張しながらでも人前で話すことに慣れさせてくれている。入学時は自己紹介もできなかった子どもが、少しずつ人前で話すことに慣れてきている。かなり進歩している。
- ・試験前やレポート提出前は、教科の復習的な指導も行ってもらった。日本語指導と明確に分けられればよかったが様々な要因で難しかった。漢字の読み方や語彙の意味など、もっと基本的な日本語の指導が必要。

●支援員とのコミュニケーションはどうでしたか？

- ・電話やメールで頻繁に連携を取った。
- ・その日の支援始めや終わりに、コミュニケーションを取っている。
- ・支援日報を共有し、支援内容や課題を共有できたことで、学校側が面談などで本人と「どういうところつまづいているか」など話すこともできた。
- ・支援日報を共有し、その子どもが興味を持っていることなど、教員とは話さない面についても知ることができた。
- ・支援員に行事の連絡をするのが遅くなりがちだった。「学校便り」を配信するメーリングリストに支援員も加えればよかった。
- ・支援員が支援の仕方でも悩んでいたようだが、ケース会議や日報でも悩んでいる様子は見えなかった。「チーム」として学校側も一緒に解決したかった。

●スーパーバイザーの存在はどうだったでしょうか？

- ・外国につながる生徒を受け入れた経験がない教員が多かったのも、特に初期は、すぐに質問することができて、指導の見通しが立てやすかった。様々な情報を提供してもらい、活用できた。
- ・学校に寄り添い、取組や体制づくりの中心になってくれたり、コーディネーター的な役割をしてくれたりして助かった。
- ・その国では〇年生でこれができてこれができないなど、日本の教育課程と対照して教えてもらった。

●ケース会議はどれくらいやりましたか？ どう役立ちましたか？

- ・主に学期終わりに行っていたので、年におよそ3回。1回40分から1時間程度。
- ・1回が1時間半から2時間と長かったので、30分～1時間程度と軽めに、1か月に1度やってもよかった。
- ・日本語支援員と教員とで、子どもの日本語レベルの認識が異なる部分もあるが、それをすり合わせ、日本語学習の短期的な目標を共有できる。日常会話ができているから試験や文章の日本語語彙も問題ないだろうと思ってしまいが、支援員と話すと、実はそこまでできていないとわかる。

- ・ 教員と支援側がお互いに考えていること、悩んでいることがわかる時間でよかった。
- ・ 教科を教えていなくても、その子どもの授業での様子がわかった。
- ・ 保護者（母親）が参加して、保護者のニーズを聞いてよかった。また、進路の希望を聞いて、支援の方向性が見えてきた。

●保護者との連携については、いかがでしたか？

- ・ 三者面談で通訳を入れてもらい、自宅での様子がわかった。
- ・ どれくらい本気で高校を卒業させたいと思っているか、高校卒業後の進路をどう考えているかなど、保護者の教育に関する「熱量」について、通訳がいてもっとよく理解できたら、進路指導の方向性も違ってくるかもしれない。

●学校全体で支援体制を取れたひけつは何でしょうか？

- ・ 0パッケージの「多文化共生を目指した学校づくりのための研修会」で、子どもが本当に難しい環境の中で、学校生活を送っているんだということを聞き、教科を担当している、していないにかかわらず、支援の大切さについて教員全体の理解が深まった。
- ・ 0パッケージの「多文化共生を目指した学校づくりのための研修会」で、ユニバーサルデザインの視点から考えることができた。

●その他に支援全体を通して印象に残ったことをお話しください。

- ・ 実際に子どもが来る前が最も心配な時期。支援が決まり、その心配な期間が短期間で終わり、助かった。
- ・ 多文化共生への取組について、スーパーバイザーや支援員から様々なアイデアをもらえてよかった。
- ・ 転入までの学習の進みや特性の有無など、引継ぎ資料のようなものがあればいい。
- ・ 日本語支援員やスーパーバイザーの具体的な役割、できること、できないことをはじめに把握することが大切だと思った。
- ・ 最初の1週間、20日間は学級でこれができるればいい、などという「スモール・ステップ」があるとよい（小学校）。
- ・ オンラインで日本語支援を行うにあたって、教材のPDF資料が、担当教員にメールで送られてきていた。そのやり取りが煩雑だったので、同じ教材を双方で持つ、オンラインで共有するなどして、簡便化できればよい。
- ・ 親の日本語学習も支援する体制になれば、子どもの日本語力の向上に効果があるのではないか。
- ・ 地域全体での支援体制が目に見えるようになれば、学校側の孤立感もなくなるし、周囲の支援の機運も高まるだろう。

(8) 日本語0パッケージで連携した教育委員会の声

ここでは、多文化リソースルームの日本語0パッケージを多文化リソースルームと連携して実施した教育委員会の声をご紹介します。2021年度文部科学省「多文化共生に向けた日本語指導の充実に関する調査研究」報告書に掲載された「成果と課題」のコメントからの一部抜粋です。

いずれも2021年度のコメントなので、その後について補足情報がある場合は、下に※で注を付けました。また、執筆者は2021年度当時の職です。

青森県教育委員会

管轄する高等学校3校に日本語支援員と多文化共生スーパーバイザーが派遣されている。オンラインを活用した日本語指導が行われるなど、生徒の実態に応じた日本語支援が行われ、在籍校において安心して学校生活を送ることができる一助となっている。在籍校の教員との連携も図られ、教職員支援機構が実施する「日本語指導者養成研修」を受講した教員もあり、その研修成果の波及が期待される。

一方、外国人生徒への対応及び指導が一部の教員によってのみ行われている学校もあるなど、学校全体で取り組む体制づくりが今後必要である。

文部科学省が実施する「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」から、本県で生活する日本語指導が必要な外国人児童生徒数は増加傾向にあり、このような児童生徒が将来にわたって本県に居住し、共生社会の一員として、またグローバル人材として、今後の青森県を形成する存在であることを前提に、適切な指導・支援の下で将来への現実的な展望がもてるよう、令和4年度から「AOMORI多文化共生推進事業」を実施する。

学校教育課指導主事 淋代 秀樹

※青森県立高等学校の支援は、2022年度は4校となりました。

青森市教育委員会

令和3年度において、青森市には、管轄する小・中合わせて5校に日本語支援員と多文化スーパーバイザーが派遣されており、日本語指導を必要とする児童生徒に支援していただいている。その他、教育委員会では、日本語指導が必要な児童生徒が在籍している学校に、コミュニケーション支援として、翻訳アプリ等ICTを学校へ貸与したり、言語を得意とする教員を配置したりするなど様々工夫を凝らしてきた。その結果、日本語支援員と多文化スーパーバイザーが派遣されている小・中学校からの聞き取りから明らかになった成果については、

- 読み書きが苦手だった子どもが、支援員による子どもの実態に応じた丁寧な支援のおかげで、「勉強が楽しい」「授業が分かる」といった声があり、教員からも学習に向かう姿勢が意欲的になったという報告が上がっていること
- ルビなしの教科書を読むことや計算能力の高まりが見られていること

- 月1回程度のケースカンファレンスを実施することで、児童生徒の実態や指導の方向性について、保護者を交えて話合することができることから、児童生徒及びその保護者に安心感を与えていることなどがあげられる。

課題としては、

- 市単独で、日本語指導が必要な児童生徒への支援を考えた時に、英語のみならず、様々な母国語を話す児童生徒が増加していることから、必要な指導・支援を行うことのできる日本語指導担当教師等の人材を確保すること及び適切に配置すること
- 多くの生徒が、日本の高校への進学を希望していることから、受験に向けた学習面等の支援をすること
- 上記2つを可能とする予算を確保すること

指導課主任指導主事 工藤 哲也

弘前市教育委員会

本市では、独自に日本語指導支援事業を実施し、これまで日本語指導の在り方を中心に研修を重ねてきた。本事業と連携することで、日本語指導に加え、外国につながる子どもの受入について、更には、多文化共生の集団づくりへと視野を広げた研修を行うことができた。

また、今年度開催した「高校進学ガイダンス2021」には、中学校の生徒及び保護者に加え、小学校の保護者も参加した。本市では、これまでも日本語指導を受けた生徒が高校へ進学したことはあったが、在留期間によって受験の対応が厳しいケースも見られた。今回のガイダンスにより、児童生徒及び保護者にとって、教育制度について理解するとともに、高校進学に向けた見通しをもつ機会となったことは、大きな成果である。

最後に、弘前大学多文化リソースルームの活用についてである。昨年10月、中国から市立小学校に転入生があった。学校は受入に際し、校内における日本語指導担当教諭を設置して対応するとともに、地域の学びの場として、弘前大学多文化リソースルームの活用を提案した。その結果、対象児童は、放課後を日本語及び多文化理解の学びの時間として有意義に過ごすことができている。また、本市派遣の日本語指導支援員は、弘前大学多文化リソースルームから、初期日本語指導のための教材を借りながら支援に当たっている。

教育センター指導主事 村元 治

平川市教育委員会

本市には今まで日本語指導が必要な児童生徒の在籍がなかったため、日本語指導のノウハウが全くない状態であった。そんな中、新年度より2名の児童がアメリカから急に転入することになったため、4月にリソースルームに相談し、すぐにDLAの実施とそれに基づいた指導計画の立案・見積もりをしていただき、5月には支援を始めることができた。各支援員が2名の児童の実態に合わせた適切な支援をしてくださり、児童らの日本語のスキル向上に加えて、登校意欲向上につながった部分も大きく、大変感謝している。

また、学校（管理職・学級担任）、保護者、各支援員（3名）、教育委員会を交えたケース会議を定期的を開いて支援の方向性を検討したり、必要に応じて、リソースルームと教育委員会でZoom会議を開いたり、支援員から提出された報告書を基に教育委員会から学校に指導したりと連携を密にして日本語指導を進めることができ、本市の日本語指導について形作ることができた。

一方、課題としては、

- (1) 日本語に関わらず、児童が勉強へ気持ちが向かない日が多く、支援員が予定していた日本語指導が行えなかった。
 - (2) 児童の遅刻や欠席があり、支援員が予定していた日本語指導が行えなかった。
 - (3) 学習言語が身に付くまでにはまだまだ時間を要するという支援員の見立てと、学級担任の生活言語が1学期間でだいぶ身に付いたので、抜き出しの日本語指導は必要ないのではと考えているという認識に差が見られた。
 - (4) 学校が時間割を動かさないとのことで、国語の時間に抜き出しの日本語指導を行うことがうまくできなかった。
 - (5) 大学院生による教室に入り込みの支援の場合、日本語指導が必要な児童への支援だけでなく、他の児童も含めた学習支援を学級担任が求めてしまっていた。
- の5点が挙げられるが、2学期途中から課題解決が図られていき、この2名の児童については、来年度以降は、リソースルームの支援員に頼らずとも学校が自立して指導できる体制が整ったと思われる。

指導課指導主事 坂本 寛実

※ 2022年度、平川市立の別の小学校に日本語指導が必要な他の国籍の児童が在籍することとなり、多文化リソースルームから多文化スーパーバイザー、支援員が引き続き派遣されています。

五所川原市教育委員会

まず、成果についてですが、スーパーバイザーの助言のもと、初めに学校生活に適応するための支援、次に日本語支援という2段階で支援を計画し、実施できたことが、当該児童にとって、効果的な支援になったのではないかと考えます。当該児童はとても恥ずかしがり屋で、当初学校生活を送れるのか不安がありましたが、スーパーバイザーの助言により、母語支援員を活用して学校生活に適応させる支援を実施したことで、当初危惧していたことが払拭され、予想よりも短期間で学校生活に適応することができたようです。

2つ目の成果としては、専門知識を有した日本語支援員が派遣されることによって当該児童に対し、効果的な日本語支援及び指導がされていることです。当該児童の現時点での日本語の習得状況を把握し、何を、どのように、どのようなレベルで指導すればよいか、またどのような側面から支援すればよいかなど、スーパーバイザー及び日本語支援員が専門的見地から判断し、効果的な指導・支援がされています。

次に課題についてですが、まずは、外国人児童生徒が転入することによる支援員の人員費等の予算確保です。今回は1名のみ転入で、さらに1月から3月までの短期間ということもあり、柔軟に対応していただきました。五所川原市教育委員会としては、いつ外国人児童生徒が転入し、日本語支援員を必要とするかわからない状態で、予算を確保することはとても難しいことですが、今回と同じようなことを想定して、事前に財政

課等の担当課とも話し合い、連携をとっておく必要があると思っています。

2つ目の課題としては、当初、日本語支援員の派遣はどこに、どのようにお願いすればいいのかの情報が全くなく、多文化リソースルームにたどり着くまでに、数日を要したことです。今回は冬季休業中ということもあり、時間的に余裕がありましたが、長期休業中以外の場合には、より早急に対応する必要があります。事前に当ルームの存在を知っていれば、日本語支援員をよりスムーズに導入できたのではないかと思います。そのために、例えば年1回、各市町教育委員会に多文化リソースルームの情報をメール等で送付するなど、情報を提供していただけると、いざという時に即座に対応できるのではないかと思います。

今回、平川市教育委員会から情報提供や助言をいただくとともに、行政上の課題等を共有することにより、日本語支援員をスムーズに導入することができました。横のつながりについても、非常に重要であると感じました。これからも他自治体とも連携しながら、多文化共生に向けた日本語指導の充実に努めていきたいと考えています。

学校教育課指導主事 黒滝 智司

おいらせ町教育委員会

今年度は、アフガニスタン国籍児童2名への日本語指導担当教員1名が加配され、国語、社会、算数の個別指導を行ったが、当該児童の母語がパシュトゥー語であったため、日本語指導担当教員の負担が大きかった。

本事業の支援によって、週2回、1回4時間の支援員派遣が行われ、スーパーバイザーと連携することにより、より個に応じた寄り添った支援が行われた。

今年度の成果としては、日本語指導教員に加え、学級担任等にもスーパーバイズしていただくことで、児童理解の一助となるとともに、教員の指導力向上につながったことが1つ目である。行事参加等に係る事前指導や、当該児童に指導したことを家庭に説明する場面の伝え方や配慮等について苦慮していたが、文化の違い等配慮すべき事項の助言や通訳の手配など、家庭との連携場面では大変心強い支援をいただくことができた。

さらに、拠点校とは別の学校における台湾国籍児童のビザ延長手続きに関して、当該児童の複雑な家庭環境に起因する困難な状況に際し、多文化リソースルームの取り計らいにより担当部局からの有益な情報を得て、保護者に適切に助言することができた。

課題としては、日本語指導が必要な児童生徒の教育支援には、地域による大きな格差が存在していると言われるが、このことは当町にも当てはまった。管下の学校には、前述のアフガニスタンと台湾の他にパキスタン国籍児童が在籍していたが、学校外に担当教員や支援員を確保することが難しく、校内の教員で取り出し授業等で支援を行った。それでも児童生徒の理解は進むものの、母語が英語以外の場合は担当教員の負担は大きいものがある。

また、本事業の支援をいただくことで教員の資質向上を図り、いずれは支援なしでも日本語指導を充実できるようにしていきたいと考えるが、母語が多岐にわたるとともに、少数言語への対応や教職員の異動、予算の確保等市町村の対応では限界がある。

このような現状の中、センター機能を発揮し、また、適切かつ迅速に支援の手を差し伸べてくださった多文化リソースルームの存在は大変ありがたかった。

学務課指導室室長 中村 光博



キャリア支援の充実に向けて

(1) 国によって異なる教育制度や就職慣行

日本では、小学校の6年間と中学校3年間、合計9年間は義務教育としていますが、国によって義務教育の期間や入学試験の有無などの教育制度や、学校から職業への移行に当たっての就職慣行が異なる場合があります。キャリア支援にあたっては、そうした国による違いについても注意しながら対応することが大切です。

・義務教育期間における進級について

国によっては、義務教育期間中であっても進級に必要な能力が足りない場合は留年になることもあります。学年ごとに修了証が発行されることもあります。留年のある国では、進級＝その学年の内容が確実に身についたという認識になります。日本の教育制度では、毎年1学年ずつ自動的に進級するという説明が必要です。

・自主学習時間や宿題・提出物について

自主学習についての考え方も、国によって大きく異なります。日本では、子どもの学習習慣を確立するため、学校と連携しながら宿題だけでなく予習・復習など、家庭で学習する時間を作ることが望ましいと考えられていますが、国によっては宿題が大変多く、宿題をこなすだけで精一杯ということもあります。そうした国からくると、宿題以外にも自分で考えて自宅で学習に取り組むことを求める日本の指導の在り方が伝わっていないこともあります。保護者が子どもと一緒に考えたり、答え合わせをしたり、自学自習できるようになるための手助けをする必要があること、宿題以外にも自宅で学習に取り組むことが求められることを意識的に伝えていく必要があります。

国によっては、学校と学校外での責任がはっきり分かれている国や、長期休暇中は休みなので勉強はしないと考える国もあります。また、提出物や宿題をきちんと提出していないと評価が下がることもあるということも説明が必要となるでしょう。

・高校入学試験

日本で高校に入学する場合は、試験を受けて合格する必要があります。当たり前を感じるかもしれませんが、国によっては高校入学する際に試験等が行われない国もあります。高校の種類や入試の種類などについては、保護者や本人に十分な情報提供をしていくことが必要です。ひろだい多文化リソースルームでは、母語通訳の入る高校進学ガイダンスを実施しています (p.80)。早いうちから参加して、日本の高校への理解と受検に向けた意識づけ

につなげていくとよいでしょう。

・ 高等教育の費用と奨学金の手続き

大学など高等教育にかかる費用は、国によって大きな違いがあり、日本の高等教育でかかる費用負担について情報が少ない保護者もいます。高校入学後の早い時期から費用についての説明が必要です。また、奨学金手続きについては、使われる日本語が難しいので、申請にあたっては十分なサポートが不可欠です。

・ 日本の就職慣行

日本の新卒一括採用や高卒者の1人1社制等、世界で見ても独特な就職慣行があります。このような日本の慣行についても、子どもが高校に入学した後から、高校の勉強への動機づけという意味も含めて、本人や保護者に伝えていく必要があります。

・ 就職・進学と在留資格

外国籍の生徒の場合、在留資格を早めに確認することが必要です。在留資格のうち「家族滞在」の資格では、正規の就職ができません。早い時期に在留資格を確認し、変更に向けた手続きを取っていく必要があります。また、就職だけでなく、「家族滞在」の資格では、日本学生支援機構の奨学金を活用することができません。この点も、十分情報を伝えておくことが必要です。

これらの点を保護者に説明する場合は、「日本では〇〇になっています。」だけでなく、背景も含めて順序立てて説明する必要があります。母文化の教育制度や習慣で育ってきている保護者にとっては、日本のルールが理解できないことがあり、細かい連絡と丁寧な説明が必要となります。

多文化環境にいる外国につながる子どもたちが、今後日本の社会でキャリアを形成していくためには、学校生活を送りながら、少しずつ日本の社会生活の知識を得て、日本での自分の将来に希望が持てるように、周囲の学校関係者やクラスメート、友達のサポートが不可欠です。



(2) 外国につながる子どもと保護者のための高校進学ガイダンス

青森県内の日本語を母語としない子どもたちと保護者を対象とした、オンラインによる高校進学ガイダンスが、毎年秋頃に、ひろだい多文化リソースルーム主催・青森県教育委員会共催で開催されています。ひろだい多文化リソースルームのホームページで開催案内するほか、教育委員会を通して周知します。中学校で外国につながる子どもを指導している先生方や支援員にも参加していただくことができます。

ガイダンスでは、母語通訳が配置されます。2022年度は、英語、中国語、タイ語、タガログ語、ネパール語、ベトナム語、ポルトガル語の通訳が入りました。事前申し込みの時点で通訳言語を指定すれば、可能な限りその言語の通訳を配置するようにしています。2022年度には、母語に翻訳した資料も活用しました。

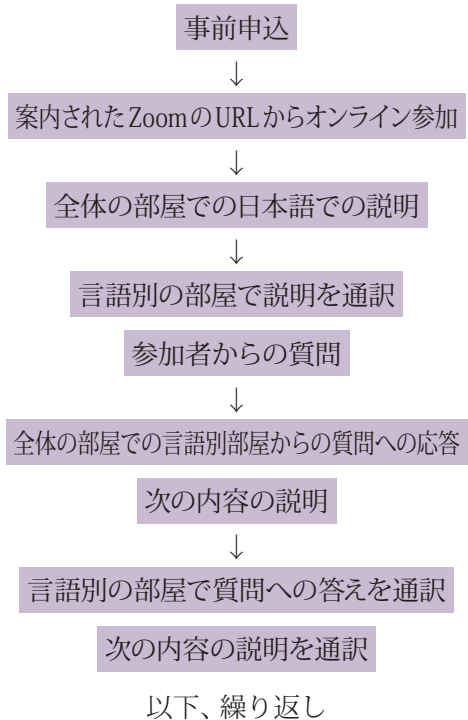
ガイダンスは細かくパートに分け、パートごとに、全体の部屋で日本語での説明を受けた後、各言語の通訳のいる部屋に入って母語通訳による説明を受けます。その場で、母語で質問することもできます。これを繰り返すことで、高校進学について、母語で聞きたい情報を得たり、わからないことを質問したりすることができます。

ガイダンスの内容は、右のとおりです。

2023年3月現在、青森県立高校の入学者選抜には、日本語を母語としない子どもに対応する特別な枠はありませんが、受検にあたっての特別措置については、入学者選抜を担当する青森県教育庁学校教育課が、「要項に明記していないが実質受けられる」「可能な範囲で必要な配慮を行う」と、都道府県立高校における外国人・中国帰国生徒等に対する高校入試に関する調査に回答しています。ただし、配慮を受けたい場合、「事前相談」が必要となります。必ず、県教育委員会学校教育課高等学校指導グループに問い合わせるようにしましょう。

○青森県教育庁学校教育課高等学校指導グループ
電話 017-734-9883

高校進学ガイダンスの母語対応の方法



高校進学ガイダンスの内容

1. 日本の高等学校の概要
 - ・進学率、高校卒業資格が持つ意味
 - ・公立／私立 ・全日制／定時制／通信制
 - ・学科の違い
2. 青森県立高校の入学者選抜の説明
 - ・日程 ・出願資格 ・選抜方法 等
3. 外国につながる先輩の高校に聞く
 - ・いつ来日し、日本語や教科をどう勉強したか
 - ・高校入試 ・高校生活 ・将来の夢

高校進学ガイダンス案内見本（2022年度のものです）

外国につながる子どもと保護者のための
高校進学ガイダンス
2022

● 中学校卒業後について、考えませんか？
● 日本語がわからなくても、日本の高校について質問できます！
● 質問や悩みを一緒に解決しましょう。ご連絡ください！
● 保護者の方の参加も大歓迎です！

日時：2022年 12月 03日（土） 13:00～16:00

★参加対象：日本語を母語としない小学生、中学生、保護者
★参加方法：オンラインで行います。（パソコン、タブレットで参加できます。）
★通訳：英語、中国語、タイ語、タガログ語、ネパール語、ベトナム語、ポルトガル語など。
★資料：母語で書いた資料も配ります。
★参加費：無料 ※事前に申し込みが必要です。
★内容：日本の高校ってどんなところ？どんな種類の高校があるの？
入学するには、どうしたらいいの？、Q&A
お申込みは、こちらのQRコードから！▶▶▶

【問い合わせ先 Contact】
弘前大学教育学部 多文化リソースルーム
Hirosaki University, Faculty of Education, Multicultural Resource Room
〒036-8560 青森県弘前市文京町1
TEL/FAX 0172-39-3454 Mail to: tabunka3454@hirosaki-u.ac.jp
Website: https://home.hirosaki-u.ac.jp/tabunka/

【主催】弘前大学教育学部 多文化リソースルーム
【共催】青森県教育委員会（予定）
【後援】公益社団法人青森県観光国際交流機構（予定）
青森市教育委員会、八戸市教育委員会、弘前市教育委員会（予定）
おいらせ町教育委員会、平川市教育委員会、五所川原市教育委員会、
三沢市教育委員会（予定）

高校進学ガイダンス 2022 参加申込書
High School Guidance 2022 Registration

Please send the registration form via E-mail, URL or the QR code as contact below.
申込先：弘前大学教育学部 多文化リソースルーム
E-mail: tabunka3454@hirosaki-u.ac.jp
https://forms.gle/VWrrzrGFZ5gnfFht6

参加者（子ども）の名前
Name of the participating child

学校名： _____ 学年： _____
年齢： _____ 性別： _____

School Name, grade, age, gender

School Name: _____ Grade: _____
age: _____ M/F

出身地・母語
Country of origin, Mother Language

出身： _____ 母語： _____
Birthplace: _____ Mother Language: _____

保護者の名前（参加希望の有無）
Name of parent (Do you wish to participate?)

(参加希望) 参加 Yes 不参加 No

住所 Address: _____
ご住所 Address: _____

ご連絡先
Contact

携帯電話 Mobile: _____
e-mail: _____

2022 ガイダンス母語資料の表紙より

Informações para pessoas que residem na Província de Aomori, cuja língua materna não é a língua japonesa

GUIA SOBRE COMO MATRICULAR-SE EM COLÉGIOS PÚBLICOS DA PROVÍNCIA DE AOMORI

Impormasyon para sa mga hindi Hapon ang sariling wika na naninirahan sa Aomori Prefecture

Aomori Prefecture
「Guidebook para sa Pagpasok sa Public School」

あomorけん す にほんご ぼご かた あんない
青森県に住む日本語を母語としない方へのご案内
ແະນ້າຂ້ອນທ່າວາສາກສ້າງຜູ້ທີ່ໄດ້ຢ້າກມາຢູ່ນັ້ນເປັນການນຳມາແອວາທ້ອນູໃນຈັງຫວັດອາໂອໂນີ

あomorけん
青森県
こうりつこうこうにゅうがく
「公立高校入学のためのガイドブック」
ຼ້ມືອແະນ້າການເຂົ້າສຶກສາທ່ອນໃນ ໂຮງຮຽນມັດຍມສຶກສາທອນປລາຍ

居住青森縣的外籍考生(母語非日語者)及家長須知

青森縣
「公立高中招生報考指南」

Guide for non-native Japanese speakers living in Aomori Prefecture

Aomori Prefecture
“Guide to the High School Admission”

आओमोरी प्रान्तमा रहनुहुने जापानी भाषा मातृभाषा नभएका महानुभावको लागि जानकारी

आओमोरी प्रान्त
सार्वजनिक उच्च माध्यमिक विध्यालय भर्नाको लागि गाइडबुक

Hướng dẫn cho người có tiếng mẹ đẻ không phải tiếng Nhật đang sống tại tỉnh Aomori.

あomorけん
青森県 Tỉnh Aomori
こうりつこうこうにゅうがく
「公立高校入学のためのガイドブック」
Sách hướng dẫn nhập học cấp ba công lập

(3) 外国につながる先輩とのオンライン交流によるキャリア支援

外国につながる子どもは、進路に関わる情報をなかなか得にくく、また、日本の社会の中でキャリアのロールモデルを見つけることが難しいため、高校以降のキャリア形成においても不利になりがちだと言われています。とくに、外国につながる先輩の数が少ない散在地域の青森県では、その傾向が強いことが心配されます。

そうした状況においては、オンラインによるキャリア交流の機会を設けることが効果的だといえるでしょう。

下の写真は、青森県内の高校で学ぶ中国出身の生徒が、同じ中国出身の先輩とオンラインで交流している様子です。

先輩は、神奈川県を中心に活動する多文化コースプロジェクトで活動している大学院生でした。キャリア交流の中で、先輩からは、中学校の途中で来日したときからどんなふうに日本語を学び日本の学校での学習に取り組んだか、大学進学に向けてどのような入試の制度を利用したか、大学生としての生活や将来の夢などを語ってもらいました。はじめは、学校の先生や支援員もいっしょに日本語で話していましたが、途中からは先輩と二人でブレイクアウトルームに入り、中国語でいろいろとお話しました。こうした経験が、生徒のキャリアへの意識を高め、大学進学への努力に結びついていったようです。

散在地域では、今後もこうしたオンラインでのキャリア交流が大きな効果をあげることが期待されます。ひろだい多文化リソースルームは、認定NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわや多文化コースプロジェクトと連携して、今後もこうしたキャリア交流の機会を提供していく予定です。



多文化コースプロジェクト 多様な背景をもつ若者がネットワークを作り、外国につながる子どもたちの進路や学習支援を行っている団体で、認定NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわと連携して、神奈川県を中心に活動しています。自分たちに続く後輩である外国につながる子どものために、自分たちが経験したことを元に「外国につながる高校生のための進路体験のまとめ」や「外国にルーツを持つ生徒対象の入試一覧」などの情報を、多言語対応のホームページで発信しています。

<https://multiyouth.com/pt-br/multiculturalyouth>



(4) 大学等への進学のためのキャリア情報

外国につながる子どもの高校卒業後の進学について、新たな入試制度を採り入れる大学が出てきています。外国につながる子どもは、母語・母文化と日本語・日本文化の両方の経験をもつグローバルな人材として期待されてきているといえるでしょう。

2023年1月現在、次のような入試の特別枠があります。詳細は、各大学のホームページを参照してください。

出願資格に国籍や在留期間等の条件を設けた特別枠のある大学

- ・宇都宮大学（外国人生徒選抜、国際学部国際学科）
- ・桜美林大学（総合選抜・帰国生徒、国際学生選抜）
- ・神奈川大学（外国高等学校在学経験者（帰国生徒等））
- ・上智大学（外国人入学試験、国際教養学部を除く全学部）
- ・東洋大学（外国にルーツを持つ生徒対象入試、社会学部国際社会学科）

また、特別枠ではありませんが、外国語（生徒にとっては母語）で受験できる大学や、科目内容から受けやすい総合型選抜や特別入試を行っている大学もあります。英語の資格試験等のスコアを条件とする大学は多くありますが、2023年1月現在、英語以外でも次のような選抜もあります。

英語以外の母語を活用した特別入試がある大学

- ・中央大学（ドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語特別入学試験、経済学部・商学部）
- ・横浜商科大学（商学部総合型選抜「奨学生」・「特別」入学試験、「外国語でコミュニケーションをとることができ、将来、国際社会で活躍したいと考えている者など」、4年間授業料免除）

外国につながる生徒の進学を支援するにあたっては、こうした情報も活かしながらか進めるとよいでしょう。

今後、青森県内の大学でも外国につながる子どもの受け入れが広がることを期待したいと思います。



子どもの日本語支援に携わりたい方へ

青森県内で日本語教育について学び、支援員として活動したい方への情報です。

学校で日本語支援ができる人材は、まだまだ不足しています。ぜひ、積極的に日本語支援について学び、活動なさってください。

また、母語ができる方で日本の学校での支援に携わりたい方は、母語支援員として活動していただける可能性があります。ぜひ、多文化リソースルームにご連絡ください。

○青森大学の日本語教員養成プログラム

文化庁が認める日本語教師養成課程副専攻修了に必要な 26 単位を取得するプログラムです。青森大学の学生は学部を問わず受講でき、卒業生や社会人の皆さんも青森大学の科目等履修生として受講できます。

<https://www.aomori-u.ac.jp/nihongo/>



○青森県観光国際交流機構「日本語指導サポーター養成講座」の受講とサポーター登録

青森県観光国際交流機構が、青森大学と連携して実施するもので、上記の日本語教員養成プログラムの一部科目を履修した者に対して、同機構が講座修了証を発行し、「青森県日本語指導サポーター」として登録する制度です。すでに 100 名以上の方が登録していますが、平日の昼間、子どもの学校での支援にあたる人材は、まだまだ不足している現状があります。

<https://www.kokusai-koryu.jp/japanese-supporter/>



○弘前大学の日本語教育関連科目の科目履修

弘前大学では、2023 年度から、教育学部に日本語教師養成プログラムを設置します。これは、教育学部の学生が、文化庁が認める日本語教師養成課程副専攻修了に必要な 26 単位を取得するプログラムで、特に、学校に通う子どもの日本語教育を意識したプログラム内容に特徴があります。

このプログラムを構成する日本語教育に特化した科目は、教養科目として置かれており、弘前大学グリーンカレッジの開放科目となっています。所定の手続きで、一般の方も受講可能ですので、大学ホームページから情報を確認し、お申し込みください。

<https://www.hirosaki-u.ac.jp/society/green-college/>



実際に日本語支援に携わるには…

実際に学校での日本語支援に携わるには、子どもへの日本語支援を実施している団体に所属して活動することになります。NPO 法人であるひろだい多文化リソースルーム（弘前市）や、みちのく国際日本語教育センター（八戸市）は、人材を求めています。問い合わせしてみてください。



卷末資料

(1) 関係機関のホームページ、連絡先一覧

青森県教育委員会

〒030-8540 青森県青森市長島一丁目1-1

学校教育課 小中学校指導グループ TEL: 017-734-9895

高等学校指導グループ TEL: 017-734-9883

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-seisaku/gaiyou_sub03.html
教育事務所一覧（青森県内、管内別6か所）

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-seisaku/gaiyou_main03.html

公益社団法人 青森県観光国際交流機構 国際交流グループ

〒030-0803 青森市安方一丁目1番40号 青森県観光物産館8階

TEL: 017-735-2221（事務局）

TEL: 017-718-5147（青森県観光物産館2F国際交流ラウンジ・外国人相談窓口）

<https://www.kokusai-koryu.jp/>

学校法人青森山田学園 青森大学 日本語教育センター

〒030-0943 青森県青森市幸畑2-3-1

TEL: 017-738-2001（内線321） FAX: 017-738-0143

<https://www.aomori-u.ac.jp/>

学校法人青森田中学園 青森中央学院大学

サテライトキャンパス「FRIENDLY WINDOW」

〒030-0801 青森市新町2-7-13 TEL/FAX 017-752-8660

TEL: 017-757-8430 メール: masumi-tanaka@aomoricgu.ac.jp

<https://www.aomoricgu.ac.jp/fw/>

NPO法人 みちのく日本語教育センター (MIJEC)

メール: michinokunihongo@gmail.com

https://peraichi.com/landing_pages/view/mijec

八戸子どもの日本語支援の会

TEL: 090-1933-9936 メール: mt.akebi@gmail.com

NPO法人 ひろだい多文化リソースルーム

〒036-8560 青森県弘前市文京町1番地

TEL: 0172-30-9145 メール: hirodai.tabunka@gmail.com（事務局）

m-yoshida@hirosaki-u.ac.jp（理事長）

<https://home.hirosaki-u.ac.jp/tabunka/>

(2) AOMORI 多文化共生推進事業実施要領

令和4年度 AOMORI 多文化共生推進事業
日本語指導支援員等派遣実施要領
【市町村教育委員会用】

青森県教育庁学校教育課

1 目的

県内の公立小・中学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒（以下「外国人児童生徒」という。）の教育に対応するため、多文化スーパーバイザー（以下「スーパーバイザー」という。）、日本語指導支援員・母語支援員（以下「支援員」という。）及び通訳支援員（以下「通訳」という。）を派遣し、外国人児童生徒の適応指導、指導担当者等への助言、援助を行うことを目的として実施し、きめ細かな切れ目のない指導体制の充実に努める。

2 対象

- (1) 県内の公立小・中学校に在籍し、外国語を母語とし、日本語指導が必要な児童生徒のうち、支援を希望する者及びその保護者
- (2) (1) に対する指導担当者等

3 職務等

職務は次のとおりとし、活動内容は別紙のとおりとする。

(1) スーパーバイザー

- ① 対象者の日本語力のアセスメント
- ② 対象者に適した日本語指導支援計画の立案及び関係者への助言
- ③ 児童生徒に関する学校と連携した支援のための検討会議の開催
- ④ その他、県教育委員会が必要と認める業務

(2) 支援員

- ① 取り出しによる個別の日本語の基礎指導
- ② 学級での学校生活支援・学習言語支援
- ③ 児童生徒に関する学校と連携した支援のための検討会議への参画
- ④ その他、県教育委員会が必要と認める業務

(3) 通訳

- ① 児童生徒に関する学校と連携した支援のための検討会議等における通訳支援
- ② その他、県教育委員会が必要と認める業務

4 支援期間等

- (1) 支援期間は、支援開始日から12週間とする。
 - (2) 支援時間は対象者の在籍学校と相談の上、決定する。ただし、支援員等の勤務時間は1日につき4時間以内とする。
 - (3) 支援員等が派遣希望校における教職員の勤務時間を超えて勤務することはできない。
-

5 謝金

スーパーバイザー等の謝金は、次のとおりとする。

- (1) スーパーバイザー 1時間 5,900円
- (2) 支援員 1時間 2,500円
- (3) 通訳 1時間 2,500円
- (4) 謝金は依頼の都度支払う。

6 派遣申請方法

(1) スーパーバイザー等の派遣を希望する公立小・中学校は、電話により県教育庁学校教育課担当に連絡する。

(2) 派遣申請書の提出

「日本語指導支援員等派遣申請書」【様式1】を作成し、提出する。

校種	提出先
公立小・中学校	市町村教育委員会を通して県教育庁学校教育課小中学校指導グループに提出する。

(3) 県教育庁学校教育課は、弘前大学多文化リソースルームに連絡し、支援員等の派遣を依頼する。

(4) 弘前大学多文化リソースルームは、当該市町村教育委員会及び当該小・中学校に連絡し、支援に係る詳細について打合せを行う。

7 訪問計画及び日報の提出について

(1) 支援員等は、各月の支援計画について「日本語指導支援計画書」【様式2】を作成し、県教育庁学校教育課担当宛に提出する。

(2) 支援員等は、支援終了後、「日報」【様式3】を作成し、県教育庁学校教育課担当宛に提出する。

8 派遣終了について

スーパーバイザー等の派遣を受けた学校は、外国人児童生徒の学習状況に応じて、スーパーバイザー及び支援員との協議を踏まえ、支援計画の途中であっても派遣の終了を希望することができる。

9 日本語指導が必要な外国人児童生徒担当教員等連絡協議会

学校教育課長は、県内において日本語指導に関わる支援員等のネットワークを強固なものにするとともに、日本語指導の効果を高めるため、公立小・中学校教員及び教育事務所指導主事等を対象とした日本語指導が必要な外国人児童生徒担当教員等連絡協議会を年2回開催し、研究協議や情報交換を行う。

10 庶務

スーパーバイザー、支援員及び通訳の謝金及び費用弁償に要する手続は、県教育庁学校教育課が行う。

※ 本要項は令和4年度のものであり、通訳謝金等については変更の可能性がある。

【別紙】

- 1 多文化スーパーバイザー
日本語指導支援員による支援状況を確認し、教材や教授方法等の工夫等により支援が行われるよう指導・助言します。
〈主な活動〉
 - 日本語指導支援実施に当たってのケース会議等の開催
 - 日本語指導支援員による支援状況の観察、支援員への指導・助言
 - 校内研修講師
 - 多文化共生に向けた学校づくりへの助言

- 2 日本語指導支援員
申請を受けた日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する日本語指導を支援します。
〈主な活動〉
 - 日本語指導（取り出し 日本語の基礎指導→教科学習との統合）
 - 日本語指導（入り込み 教科指導のサポート）
 - 学級担任等との情報交換、助言
 - 日本語指導の観点から個別の指導計画や個別の教育支援計画等作成への参画
 - ケース会議等への参加
 - 多文化共生に向けた学校づくりへの協力

- 3 母語支援員
申請を受けた日本語指導が必要な外国人児童生徒やその保護者に対して母語による支援を行います。
〈主な活動〉
 - 母語・母文化を理解した上での学校生活支援、サバイバル日本語の初期指導（入り込み）
 - 母語による相談（心のケア）
 - 学級担任等との情報交換、助言
 - 日本語指導の観点からの個別の指導計画や個別の教育支援計画等作成への参画
 - ケース会議等への参加
 - 多文化共生に向けた学校づくりへの協力

- 4 通訳支援員
申請を受けた学校等並びに日本語指導が必要な外国人児童生徒及びその保護者に対して通訳支援を行います。
〈主な活動〉
 - ケース会議等における通訳支援
 - 学級担任等との情報交換における通訳支援

※ フローチャートは、p.13 を参照のこと。

令和4年度 AOMORI 多文化共生推進事業
日本語指導支援員等派遣実施要領
【県立学校用】

青森県教育庁学校教育課

1 目的

県内の県立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒（以下「外国人児童生徒」という。）の教育に対応するため、多文化スーパーバイザー（以下「スーパーバイザー」という。）、日本語指導支援員・母語支援員（以下「支援員」という。）及び通訳支援員（以下「通訳」という。）を派遣し、外国人児童生徒の適応指導、指導担当者等への助言、援助を行うことを目的として実施し、きめ細かな切れ目のない指導体制の充実を図る。

2 対象

- (1) 県立学校に在籍し、外国語を母語とし、日本語指導が必要な児童生徒のうち、支援を希望する者及びその保護者
- (2) (1) に対する指導担当者等

3 職務等

職務は次のとおりとし、活動内容は別紙のとおりとする。

- (1) スーパーバイザー
 - ① 対象者の日本語力のアセスメント
 - ② 対象者に適した日本語指導支援計画の立案及び関係者への助言
 - ③ 児童生徒に関する学校と連携した支援のための検討会議の開催
 - ④ その他、県教育委員会が必要と認める業務
- (2) 支援員
 - ① 取り出しによる個別の日本語の基礎指導
 - ② 学級での学校生活支援・学習言語支援
 - ③ 児童生徒に関する学校と連携した支援のための検討会議への参画
 - ④ その他、県教育委員会が必要と認める業務
- (3) 通訳
 - ① 児童生徒に関する学校と連携した支援のための検討会議等における通訳支援
 - ② その他、県教育委員会が必要と認める業務

4 支援期間等

- (1) 支援期間は、支援開始日から18週間とする。
- (2) 18週間の支援終了後、引き続き支援を受けている児童生徒、その保護者及び当該児童生徒在籍校長が支援を希望し、スーパーバイザーが支援の必要性を認める場合は、県教育委員会が認める範囲内で支援を継続することができる。ただし、最大18週間とする。
- (3) 支援時間は対象者の在籍学校と相談の上、決定する。ただし、支援員等の勤務時間は1日につき4時間以内とする。
- (4) 支援員等が派遣希望校における教職員の勤務時間を超えて勤務することはできない。

5 謝金

スーパーバイザー等の謝金は、次のとおりとする。

- (1) スーパーバイザー 1時間 5,900円
- (2) 支援員 1時間 2,500円
- (3) 通訳 1時間 2,500円
- (4) 謝金は依頼の都度支払う。

6 派遣申請方法

(1) スーパーバイザー等の派遣を希望する県立学校は、電話により県教育庁学校教育課担当に連絡する。

(2) 派遣申請書の提出

「日本語指導支援員等派遣申請書」【様式1】を作成し、提出する。

校種	提出先
県立学校	県教育庁学校教育課小中学校指導グループに提出する。

(3) 県教育庁学校教育課は、弘前大学多文化リソースルームに連絡し、支援員等の派遣を依頼する。

(4) 弘前大学多文化リソースルームは、県教育委員会及び当該学校に連絡し、支援に係る詳細について打合せを行う。

7 訪問計画及び日報の提出について

(1) 支援員等は、各月の支援計画について「日本語指導支援計画書」【様式2】を作成し、県教育庁学校教育課担当宛に提出する。

(2) 支援員等は、支援終了後、「日報」【様式3】を作成し、県教育庁学校教育課担当宛に提出する。

8 派遣終了について

スーパーバイザー等の派遣を受けた学校は、外国人児童生徒の学習状況に応じて、スーパーバイザー及び支援員との協議を踏まえ、支援計画の途中であっても派遣の終了を希望することができる。

9 日本語指導が必要な外国人児童生徒担当教員等連絡協議会

学校教育課長は、県内において日本語指導に関わる支援員等のネットワークを強固なものにするとともに、日本語指導の効果を高めるため、公立小・中学校教員及び教育事務所指導主事等を対象とした日本語指導が必要な外国人児童生徒担当教員等連絡協議会を年2回開催し、研究協議や情報交換を行う。

10 庶務

スーパーバイザー、支援員及び通訳の謝金及び費用弁償に要する手続は、県教育庁学校教育課が行う。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。

※ 本要項は令和4年度のものであり、通訳謝金等については変更の可能性がある。

【別紙】

1 多文化スーパーバイザー

日本語指導支援員による支援状況を確認し、教材や教授方法等の工夫等により支援が行われるよう指導・助言します。

〈主な活動〉

- 日本語指導支援実施に当たってのケース会議等の開催
- 日本語指導支援員による支援状況の観察、支援員への指導・助言
- 校内研修講師
- 多文化共生に向けた学校づくりへの助言

2 日本語指導支援員

申請を受けた日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する日本語指導を支援します。

〈主な活動〉

- 日本語指導（取り出し 日本語の基礎指導→教科学習との統合）
- 日本語指導（入り込み 教科指導のサポート）
- 学級担任等との情報交換、助言
- 日本語指導の観点から個別の指導計画や個別の教育支援計画等作成への参画
- ケース会議等への参加
- 多文化共生に向けた学校づくりへの協力

3 母語支援員

申請を受けた日本語指導が必要な外国人児童生徒やその保護者に対して母語による支援を行います。

〈主な活動〉

- 母語・母文化を理解した上での学校生活支援、サバイバル日本語の初期指導（入り込み）
- 母語による相談（心のケア）
- 学級担任等との情報交換、助言
- 日本語指導の観点からの個別の指導計画や個別の教育支援計画等作成への参画
- ケース会議等への参加
- 多文化共生に向けた学校づくりへの協力

4 通訳支援員

申請を受けた学校等並びに日本語指導が必要な外国人児童生徒及びその保護者に対して通訳支援を行います。

〈主な活動〉

- ケース会議等における通訳支援
- 学級担任等との情報交換における通訳支援

※ フローチャートは、p.13を参照のこと。

(3) 青森県観光国際交流機構による日本語学習教材給付事業・日本語能力試験助成事業

青森県観光国際交流機構は、外国につながる子どもの日本学習環境整備の支援をもって、多文化共生の推進に寄与するため、「子どものための日本語学習支援基金（IJC E基金）」を活用して、次の2つの助成を行っています。

① 日本語学習教材給付事業

外国につながる子どもや先生または支援員に対して、日本語学習教材の購入費用を助成する事業です。

申請額の上限は一人当たり 3,000 円程度で、学校や学習支援教室などが取りまとめて申請します。ひとつの学校や学習支援教室単位で、30,000 円程度（約 10 人分）を上限に、単年度（4月から翌年3月の間）に1回だけ申請できます。

〔日本語学習教材給付事業〕

様式1（第4項関係）

年 月 日

記載例

認定申請書

公益社団法人青森県観光国際交流機構
副理事長 三上 千春 様

教材届け先

団体の名称
所在地
代表者氏名
(担当者氏名)

ネット等の画面から「教材のコピー」を添付してください

連絡先

印

下記のとおり、日本語学習教材給付事業の助成を受けたいので、**関係書**を添えて申請します。

記

教材名 (金額)	発行出版社 (ISBN)	対象者氏名 (学年及び年齢)	外国につながる該当番号
(円)			
(円)			
(円)			

※ 申請額の上限は1教室 30,000円程度
(一人当たり3,000円程度を上限とする。)

※ 「外国につながる」の欄に該当する番号を記入してください。

「外国につながる」該当欄
① 外国籍である
② 日本国籍を持つ両親のうち、いずれかが外国籍である者
③ 日本国籍を持つ両親のうち、いずれかがかつて外国籍であった者
④ その他 理由を記載してください。 (支援員 ○○○○)

※ ISBNがわからないときは、教材について詳細をお知らせください。

ひとり3千円程度とし、10人まで可能、支援する人の分も可能

支援者は、その他の欄に記入する。

申請者



申請者所属の学校または団体を通して申請

① 認定申請書（様式1 ※記載例参照）を郵送



② 認定結果通知書（様式2）



③ 教材の送付

（教材は機構が注文し、指定場所に宅配する。）



青森県観光国際交流機構
国際交流グループ

② 日本語能力試験受験料助成事業

日本語能力試験を受験する子どもを対象に、受験料を助成する制度です。

一人2回まで助成を受けることができます。

2つの事業とも、申請書類は、下記青森県観光国際交流機構のHPからダウンロードすることができます。

トップページから、「多文化共生の推進」、さらに「外国につながる児童・生徒に係る支援」をクリックしてください。

URL：

<https://www.kokusai-koryu.jp/support-children/>

【日本語能力試験受験料助成事業】

様式1 (第4項関係) 年 月 日

記載例

受験希望助成申請書

公益社団法人青森県観光国際交流機構
副理事長 三上 千春 殿

保護者の方のサインがあれば、押印は省略できます

住所 〒 青森県
受験者名
保護者名

※自署の時は押印を省略できます。

下記の内容で、助成申請します。

記

1. 受験内容

項目	内容
1. 受験日	年 月 日
2. 受験等級	N1 N2 N3 N4 N5
3. 受験地区	

2. 支援対象の確認

いずれかに○をしてください。	「外国につながる」該当欄
①外国籍である	
②日本国籍を持つ両親のうち、いずれかが外国籍である者	
③日本国籍を持つ両親のうち、いずれかがかつて外国籍であった者	
④その他理由を記載してください。 ()	
学校名(学年)及び年齢	学校 年生 / 満 歳

該当欄に○をつけてください (自己申告)

① 申請書提出

試験実施日の1か月前までに
受験希望助成申請書(様式1 ※記載例参照)を
郵送またはメールにて提出

申請人



受験者又は
保護者

② 審査結果の通知

③ 請求書提出

指定日(審査結果通知書に記載しております) **までに**
・受験料助成請求書(様式2) ※記載例参照
・受験料支払証明書(領収書など)の写し を郵送する

④ 受験料の振込 (受験者指定の銀行口座へ振込み)

青森県観光国際交流機構
国際交流グループ

(4) 主要な参考資料を閲覧できるホームページ等

関連法規・通知

小学校・中学校・高等学校の学習指導要領 総則 児童（生徒）の発達に関する支援

2 特別な配慮を必要とする児童（生徒）への指導

(2) 海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導

ア 海外から帰国した児童（生徒）などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。

イ 日本語の習得に困難のある児童（生徒）については、個々の児童（生徒）の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm



日本語教育の推進に関する法律

3 基本的施策

(1) 国内における日本語教育の機会の拡充

[1] 外国人等である幼児，児童，生徒等に対する日本語教育

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/other/suishin_houritsu/index.html



小中学校の「特別の教育課程」導入に関わる学校教育法施行規則改正と関係資料

指導上参考となる資料や指導計画・実施報告・個別の指導計画等の参考様式、Q&Aが掲載されています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1341903.htm



外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針の策定について（通知）

2020年7月1日

外国人の子どもの就学状況を把握し、就学を促進すること、学校への円滑な受け入れ、学習の機会を逸したり学齢を超えたりした子どもの受け入れについての考え方、高等学校への進学促進、関係機関との連携促進などについて、指針が示されています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/004/1415154_00002.htm



高等学校等卒業後に本邦で就職を希望する外国籍を有する者の在留資格の取扱いの変更について（依頼）

2020年3月26日

高等学校等卒業後に日本で就職を希望する場合の「定住者」又は「特定活動」への在留資格に関する通知です。高校のキャリア支援にとって重要な通知です。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/004/1415154_00001.htm



外国につながる子どもの調査等

日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査・外国人の子供の就学状況等調査
文部科学省が行っている調査結果を見ることができます。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/genjyou/1295897.htm



弘前大学教育学部多文化リソースルームによる文部省委託「多文化共生に向けた日本語指導の充実に関する調査研究報告書」

2020年度、2021年度の報告書を多文化リソースルームのホームページに掲載しています。2020年度報告書には、小中学校を対象の調査、市町村教育委員会対象の調査の結果を掲載しています。

<https://home.hirosaki-u.ac.jp/tabunka/category/report/>



都道府県立高校(市立高校の一部を含む)の外国人生徒及び中国帰国生徒等への2022年度高校入試特別措置等について(2021年調査)

毎年度、全国の支援者が連携して、日本語指導が必要な子どもの高校入試における特別枠や特別措置、実際の受入状況、入学後の支援等について、各都道府県・政令市教育委員会を対象とする調査を実施しています。下は、2021年度に行われた調査結果のまとめです。

https://www.kikokusha-center.or.jp/shien_joho/shingaku/kokonyushi/other/2021/koko-top.htm



「神奈川県日本語指導が必要な高校生の進路と校内の支援にかかわる調査」報告書
「国際教室在籍生徒の進路にかかわるアンケート調査」の結果報告書

集住地域で学校を舞台として、具体的にどのような支援が行われているかなどを詳しく知ることができます。

<https://www.kifjp.org/shuppan/houkoku>



指導や支援の参考となる資料

『外国人児童生徒受入れの手引き 改訂版』

小・中学校への外国人児童生徒等の受け入れに関して、学校管理職・日本語教育担当教師・在籍学級担任・教育委員会等のそれぞれの役割が記載されています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm



『高等学校における外国人生徒等の受入れの手引き』

『高等学校の日本語指導・学習支援のためのガイドライン』

いずれも、東京学芸大学・文部科学省委託「高等学校における日本語指導体制整備事業」のホームページに、2023年3月末に掲載される予定です。

<https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/seika/index.html>



『高等学校における日本語能力評価に関する予備的調査研究事業報告書』

日本語指導が必要な高校生の言語能力の評価方法や、評価を活かした授業づくりの事例について知ることができます。東京外国語大学多言語多文化共生センターのホームページに、2023年3月末に掲載される予定です。

<http://www.tufs.ac.jp/blog/ts/g/cemmer/>



外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA

学校で児童生徒の日本語の能力を把握し、その後の指導方針を検討するために、文部科学省が開発したアセスメントで、学校現場で広く使われています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm



かすたねっと（外国につながるの児童・生徒の学習を支援する文部科学省の情報検索サイト）

多言語対応の教材や文書検索ができます。研修用動画や外国人児童・保護者向けの動画などの多言語資料集も掲載されています。

<https://casta-net.mext.go.jp/>



外国につながる子供向けの教材が知りたい！（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00663.html



外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム

日本語支援に関わる教員、支援員等に求められる能力を明らかにして、どのような研修プログラムが必要か検索することができます。

<https://mo-mo-pro.com/>



編集・執筆 吉田美穂（弘前大学教育学部多文化リソースルーム）
笹森圭子（弘前大学教育学部多文化リソースルーム）

執筆 田中真寿美（青森中央学院大学）
石塚ゆかり（青森大学）
土岐賢悟（弘前大学）
桐村豪文（弘前大学）
藤泉（青森大学）
明日山幸子（NPO法人みちのく国際日本語教育センター）

協力 藤本徹（青森県観光国際交流機構）
齋藤ひろみ（東京学芸大学）
松岡洋子（岩手大学）
高橋清樹（認定NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ）
松本恵美（弘前大学）
葛西裕美（青森県社会福祉協議会）
淋代秀樹（青森県教育庁学校教育課）
小角大樹（青森県教育庁学校教育課）
鹿内裕一（青森市教育委員会）
山本琢也（弘前市教育委員会）
坂本寛実（平川市教育委員会）
黒滝智司（五所川原市教育委員会）
近松慎司（三沢市教育委員会）
松林義一（おいらせ町教育委員会）
岩井友之（青森県立尾上総合高等学校）
鈴木康夫（青森県立八戸中央高等学校）
兜森勝一（青森県立北斗高等学校）
堤孝（青森県立田名部高等学校）
古部翔太（青森県立田名部高等学校）
中村徳郎（青森市立合浦小学校）
荒谷俊治（青森市立戸山西小学校）
宮崎勝典（青森市立佃中学校）
小笠原さつき（青森市立南中学校）
野上新二（五所川原市立三輪小学校）
山形貴雄（三沢市立木崎野小学校）
村元治（弘前市立福村小学校）
木村卓（平川市立金田小学校）
Chantrakantanond SASIWARA（弘前大学教育学部多文化リソースルーム）
澤田えり子（弘前大学教育学部多文化リソースルーム）
上遠野沙由里（弘前大学教育学部総務グループ）

青森県版

外国につながる子どもの教育支援ガイドブック

—多文化共生の学校づくりに向けて—

2023年3月31日発行

編集責任者：吉田 美穂

発行者：弘前大学教育学部多文化リソースルーム

住所：青森県弘前市文京町1番地

問い合わせ：電話 0172-30-9145

Email hirodai.tabunka@gmail.com

印刷所：やまと印刷株式会社

本ガイドブックは、文部科学省の教育政策推進事業委託費による委託業務として、弘前大学が実施した令和4年度「多文化共生に向けた日本語指導の充実に関する調査研究」の成果物です。したがって、本報告書の複製、転載、引用等には文部科学省の承認手続きが必要です。

